昭和三十六年総理府令第五十号

国際規制物資の使用等に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）中国際規制物資の使用に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、国際規制物資の使用に関する規則を次のように定める。

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　国際規制物資の使用の許可の申請等（第一条の二―第四条の二の十）
第三章　指定情報処理機関（第四条の三―第四条の七）
第四章　指定保障措置検査等実施機関（第四条の八―第四条の三十）
第五章　雑則（第五条―第十一条）
附則

第一章　定義

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　核燃料物質計量管理区域　工場又は事業所内の区域であって、国際約束に基づく保障措置の適用その他の規制を円滑に行うため当該区域に係る核燃料物質の計量及び管理を適切に行うことができるものをいう。

二　国際規制物資計量管理区域　工場又は事業所内の区域であって、国際約束に基づく受渡しの制限その他の規制を円滑に行うため当該区域に係る国際規制物資（核燃料物質を除く。）の計量及び管理を適切に行うことができるものをいう。

三　在庫変動　核燃料物質計量管理区域における核燃料物質の増加又は減少をいう。

四　バッチ　計量及び管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。

五　実在庫量　一定の時点において、一定の手続に従い計量された核燃料物質計量管理区域内の核燃料物質の量をいう。

六　実効値　核燃料物質について次に掲げるところにより算定した数値をいう。

イ　プルトニウムにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値

ロ　濃縮度（ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率をいう。以下同じ。）が百分の一以上であるウランにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値に当該濃縮度の二乗を乗じて得られた数値

ハ　濃縮度が千分の五を超え、百分の一に達しないウランにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値に一万分の一を乗じて得られた数値

ニ　濃縮度が千分の五以下のウラン又はトリウムにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値に十万分の五を乗じて得られた数値

ホ　イからニまでに掲げる物質の一又は二以上を含むものにあっては、当該物質ごとに、それぞれイからニまでに掲げるところにより算出される数値を合計した数値

七　燃料体　原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。

八　特定燃料体　燃料体であって、原子炉（臨界実験装置を除く。）で使用されるもののうち、プルトニウムを含むもの（使用済燃料を除く。）をいう。

九　主要測定点　核燃料物質計量管理区域内における箇所であって、当該核燃料物質計量管理区域に係る核燃料物質の受払い又は在庫に関する計量及び管理を適切に行うことができるものをいう。

十　帳簿検査　法第六十一条の七の規定による記録とその他国際規制物資の計量及び管理に関する帳簿又は書類とを照合し、その結果に基づいて法第六十七条第一項の規定によりされた報告（保障措置協定に基づく保障措置の実施のためのものに限る。）の正確性を確認することをいう。

十一　員数検査　法第六十一条の七の規定による記録又はその他国際規制物資の計量及び管理に関する帳簿若しくは書類（以下「記録等」という。）において核燃料物質計量管理区域内に存在するものとして記載された核燃料物質について、その所在場所における員数を確認することをいう。

十二　機器検査　国際規制物資使用者等が核燃料物質の計量及び管理に用いる機器について、当該核燃料物質の計量及び管理を適切に行うことができる状態に維持されていることを確認することをいう。

十三　非破壊検査　記録等において核燃料物質計量管理区域内に存在するものとして記載された核燃料物質の種類又は量について、非破壊検査により確認することをいう。

十四　試料提出　保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な核燃料物質その他の試料を提出させることをいう。

十五　封印監視　封印若しくは装置の取付け、取り付けられた封印若しくは装置の健全性の確認又は装置によりされた記録の回収を行うことをいう。

十六　サイト　次のイ、ロ又はハに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める区域をいう。ただし、当該区域が同一の工場又は事業所内に複数存在する場合にあっては、当該区域のうち二以上のものを含む区域を一のサイトとすることができる。

イ　加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（実効値の合計が一以上のプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。）　加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下「加工施設等」という。）ごとにそれぞれ設定された管理区域及び周辺監視区域（周辺監視区域の外側の場所においても加工施設等が設置されている場合にあっては、当該加工施設等の区域を含むものとし、周辺監視区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の加工施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあっては、当該施設の区域を含むものとする。）

ロ　使用者（実効値の合計が一に満たないプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。）　管理区域（管理区域の外側の場所においても使用施設等が設置されている場合にあっては、当該使用施設等の区域を含むものとし、管理区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の使用施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあっては、当該施設の区域を含むものとする。）

ハ　原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者（旧国際規制物資使用者等を含む。第二条第一項を除き、以下同じ。）のうち、追加議定書第十八条に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用する者をいう。以下同じ。）　核燃料物質計量管理区域を含む建物の区域（核燃料物質管理区域を含む建物の区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の使用施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあっては、当該施設の区域を含むものとする。）

第二章　国際規制物資の使用の許可の申請等

（国際規制物資の使用の許可の申請）

第一条の二　法第六十一条の三第二項の国際規制物資の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物資の種類については、当該国際規制物資に係る国際約束（保障措置協定を除く。）の締約相手国（国際機関を含むものとし、当該締約相手国又は国際機関が複数ある場合にあっては、当該複数の締約相手国又は国際機関。以下「供給当事国」という。）ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載すること。

二　法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物資の数量及び同項第五号の予定使用期間については、当該国際規制物資の種類ごとに記載すること。

三　法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者（法人にあっては、その業務を行う役員）が法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者に該当しない旨の診断を受けたこと並びに当該診断を受けた病院、診療所等の名称及び住所、診断日、医師の氏名を記載すること。

2　前項第三号に掲げる記載に代えて法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者（法人にあっては、その業務を行う役員）が法第六十一条の四第三号に該当しないことが記載された医師の診断書を提出することができる。

3　法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であって、原子力規制

委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第一項第三号に掲げる記載に代えて当該役員が法第六十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（国際規制物資の使用の届出）

第一条の三　製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者又は使用者は、国際規制物資を製錬の事業の用に供し、加工の事業の用に供し、原子炉の設置若しくは運転の用に供し、再処理の事業の用に供し、又は法第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用しようとするときは法第六十一条の三第四項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　国際規制物資を使用する工場又は事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定使用期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（国際規制物資の貯蔵の届出）

第一条の四　使用済燃料貯蔵事業者は、国際規制物資を貯蔵しようとするときは、法第六十一条の三第五項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を貯蔵する事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　国際規制物資を貯蔵する事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定される貯蔵の期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（国際規制物資の廃棄の届出）

第一条の五　廃棄事業者は、国際規制物資を廃棄しようとするときは、法第六十一条の三第六項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を廃棄する事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　国際規制物資を廃棄する事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定される廃棄の期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（旧製錬事業者等の国際規制物資の使用の届出等）

第一条の六　旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法第十二条の七第九項（法第二十二条の九第五項、法第四十三条の三の三第四項、法第四十三条の三の三十五第四項、法第五十一条第四項及び法第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一条の三第七項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十条若しくは法第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは法第二十条、法第三十三条第一項若しくは第二項、法第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項又は法第五十六条の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　国際規制物資を使用する工場又は事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定使用期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（旧使用済燃料貯蔵事業者等の国際規制物資の貯蔵の届出）

第一条の七　旧使用済燃料貯蔵事業者等は、法第四十三条の二十八第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を貯蔵しようとするときは、法第六十一条の三第八項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を貯蔵する事業所ごとに作成し、法第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　国際規制物資を貯蔵する事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定される貯蔵の期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（旧廃棄事業者等の国際規制物資の廃棄の届出）

第一条の八　旧廃棄事業者等は、法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を廃棄しようとするときは、法第六十一条の三第九項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を廃棄する事業所ごとに作成し、法第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　国際規制物資を廃棄する事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資の種類及び数量

四　予定される廃棄の期間

2　前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

（法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者）

第一条の九　法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（国際規制物資の使用に係る変更の届出）

第二条　法第六十一条の五第一項の規定により、変更の届出をしようとする国際規制物資使用者は、その変更をしようとする日の三十日前までに次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　使用の場所

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更に係る使用を開始する日

2　前項の届出は、法第五十七条の七第二項第六号に掲げる事項の変更を伴う場合には、その内容を記載した書類を添付してしなければならない。

3　法第六十一条の五第二項の規定による変更の届出は、その内容を記載した書類を提出することにより行うものとする。

（合併及び分割の認可の申請）

第三条　法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　使用の場所

三　合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により国際規制物資

を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
四　合併又は分割の方法及び条件
五　合併又は分割の理由
六　合併又は分割の時期
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し
二　前項第三号に規定する法人が法第六十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
三　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類
3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（記録）

第四条　国際規制物資を使用している者（国際規制物資を使用している製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。以下同じ。）、加工事業者（旧加工事業者等を含む。以下同じ。）、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。以下同じ。）、使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）並びに原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者をいう。以下同じ。）、国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下同じ。）並びに国際規制物資を廃棄している廃棄事業者（旧廃棄事業者等を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、法第六十一条の七の規定により、国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。以下同じ。）に関し、工場又は事業所（試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあっては試験研究用等原子炉設置者にあっては発電用原子炉）ごとに、次の表の区分の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ、同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って記録し、及び同表の保存期間の欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
製錬事業者	一　核原料物質（国際規制物資であるものに限る。以下同じ。）又は核燃料物質（国際規制物資であるものに限る。以下同じ。）の種類別及び相手方別の受渡量及び受渡しの原因 二　核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。以下この条及び第四条の二の二第一項の表の下欄において同じ。）の数量又は損失（事故損失を除く。第七条第三項及び第十九項において同じ。）の数量及び理由 三　核原料物質又は核燃料物質の種類別の事故損失の数量及び理由 四　核原料物質又は核燃料物質の種類別の計量における誤差に基づく増減その他の増減の数量及び理由 五　核原料物質又は核燃料物質の種類別の月間の生産量又は消費量 六　核原料物質又は核燃料物質の種類別の在庫量	受渡しの都度 毎月一回 事故損失の都度 毎月一回 毎月一回	十年間 十年間 十年間 十年間 十年間
加工事業者	一　核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因 二　核燃料物質の種類別の受払間差異（払出しに係る相手方から払出量として通知された量と受入れに係る核燃料物質計量管理区域において測定された量との差をいう。以下同じ。） 三　在庫変動を伴わないバッチの組替え（以下「リバッチング」という。）の内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量 四　核燃料物質の種類別の実在庫量 五　核燃料物質の種類別の不明物質量（帳簿上の在庫量と実在庫量との差をいう。以下同じ。） 六　燃料要素中の核燃料物質の種類別の量 七　燃料集合体中の核燃料物質の種類別の量 八　核燃料物質の測定をするための機器の校正記録	第三項に定める場合の確認の都度 受払間の差異の確認の都度 リバッチングの都度 実在庫量の確認の都度 不明物質量の確認の都度 燃料要素の被覆の完了の都度 燃料集合体の組立ての完了の都度 校正の都度	十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間
試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者	九　試料の採取及び分析の記録 十　核燃料物質の月間の加工数量 十一　設備（国際規制物資であるものに限る。この表再処理事業者の項第九号を除き、以下同じ。）の種類別及び相手方別の受渡量及び受渡しの原因 十二　設備の種類別の損失の数量及び理由 十三　設備の種類別の廃棄の数量及び方法 十四　設備の種類別の使用の状況の変化 十五　設備の種類別の在庫量 一　核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因 二　原子炉への燃料体の種類別の挿入量 三　リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量 四　使用済燃料の種類別の取出量	採取及び分析の都度 毎月一回 受渡しの都度 損失の都度 廃棄の都度 使用の状況の変化の都度 毎年一回 第三項に定める場合の挿入の都度 取出しの都度	十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間

五　取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度	十年
六　使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	毎月一回	五年
七　払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから払出しまでの期間	払出しの都度	十年
八　核燃料物質の種類別の実在庫量	実在庫量の確認の都度	十年
九　核燃料物質の種類別の不明物質量	不明物質量の確認の都度	十年
十　減速材物質（国際規制物資であるものに限る。以下同じ。）の種類別及び相手方別の受渡量及び受渡しの原因	受渡しの都度	十年
十一　減速材物質の種類別の事故損失その他の損失の数量及び理由	損失の都度	十年
十二　減速材物質の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年
十三　減速材物質の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年
十四　減速材物質の種類別の在庫量	毎月一回	十年
十五　熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	連続して	十年

十六　原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中一時間ごと	十年
十七　原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後十年間
十八　原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置	配置又は配置替えの都度	取出後十年間
十九　運転開始、緊急遮断及び運転停止の時刻	開始、遮断又は停止の都度	十年
二十　設備の種類別及び相手方別の受渡量及び受渡しの原因	受渡しの都度	十年
二十一　設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年
二十二　設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年
二十三　設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年
二十四　設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年

使用済燃料貯蔵事業者

一　核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	第三項に定める場合	十年

二　リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	毎月一回	十年
三　使用済燃料の燃焼度	受入れの都度	十年
四　使用済燃料貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	五年間
五　払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから払出しまでの期間	払出しの都度	十年
六　核燃料物質の種類別の実在庫量	実在庫量の確認の都度	十年
七　核燃料物質の種類別の不明物質量	不明物質量の確認の都度	十年

再処理事業者

一　核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年
二　核燃料物質の種類別の受払間差異	受払間差異の確認の都度	十年
三　リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチングの都度	十年
四　使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	五年間
五　核燃料物質の種類別の実在庫量	実在庫量の確認の都度	十年
六　核燃料物質の種類別の不明物質量	不明物質量の確認の都度	十年
七　核燃料物質の測定をするための機器の校正記録	校正の都度	十年
八　試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の都度	十年
九　計量管理上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量及び挿入の日時	挿入の都度	十年
十　再処理施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始又は停止の都度	十年
十一　設備の種類別及び相手方別の受渡量及び受渡しの原因	受渡しの都度	十年
十二　設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年
十三　設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年
十四　設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年
十五　設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年

廃棄事業者

一　核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年
二　核燃料物質の種類別の受払間差異	受払間差異の確認の都度	十年
三　リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ	リバッチングの都度	十年

	中の核燃料物質の種類別の量 四　核燃料物質の種類別の実在庫量	実在庫量の確認の都度	十年間
	五　核燃料物質の種類別の不明物質量	不明物質量の確認の都度	十年間
	六　核燃料物質の測定をするための機器の校正記録	校正の都度	十年間
	七　試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の都度	十年間
	八　国際規制物資（核燃料物質を除く。以下この項において同じ。）の種類別及び相手方別の受渡量及び受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
	九　国際規制物資の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
	十　国際規制物資の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
	十一　国際規制物資の種類別の在庫量	毎月一回	十年間
使用者及び原子力利用国際規制物資使用者	一　核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因 二　核燃料物質の種類別の受払間差異 三　リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	第三項に定める場合受払間差異の確認の都度 リバッチングの都度	十年間 十年間

	四　核燃料物質の種類別の実在庫量	実在庫量の確認の都度	十年間
	五　核燃料物質の種類別の不明物質量	不明物質量の確認の都度	十年間
	六　核燃料物質の測定をするための機器の校正記録	校正の都度	十年間
	七　試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の都度	十年間
	八　設備の種類別及び相手方別の受渡量及び受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
	九　設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
	十　設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
	十一　設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
	十二　設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間
非原子力利用国際規制物資使用者	一　国際規制物資（核原料物質を除く。以下この項において同じ。）の種類別及び相手方別の受渡量及び受渡しの原因 二　国際規制物資の種類別の消費、損失、廃棄その他の増減の数量及び理由 三　国際規制物資の種類別の在庫量	受渡しの都度 毎月一回 毎月一回	十年間 十年間 十年間

2　前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。

3　第一項の表加工事業者の項第一号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号の記録事項を記録すべき場合は、受入れ又は払出しに係る在庫変動及び事故損失に係る在庫変動については在庫変動の都度、その他の在庫変動については毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合にあっては、当該月において当該実在庫量の確認の開始前及び終了後それぞれ一回）とする。

4　第一項の表加工事業者の項第一号から第四号まで、第六号若しくは第七号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号から第八号まで若しくは第十七号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第六号まで、再処理事業者の項第一号から第五号まで、廃棄事業者の項第一号から第四号まで又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号から第四号までの記録事項を記録する場合には、バッチ（バッチのほかに、より細分化した単位を核燃料物質の計量及び管理に用いる場合にあっては、当該単位（以下「単位体」という。）ごとに記載しなければならない。

5　第一項の表試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号、第三号若しくは第八号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号、第二号若しくは第六号、再処理事業者の項第一号、第三号若しくは第五号、廃棄事業者の項第一号、第三号若しくは第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号、第三号若しくは第四号の記録事項を記録する場合にはウランの量、トリウムの量及びプルトニウムの量を記載するとともに特定核分裂性物質（ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一をいう。以下同じ。）の量を併せて、同表加工事業者の項第一号、第三号、第四号、第六号又は第七号の記録事項を記録する場合にはその核燃料物質に含まれるウランの量、トリウムの量及びプルトニウムの量並びに特定核分裂性物質の量を併せて記載しなければならない。

6　第一項の表加工事業者の項第一号、第四号、第六号若しくは第七号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号若しくは第八号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号若しくは第六号、再処理事業者の項第一号若しくは第五号、廃棄事業者の項第一号若しくは第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号若しくは第四号の記録事項を記録する場合には、在庫変動、実在庫量、加工工程、再処理工程、廃棄物管理に係る処理工程、使用等の状況を説明するために必要な核燃料物質の組成、形状、濃縮度等の事項（同表加工事業者の項第一号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号、廃棄事業者の項第一号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号の記録事項を記録する場合には、実在庫量の確認のために採った手続に関する事項を、同表再処理事業者の項第一号の記録事項を記録する場合にあっては核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等、核燃料物質の測定の精度を維持するために採った手続並びに当該在庫変動が事故損失によるものであるときは当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のために採った措置に関する事項を、同表試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第八号、使用済燃料貯蔵事業者の項第六号、廃棄事業者の項第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第四号の記録事項を記録する場合にあっては実在庫量の確認のために採った手続に関する事項を、同表再処理事業者の項第一号の記録事項を記録する場合にあっては核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等、核燃料物質の測定の精度を維持するために採った手続並びに当該在庫変動が事故損失によるものであるときは当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のために採った措置に関する事項を、同項第五号の記録事項を記録する場合にあっては核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等並びに実在庫量の確認のために採った手続に関する事項を含む。）であって、国際約束に基づく保障措置その他の規制の円滑な適用に資するために必要なものを併せて記載しなければならない。

7　既に記録された第一項の表加工事業者の項第一号から第十号まで、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第十号から第十四号まで、再処理事業者の項第一号から第八号まで、廃棄事業者の項、使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号から第七号まで若しくは非原子力利用国際規制物資使用者の項の記録事項又は加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは原子力利用国際規制

物資使用者に係る前二項の記載事項について、核燃料物質又は減速材物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、修正の内容及びその理由を明らかにして修正しなければならない。

8　第一項の表の記録事項（加工事業者の項第八号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第五号から第七号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号、使用済燃料貯蔵事業者の項第三号から第五号まで、再処理事業者の項第四号、第七号及び第十号、廃棄事業者の項第六号並びに使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第六号を除く。）については、国際規制物資の供給当事国に関する事項を併せて記載しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四条の二　法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第四条の二十一第一項及び第十条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（計量管理規定）

第四条の二の二　法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

区分	事項
核燃料物質の使用（使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。）を行う場合（非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。）	一　核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。 二　核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。 三　主要測定点の設定及び当該主要測定点に付する符号に関すること。 四　核燃料物質をバッチに区分する方法及び当該方法により区分したバッチの符号の付し方に関すること。 五　バッチに区分した核燃料物質の組成、形状等を表す略号に関すること。 六　核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 七　前号に掲げる場合のほか、核的生成、核的損耗、事故損失等により核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 八　実在庫量の確認の方法に関すること。 九　主要測定点における核燃料物質の測定の方法及び測定をするための機器の管理に関すること。 十　核燃料物質の在庫変動量、受払間差異、リバッチングの量、実在庫量、不明物質量又は試料の採取及び分析に係る量を種類別に記録する場合の供給当事国に関する事項を記載する方法に関すること。 十一　核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳の変更が生じた場合の記録の方法に関すること。 十二　前二号に定めるもののほか、核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること。 十三　その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項
非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合	一　核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。 二　核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。 三　核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 四　前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 五　核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること。 六　その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項
国際規制物資（核燃料物質を除く。以下この表において同じ。）の使用を行う場合	一　国際規制物資の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。 二　国際規制物資計量管理区域の設定及び当該国際規制物資計量管理区域に付する符号に関すること。 三　設備を同定する方法及び当該方法により同定した設備の符号の付し方に関すること。 四　国際規制物資の国際規制物資計量管理区域への受入れ、国際規制物資計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。 五　前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により国際規制物資に増加又は減少が生じた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。 六　国際規制物資の計量及び管理に関する記録に関すること。 七　その他国際規制物資の計量及び管理に関し必要な事項

（保障措置検査）

第四条の二の三　次条から第四条の二の九までに定めるもののほか、法第六十一条の八の二第二項に規定する保障措置検査は、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は原子力利用国際規制物資使用者（以下「加工事業者等」という。）について、核燃料物質計量管理区域ごとに行うものとし、その種類は、次に掲げるとおりとする。

一　実在庫検査　加工事業者等が核燃料物質計量管理区域ごとに実在庫量の確認を行う場合において、これと同時に行う検査

二　中間在庫検査　加工事業者等が前回の実在庫検査を受けた日（実在庫検査を受けたことのない核燃料物質計量管理区域にあっては、当該核燃料物質計量管理区域に核燃料物質を受け入れた日。次項において同じ。）から次回の実在庫検査を受ける日までの間において、原子力規制委員会が適当と認める日に行う検査

三　受払検査　加工事業者等が燃料体又は実効値が一以上のプルトニウム、ウラン若しくはトリウム若しくはその化合物（以下「燃料体等」という。）を核燃料物質計量管理区域に受け入れ、又は核燃料物質計量管理区域から払い出す場合において、原子力規制委員会が適当と認める日に行う検査

2　原子力規制委員会は、次の各号に掲げる核燃料物質の区分に応じ、加工事業者等が前回の実在庫検査を受けた日又は前回の中間在庫検査を受けた日から当該各号に定める期間を超えない範囲内において、次回の中間在庫検査を行うものとする。ただし、保障措置協定に基づく保障措置を実施するため適当と認める場合は、この限りでない。

一　八キログラム以上の照射されていないプルトニウム　一月

二　八キログラム以上の照射されていないウラン二三三　一月

三　ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物であって、ウラン二三五の量が二十五キログラム以上のもの（照射されていないものに限る。）　一月

四　前三号に掲げる核燃料物質を照射したもの　三月
五　八キログラム未満のプルトニウム　一年
六　八キログラム未満のウラン二三三　一年
七　ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物であって、ウラン二三五の量が二十五キログラム未満のもの　一年
八　トリウム又はウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十に達しないウラン　一年

3　原子力規制委員会が第一項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。
一　立入り（事務所又は工場若しくは事業所への立入りをいう。以下同じ。）
二　帳簿検査（保障措置協定に基づく保障措置の実施に密接な関連を有する施設に係るものを含む。）
三　員数検査（受け入れ、又は払い出す燃料体等について、記録等において記載された所在場所における員数の確認に関する検査を含む。）
四　機器検査
五　非破壊検査
六　試料提出
七　封印監視

4　第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉施設であって、次の各号のいずれかに該当する核燃料物質を取り扱うものについては、中間在庫検査を免除することができる。
一　ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物であって、ウラン二三五の量が二十五キログラム未満のもの
二　ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十に達しないウラン並びにその化合物であって、ウラン二三五の量が七十五キログラム未満のもの

第四条の二の四　加工事業者は、濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を使用している場合には、当該加工施設の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として（原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。当該限度を超える場合にあっては、保障措置検査の回数は、おおむね年平均十三回を超えないものとする。

2　使用者は、前項に規定する加工施設と密接な関連を有する使用施設等（実効値の合計が一以上のウラン及びその化合物を取り扱うものに限る。）を使用している場合には、当該使用施設等の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。

3　前二項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。
一　立入り
二　濃縮度が許可を受けた範囲を超えるような施設の構造となっていないことを確認すること。
三　非破壊検査
四　試料提出
五　封印監視

第四条の二の五　加工事業者（特定燃料体、燃料体であって臨界実験装置で使用されるもののうちプルトニウムを含むもの（使用済燃料を除く。）又はウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物を含む燃料体（以下「特定燃料体等」という。）に係る加工施設に係るものを除く。）、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、加工事業者の保障措置検査の受検（濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設並びに特定燃料体等に係る加工施設に係るものを除く。）と同時に、原子力規制委員会の指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

2　前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。
一　立入り
二　帳簿検査
三　員数検査
四　非破壊検査
五　封印監視

第四条の二の六　発電用原子炉設置者は、特定燃料体以外の燃料体のみを燃料として使用する実用発電用原子炉を使用している場合には、原子炉格納容器を閉じたときに、当該発電用原子炉施設の核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

2　前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。
一　立入り
二　帳簿検査
三　員数検査
四　非破壊検査
五　試料提出
六　封印監視

3　第一項の保障措置検査を受けたときは、第四条の二の三第一項第一号に掲げる実在庫検査を受けたものとみなす。

第四条の二の七　再処理事業者は、再処理設備本体を使用している場合には、当該設備を使用している期間にわたり継続して、当該再処理設備本体を使用している再処理施設の核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

2　前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。
一　立入り
二　再処理施設の各工程における核燃料物質の数量及び状況を確認すること。
三　使用している再処理施設の操作状況を確認すること。
四　非破壊検査
五　試料提出
六　封印監視

第四条の二の八　次の表の第一欄に掲げる事業者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、第二欄に掲げる事業者の第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域が中間在庫検査を受け得る期間に、第四欄に掲げる施設の原子力規制委員会が指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
再処理事業者	使用者	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等	再処理施設

使用者	再処理事業者	再処理施設	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等
使用者	使用者	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等

2　前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。
一　立入り
二　帳簿検査
三　員数検査
四　機器検査
五　非破壊検査
六　試料提出
七　封印監視

3　第一項の表の第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、同項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。

第四条の二の九　特定原子力事業者等は、特定原子力施設が存在するサイトにおいて、年六回を限度として（原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。当該限度を超える場合にあっては、保障措置検査の回数は、おおむね年平均六回を超えないものとする。

2　前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。
一　立入り
二　非破壊検査
三　試料提出
四　封印監視

（国際特定活動の届出）

第四条の二の十　法第六十一条の九の四第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める概要は、次のとおりとする。
一　国際特定活動の規模（国際特定活動を行うことにより一年間に生産することができる資材又は設備（追加議定書附属書Ⅰ（ⅩⅤ）に規定するホットセルを含む。次号及び第七条

第三十五項において同じ。）の数量を含むものでなければならない。）

二　国際特定活動を行うことにより生産することができる資材又は設備の品質及び用途

三　国際特定活動が行われる場所であって追加議定書第七条に規定する管理されたアクセスによる可能性がある場所

第三章　指定情報処理機関

（解析の方法）

第四条の三　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十七条第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、工場又は事業所において不明物質量が発生した場合において当該工場又は事業所に係る核燃料物質が平和の目的以外に利用されていないことを確認することに資するために行う解析の方法であって、原子力規制委員会が指定するものとする。

（指定の申請）

第四条の四　法第六十一条の十一の規定により情報処理業務を行う者としての指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地

三　行おうとする情報処理業務の内容

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書

三　申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　次に掲げる事項を記載した書面

イ　役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称

ロ　情報処理業務を実施する主たる技術者の数及び経歴

ハ　情報処理業務の実施に使用する電子計算機等の設備の概要、所在場所及び所有又は借入れの別

ニ　国際約束に基づく保障措置に係る情報処理の技術その他の技術の研究及び開発の実績

ホ　情報処理業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要

（業務規定）

第四条の五　法第六十一条の十六第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　情報処理業務を実施する者の配置に関すること。

二　情報処理業務を実施する場合に使用する設備に関すること。

三　受託した情報処理業務に関する結果の報告に関すること。

四　情報処理業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。

五　その他情報処理業務に関し必要な事項

2　指定情報処理機関は、法第六十一条の十六第一項の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項について業務規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（事業計画等の認可の申請）

第四条の六　指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、事業計画書及び収支予算書を添付した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（業務の休廃止の許可の申請）

第四条の七　指定情報処理機関は、法第六十一条の二十の規定により情報処理業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　休止又は廃止にしようとする情報処理業務の範囲又は内容

三　休止又は廃止の年月日

四　休止の期間

五　休止又は廃止の理由

第四章　指定保障措置検査等実施機関

（指定保障措置検査等実施機関に行わせる保障措置検査等実施業務の範囲）

第四条の八　原子力規制委員会は、法第六十一条の二十三の二の規定により、保障措置検査等実施業務のうち保障措置検査が行われる工場又は事業所において使用されている国際規制物資の種類、数量又はその使用の態様その他の事由により自ら保障措置検査等実施業務を行う必要があると認めたものを除き、指定保障措置検査等実施機関に行わせることができる。

（指定の申請）

第四条の九　法第六十一条の二十三の三第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書

三　申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　次に掲げる事項を記載した書面

イ　役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称

ロ　保障措置検査員の氏名及び略歴

ハ　試料試験（法第六十一条の二十三の二第二号に規定する試料の試験をいう。以下同じ。）を実施する主たる技術者の数及び経歴

ニ　保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力があることの説明

ホ　保障措置検査等実施業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要

2　法第六十一条の二十三の三第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　行おうとする保障措置検査等実施業務の内容

二　保障措置検査等実施業務を開始しようとする年月日

（保障措置検査員の条件）

第四条の十　法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。第三号において同じ。）において理科系統の学科を修めて卒業した者であって、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査（保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために行うものに限る。）及び同条第四項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。）の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

二　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。次号において同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であって、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの

三　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

四　前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者

（保障措置検査員の数）

第四条の十一　法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める数は、十二名とする。

（名称等の変更の届出）

第四条の十二　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の六の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　変更後の名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（実施指示書）

第四条の十三　法第六十一条の二十三の七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　保障措置検査を実施する保障措置検査員の数

二　実施すべき保障措置検査の内容（法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出させるべき試料の種類及び数量並びに同項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付

けられるべき装置の対象物及び位置を特定する事項を含む。）

三　実施指示書に記載のない事項について対処する必要が生じたときに保障措置検査員がとるべき措置

（通知）

第四条の十四　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の七第四項の規定による通知をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した通知書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所

二　保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地

三　保障措置検査を行った年月日

四　保障措置検査を行った場所

五　保障措置検査員の氏名

六　保障措置検査の結果

（業務規定の認可の申請）

第四条の十五　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項前段の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項後段の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（業務規定）

第四条の十六　法第六十一条の二十三の八第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　保障措置検査等実施業務を行う事業所の名称及びその事業所が行う保障措置検査等実施業務の内容

二　保障措置検査員の選任及び解任並びにその配置に関すること。

三　試料試験を実施する者の配置に関すること。

四　保障措置検査の実施の方法に関すること。

五　試料試験及び法第六十一条の二十三の二第二号に規定する記録の確認（以下「試料試験等」という。）の方法に関する事項

六　法第六十一条の二十三の二第三号の業務の実施の方法に関すること。

七　保障措置検査等実施業務に関する結果の報告に関すること。

八　保障措置検査等実施業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。

九　その他保障措置検査等実施業務に関し必要な事項

（事業計画等の認可の申請）

第四条の十七　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該事業計画書及び収支予算書を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（役員の選任及び解任等）

第四条の十八　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、選任又は解任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第二項の規定により保障措置検査員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（業務の休廃止の許可の申請）

第四条の十九　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十五の規定により保障措置検査等実施業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　休止又は廃止にしようとする保障措置検査等実施業務の範囲又は内容

三　休止又は廃止の年月日

四　休止の期間

五　休止又は廃止の理由

（帳簿）

第四条の二十　法第六十一条の二十三の十七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所

二　保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地

三　実施指示書を交付された年月日

四　保障措置検査を行った年月日

五　保障措置検査を行った場所

六　保障措置検査員の氏名

七　保障措置検査の内容

八　保障措置検査の結果

九　その他保障措置検査に関し必要な事項

十　試料試験等を行った試料又は記録を特定する事項

十一　試料試験等を行った年月日

十二　試料試験等を行った事業所

十三　試料試験等を行った者の氏名

十四　試料試験等の方法

十五　試料試験等の結果

十六　その他試料試験等に関し必要な事項

2　法第六十一条の二十三の十七第一項の帳簿は、十年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第四条の二十一　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第六十一条の二十三の十七第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（業務の引継ぎ等）

第四条の二十二　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十八第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　保障措置検査の業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

二　保障措置検査の業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

三　その他原子力規制委員会が必要と認める事項

（報告）

第四条の二十三　指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査員を解任したときは、遅滞なく、解任した保障措置検査員の氏名及び解任の理由を記載した報告書により、原子力規制委員会に報告しなければならない。

（経理原則）

第四条の二十四　指定保障措置検査等実施機関は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（区分経理の方法）

第四条の二十五　指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に係る経理については、特別の勘定を設け、当該業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

（収支予算）

第四条の二十六　法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項の収支予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（予備費等）

第四条の二十七　指定保障措置検査等実施機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる。

2　指定保障措置検査等実施機関は、支出予算については、収支予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第四条の二十六の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

3　指定保障措置検査等実施機関は、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、原子力規制委員会の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

4　指定保障措置検査等実施機関は、前項の規定により予算の流用又は予備費の使用について原

子力規制委員会の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。

（予算の繰越し）

第四条の二十八　指定保障措置検査等実施機関は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、あらかじめ、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。

2　指定保障措置検査等実施機関は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。

3　指定保障措置検査等実施機関は、第一項の規定により第四条の二十五の勘定に係る繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

4　前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　繰越しに係る経費の予算現額

二　前号の予算現額のうち支出決定済額

三　第一号の予算現額のうち翌事業年度への繰越額

四　第一号の予算現額のうち不用額

（収支決算書）

第四条の二十九　法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第二項の収支決算書は、収支予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を示さなければならない。

一　収入

イ　収入予算額

ロ　収入決定済額

ハ　収入予算額と収入決定済額の差額

二　支出

イ　支出予算額

ロ　前事業年度からの繰越額

ハ　予備費の使用の金額及びその理由

ニ　流用の金額及びその理由

ホ　支出予算の現額

ヘ　支出決定済額

ト　翌事業年度への繰越額

チ　不用額

（会計規程）

第四条の三十　指定保障措置検査等実施機関は、その財務及び会計に関し、法及びこの規則で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2　指定保障措置検査等実施機関は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について原子力規制委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第五章　雑則

（使用の廃止等の届出）

第五条　法第六十一条の九の二第一項の規定により、国際規制物資使用者は、国際規制物資の全ての使用を廃止したときは、その廃止の日から三十日以内に次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　使用の許可の年月日

四　廃止の年月日

五　廃止の理由

2　法第六十一条の九の二第三項の規定により、国際規制物資使用者が解散し、又は死亡した場合において、法第六十一条の五の二第一項又は法第六十一条の五の三第一項の規定による承継がなかったときは、その清算人若しくは破産管財人又は相続人に代わって相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　解散又は死亡に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資使用者が解散し又は死亡した年月日

四　解散の理由

（使用の廃止等に伴う措置）

第五条の二　旧国際規制物資使用者等（国際規制物資である核原料物質を使用する者を除く。）は、法第六十一条の九の三第一項の規定により、国際規制物資を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

2　前項に規定する措置は、国際規制物資使用者としての許可を取り消された日、国際規制物資の全ての使用を廃止した日又は国際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内にしなければならない。

（国際特定活動の終了等の届出）

第六条　法第六十一条の九の四第四項の規定により、国際特定活動実施者は、当該届出に係る全ての国際特定活動を終えたときは、当該国際特定活動を終えた日から三十日以内に次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該国際特定活動に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　当該国際特定活動の届出の年月日

四　当該国際特定活動を終えた年月日

五　当該国際特定活動を終えた理由

2　法第六十一条の九の四第五項の規定により、国際特定活動実施者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により国際特定活動に係る事業を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　解散又は死亡に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者が解散し又は死亡した年月日

四　解散の理由

（報告の徴収）

第七条　製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質を受け入れ、又は払い出したときは、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による報告書を工場又は事業所ごとに作成し、その受入れ又は払出しが行われた日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質の管理に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第三による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3　製錬事業者は、核原料物質若しくは核燃料物質を次の各号に定める数量のいずれかを超えて受け入れ、若しくは払い出したとき又は核原料物質若しくは核燃料物質の毎月一日からの損失の数量を合計した数量が次の各号に定める数量のいずれかの百分の二を超えたときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

一　濃縮度が天然の混合率以下で千分の五を超えるウランにあっては、十トン

二　濃縮度が千分の五以下であるウランにあっては、二十トン

三　トリウムにあっては、二十トン

4　加工事業者等は、在庫変動（核的生成又は核的損耗によるものを除く。以下この項において同じ。）が生じたとき、受払間差異を確認したとき又はリバッチングを行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、それぞれ在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリバッチングを行った日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

5　前項の場合において、加工事業者等は、当該核燃料物質の供給当事国ごとの数量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第五による報告書を、その他の方法により記録している場合には別記様式第六による報告書を作成し、当該在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリバッチングを行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

6　加工事業者等（試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。）は、核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳に変更が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第六による報告書を作成し、当該混合を行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

7　試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者は、特定燃料体を原子炉（臨界実験装置

を除く。）（挿入したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第七による報告書を作成し、当該挿入の日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

8　試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者は、使用済燃料を取り出したとき又は払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該取出し又は払出しの日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

9　使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料を払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該払出しの日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

10　前二項の場合において、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者は、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗についての供給当事国ごとの数量に関し、別記様式第五による報告書を作成し、当該取出しの日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

11　加工事業者等は、実在庫量の確認を行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第八及び別記様式第九による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

12　前項の場合において、加工事業者等は、供給当事国ごとの実在庫量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第十による報告書を、その他の方法により記録している場合には別記様式第十一による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

13　加工事業者等（試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。）は、既に提出した第四項から第六項まで、第十一項又は前項の報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

14　加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（実効値の合計が一以上のプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。）は、サイトごとに、操業の計画に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに（新たに加工の事業の許可、試験研究用等原子炉の設置の許可、発電用原子炉の設置の許可、使用済燃料の貯蔵の事業の許可、再処理の事業の指定、廃棄の事業の許可又は使用の許可（この項及び次項において「許可又は指定」という。）を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあっては、当該許可又は指定を受けた後速やかに）、原子力規制委員会に提出しなければならない。

15　加工事業者等（原子力利用国際規制物資使用者を除く。次項において同じ。）は、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の開始前に（新たに許可又は指定を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあっては、当該許可又は指定を受けた後速やかに）、原子力規制委員会に提出しなければならない。

16　加工事業者等は、前項の報告書の記載事項に変更があったときは、別記様式第十三による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に報告しなければならない。

17　前二項の規定は、使用する核燃料物質の実効値の合計が百分の一に達しない使用者については、適用しない。

18　国際規制物資を使用している者（旧国際規制物資使用者等及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を除く。）は、核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合は、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。

19　加工事業者又は再処理事業者は、法第十三条第一項若しくは法第十六条第一項の規定により受けた許可又は法第四十四条第一項の規定により受けた指定若しくは法第四十四条の四第一項の規定により受けた許可に係る申請書に記載された核燃料物質収支図に加工又は再処理の各工程ごとに表示された核燃料物質の損失の数値（当該許可又は指定の際に付された条件により修正された場合にあっては、修正後の数値）の合計を超えて核燃料物質の損失が発生したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

20　核原料物質を廃棄している廃棄事業者又は国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項に基づき核原料物質の使用の許可を受けた者に限る。）は、当該核原料物質の管理に関し、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十五による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

21　非原子力利用国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項に基づき核燃料物質の使用の許可を受けた者に限る。第三十一項及び第三十二項において同じ。）は、当該核燃料物質の管理に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第十六による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

22　試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項に基づき減速材物質の使用の許可を受けた者に限る。次項から第二十五項までにおいて同じ。）は、減速材物質の受入れ又は払出しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十七による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

23　減速材物質を使用している試験研究用等原子炉設置者若しくは発電用原子炉設置者、減速材物質を廃棄している廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、毎年十二月三十一日における減速材物質の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十八による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

24　試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、既に提出した第二十二項又は前項の報告書について、減速材物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

25　試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、減速材物質を受け入れ、又は払い出す場合には、工場又は事業所ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。

26　加工事業者等又は非原子力利用国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項に基づき設備の使用の許可を受けた者に限る。次項及び第二十八項において同じ。）は、設備の受入れ又は払出しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第二十による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

27　設備を使用している加工事業者等（設備を廃棄している廃棄事業者を含む。）又は非原子力利用国際規制物資使用者は、毎年十二月三十一日における設備の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第二十一による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

28　加工事業者等又は非原子力利用国際規制物資使用者は、設備を受け入れ、又は払い出す場合には、工場又は事業所ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。

29　国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）

若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

30　非原子力利用国際規制物資使用者は、核燃料物質の事故増加が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十二による報告書を作成し、当該事故増加が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

31　非原子力利用国際規制物資使用者（旧国際規制物資使用者等を除く。次項において同じ。）は、核燃料物質を輸入し、又は輸出したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十三による報告書を作成し、輸入又は輸出を実施した日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

32　非原子力利用国際規制物資使用者は、既に提出した前項の報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

33　製錬事業者は、製錬の事業の実施に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十四による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

34　加工事業者等は、毎年十二月三十一日におけるサイトの状況に関し、サイトごとに、別記様式第二十五による報告書を作成し、当該サイト内の建物の配置を示す図面を添えて、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

35　国際特定活動実施者は、国際特定活動を行うことにより生産した資材又は設備の数量について、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十六による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

36　ウラン鉱山においてウラン鉱の探鉱、採鉱及び選鉱を行っている者は、その実施に関し、ウラン鉱山ごとに、別記様式第二十七による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

37　第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで、第三十項から前項までの報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（身分を示す証明書）

第八条　法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第五項及び法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十八及び別記様式第二十九とする。

（封印又は装置の取付けの通報）

第九条　原子力規制委員会は、法第六十八条第十項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第十条　第七条第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書の提出に代えて、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第三十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

（指定情報処理機関等の名称等）

第十一条　次の表の上欄に掲げる原子力規制委員会が指定する指定情報処理機関又は指定保障措置検査等実施機関の名称及び行うことができる業務の範囲は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

指定情報処理機関	公益財団法人核物質管理センター	法第六十一条の十に規定する情報処理業務
指定保障措置検査等実施機関	公益財団法人核物質管理センター	法第六十一条の二十三の二に規定する保障措置検査等実施業務（保障措置検査が行われる工場又は事業所において使用されている国際規制物資の種類、数量又はその使用の態様その他の事由により原子力規制委員会が自ら保障措置検査等実施業務を行う必要があると認めたものを除く。）

附則抄

1　この府令は、昭和三十六年九月三十日から施行する。

附　則（昭和四二年二月二〇日総理府令第七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四二年八月一日総理府令第三七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四二年九月二八日総理府令第四六号）抄

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第六条までの規定は、昭和四十二年十月二日から施行する。

附　則（昭和四三年七月二〇日総理府令第四七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四四年三月一一日総理府令第七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四五年九月二四日総理府令第三四号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五二年一一月二九日総理府令第四四号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第八十号）の施行の日（昭和五十二年十二月二日）から施行する。

附　則（昭和五三年一月三〇日総理府令第一号）抄

（施行期日）

第一条　この府令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附　則（昭和五三年一二月二八日総理府令第五四号）

1　この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

2　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部を改正する命令（昭和五十三年総理府・通商産業省令第五号）による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）、核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和五十三年総理府令第四十九号）による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）、原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和五十三年総理府令第五十号）による改正前の原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）、使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和五十三年総理府令第五十二号）による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）又は核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和五十三年総理府令第五十三号）による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の規定によりされた報告のうち、改正後の国際規制物資の使用に関する規則（以下「新規則」という。）中に当該報告に係る規定に相当する規定があるものについては、新規則の当該相当する規定によりされた報告とみなす。

3　使用する核燃料物質の実効値の合計が一に達しない使用者は、受入れ若しくは払出し、保管廃棄以外の廃棄又は事故損失による在庫変動以外の在庫変動については、新規則第七条第六項の規定にかかわらず、当分の間、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について新規則別記様式第七による報告書を作成し、それぞれ当該期間の経過後十五日以内に長官に提出することができる。

附　則（昭和五五年一〇月二四日総理府令第五二号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十三号）

の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。

附　則（昭和六一年一一月二六日総理府令第六四号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六三年九月二八日総理府令第四四号）

（施行期日）

第一条　この府令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十五条に規定する種類及び数量の核燃料物質のみを使用する者を除く。）は、昭和六十三年十二月三十一日までの間は、同項の規定による計量管理規定の変更の認可を受けないでも、この府令による改正前の国際規制物資の使用に関する規則（以下「旧規則」という。）第四条の二第一項の規定により科学技術庁長官に提出した申請書に記載した計量管理規定に従つて引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に法第六十一条の八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可の申請をした場合において、認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2　この府令の施行の際現に法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者（令第十五条に規定する種類及び数量の核燃料物質のみを使用する者に限る。）は、昭和六十四年九月三十日までの間は、同項の規定による計量管理規定の変更の認可を受けないでも、旧規則第四条の二第一項の規定により科学技術庁長官に提出した申請書に記載した計量管理規定に従つて引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に法第六十一条の八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可の申請をした場合において、認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

3　この府令による改正後の国際規制物資の使用に関する規則第七条の規定は、この府令の施行の日以後に発生する事実に関する報告について適用し、同日前に発生した事実に関する報告については、なお従前の例による。

附　則（平成元年七月三日総理府令第四五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成七年三月二三日総理府令第三号）

（施行期日）

第一条　この府令は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の国際規制物資の使用に関する規則（以下「新規則」という。）別記様式第四から様式第十一まで（新規則第七条第十二項の規定による報告に係るものを除く。）、様式第十六（新規則第七条第二十二項の規定による報告に係るものを除く。）及び様式第十九は、この府令の施行の日以後に発生する事実に関する報告について適用し、同日前に発生した事実に関する報告については、なお従前の例による。

2　この府令による改正前の国際規制物資の使用に関する規則別記様式第十二による報告書の記載事項に変更があった場合における新規則第七条第十四項の規定による報告書の様式については、なお従前の例による。

附　則（平成八年七月一二日総理府令第三九号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附　則（平成一〇年三月三一日総理府令第八号）

この府令は、平成十年四月二十日から施行する。

附　則（平成一一年三月二九日総理府令第一五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一一年一二月一六日総理府令第六四号）

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十五号、以下「改正法」という。）の施行前に開始された改正法による改正前の法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置協定に基づく保障措置の実施の確保のために行うものに限る。）は、この総理府令による改正後の国際規制物資の使用等に関する規則第四条の二の三第一項の規定の適用については、保障措置検査とみなす。

附　則（平成一二年六月一六日総理府令第六二号）

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第五条、第七条及び第八条の改正規定（「２０万円」を「３０万円」に改める部分に限る。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第百五十七号）の施行の日（平成十二年七月一日）から施行する。

附　則（平成一二年一〇月二〇日総理府令第一一八号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一三年四月一〇日文部科学省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一三年一二月二〇日文部科学省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年三月一七日文部科学省令第三号）

この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文の政令で定める日（平成十五年三月十七日）から施行する。

附　則（平成一五年三月二八日文部科学省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年九月三〇日文部科学省令第四四号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附　則（平成一七年三月三日文部科学省令第二号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附　則（平成一七年一一月三〇日文部科学省令第五〇号）

（施行期日）

第一条　この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に国際規制物資の使用をしている加工事業者等に係るこの省令の施行後最初の中間在庫検査については、この省令による改正後の国際規制物資の使用等に関する規則（以下この条において「新規則」という。）第四条の二の三第二項の規定にかかわらず、文部科学大臣は、同項各号に掲げる核燃料物質の区分に応じ、当該加工事業者等がこの省令による改正前の国際規制物資の使用等に関する規則第四条の二の三第一項の保障措置検査を受けた日（同項の保障措置検査を受けたことのない核燃料物質計量管理区域にあっては、当該核燃料物質計量管理区域に核燃料物質を受け入れた日）から新規則第四条の二の三第二項各号に定める期間を超えない範囲内において、これを行うものとする。

附　則（平成一八年八月一〇日文部科学省令第三二号）

この省令は、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定（平成十八年条約第十四号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附　則（平成二二年一二月二〇日文部科学省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第五の注１７の表の改正規定は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定（平成二十三年条約第五号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附　則（平成二四年一月二〇日文部科学省令第一号）

この省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定（平成二十三年条約第十九号）及び原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定（平成二十三年条約第二十号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附　則（平成二四年二月六日文部科学省令第二号）

この省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定（平成二十四年条約第一号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附　則（平成二四年四月二六日文部科学省令第二二号）

この省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定（平成二十四年条約第四号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附　則（平成二四年九月一四日文部科学省令第三二号）　抄

1　この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附　則（平成二五年三月二二日文部科学省令第六号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者（この省令による改正後の国際規制物資の使用等に関する規則（以下「新規則」という。）第四条第一項に規定する原子力利用国際規制物資使用者に限る。）は、平成二十五年六月三十日までの間は、法第六十一条の八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可（以下「変更認可」という。）を受けないでも、この省令による改正前の国際規制物資の使用等に関する規則第四条の二の二第一項の規定により提出した申請書に記載した計量管理規定に従って引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に変更認可の申請をした場合において、認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2　新規則第七条の規定は、この省令の施行の日以後に発生する事実に関する報告について適用し、同日前に発生した事実に関する報告については、なお従前の例による。

附　則（平成二五年三月二九日文部科学省令第八号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則（平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）　抄

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

（経過措置）

第十七条　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成二五年一二月六日原子力規制委員会規則第一六号）　抄

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成二六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附　則（平成二六年六月二七日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定（平成二十六年条約第七号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附　則（平成二六年七月九日原子力規制委員会規則第四号）

この規則は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定（平成二十六年条約第八号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附　則（平成二九年七月七日原子力規制委員会規則第八号）　抄

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年七月十日）から施行する。

附　則（平成二九年七月二〇日原子力規制委員会規則第九号）

この規則は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附　則（平成二九年一二月二二日原子力規制委員会規則第一七号）　抄

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

附　則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）　抄

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第四号）

この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

附　則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附　則（令和二年三月二六日原子力規制委員会規則第一四号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附　則（令和二年一二月二二日原子力規制委員会規則第一一号）　抄

（施行期日）

第一条　この規則は、令和三年一月一日から施行する。

附　則（令和三年二月二二日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第１（第７条関係）

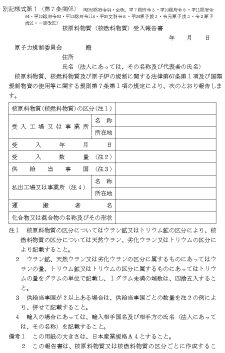

別記様式第１（第７条関係）　核燃料物質（核燃料物質）受入報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６条第１項及び国際原子力機関の保障措置に関する協定第７条第１項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質（核燃料物質）の区分（注１）		
受入工場又は事業所	名称	
	所在地	
受入年月日		
受入数量（注２）		
供給出身国（注３）		
払出工場又は事業所（注４）	名称	
	所在地	
運搬者名		
化合物又は混合物の名称及びその形状		

注１　核原料物質の区分については天然ウラン鉱又はトリウム鉱の区分により、核燃料物質の区分については天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分により記載すること。
２　ウラン鉱、天然ウラン又は劣化ウランの区分に属するものにあっては天然ウランの量、トリウム鉱又はトリウムの区分に属するものにあっては トリウムの量をグラムの単位で記載し、１グラム未満の端数は、四捨五入すること。
３　供給出身国が２以上ある場合は、供給出身国ごとの数量を注２の例により、併せて記載すること。
４　輸入の場合にあっては、輸入相手国名及び相手方の氏名（法人にあっては、その名称）を記載すること。
備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　この報告書は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに作成すること

と。
3　この報告書は、当該工場又は事業所に期間に受け入れた期日及び数量を基準として作成すること。
4　当該受入れが貯蔵の委託に伴う場合は、その旨を別欄で記載し、添付すること。

別記様式第２（第７条関係）

別記様式第２（第７条関係）（昭和５５年６月１６日、２８年３月３０日・３年３月３１日・５年３月３０日・平成２年３月３０日・平成３年３月２９日・６年３月３０日・９年３月３１日・１０年３月３１日・１５年３月３１日・令２原子炉令１・一部改正）

核原料物質（核燃料物質）払出報告書

年　月　日

原子力規制委員会　　殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第７条第１項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質（核燃料物質）の区分（注１）		
払出工場又は事業所	名称	
	所在地	
払出年月日		
払出数量（注２）		
仕向出発国（注３）		
受入工場又は事業所（注４）	名称	
	所在地	
運搬者名		
化合物又は混合物の名称及びその形状		

注１　別記様式第１の注１の例により記載すること。
２　別記様式第１の注３の例により記載すること。
３　別記様式第１の注３の例により記載すること。
４　輸出の場合にあっては、輸出相手国名及び相手方の氏名（法人にあっては、その名称）を記載すること。
備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　この報告書は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに作成すること。
３　この報告書は、当該工場又は事業所から現実に払い出した期日及び数量を基準として作成すること。

4　当該払出しが貯蔵の委託に伴う場合は、その旨を別欄で記載し、添付すること。

別記様式第３（第７条関係）

別記様式第３（第７条関係）（昭和５５年６月１６日、５６年３月３０日・６年３月３１日・９年３月３１日・１０年３月３１日・１５年３月３１日・平成２年３月３０日・３年３月２９日・６年３月３０日・９年３月３１日・令２原子炉令１・令３原子規令３・平元原子炉令３・令４原子炉令１・一部改正）

年　期核原料物質（核燃料物質）管理報告書

年　月　日

原子力規制委員会　　殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第７条第２項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質（核燃料物質）の区分（注１）		
仕向出発国		
工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先（注２）	名称	
	所在地	電話番号（　　）
	連絡員の氏名	所属部課名（　　）

１　税関表

事項		数量（注３）
期首在庫		
期中増加	輸入	
	国内からの受入れ	
	生産（注４）	
	その他の増加（注５）	
調整（注６）		
計（注７）		

期中減少	輸出	
	国内への払出し	
	事業所外	
	廃棄又は損失(注8)	
	その他の減少(注9)	
期末在庫		
調整(注6)		
計(注10)		
期末貯蔵委託(注11)		
期末運搬(注12)		

2 明細表

(1) 輸入(注13)

	相手方の氏名(法人にあっては、その名称)	受入年月日	数量(注3)
受入れ			
調整(注6)			
計			

(2) 国内からの受入れ(注13)

	払出工場又は事業所名	受入年月日	数量(注3)	その他(注14)
受入れ				
調整(注6)				
計				

(3) 生産(注4)

		化合物又は混合物の名称	数量(注3)
月別	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
調整(注6)			
計			

(4) その他の増加(注5)

増加の原因	数量(注3)
調整(注6)	
計	

(5) 輸出(注15)

	相手方の氏名(法人にあっては、その名称)(注16)	払出年月日	数量(注3)
払出し			
調整(注6)			
計			

(6) 国内への払出し(注15)

	払出工場又は事業所名	払出年月日	数量(注3)	その他(注17)
払出し				
調整(注6)				
計				

(7) 事故損失

発生年月日	数量(注3)	事故の内容
調整(注6)		
計		

(8) 廃棄又は損失

	廃棄年月日	数量(注3)	廃棄方法又は損失の理由(注18)
廃棄			
損失(注8)			
調整(注6)			
計			

(9) その他の減少(注9)

減少の原因	数量(注3)
調整(注6)	
計	

(10) 期末在庫

化合物又は混合物の名称	数量(注3)
調整(注6)	
計	

(11) 期末貯蔵委託(注11)

貯蔵番号	貯蔵場所	数量(注3)
調整(注6)		
計		

(12) 期末運搬(注12)

運搬番号	運搬区間	数量(注3)
調整(注6)		
計		

注1 別記様式第1の注1の例により記載すること。
2 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合は第2項第1号に掲げる連絡先を記載すること。
3 別記様式第1の注3の例により記載すること。
4 核燃料物質についてのみ記載すること。
5 計量器具による増加等を記載すること。
6 四捨五入を行ったことによる各項目の欄の数量の合計と計の欄の数量との差を記載すること。
7 期首在庫と期中増加との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。
8 損失については、製錬の過程において通常発生する損失を記載すること。
9 消費、計量誤差による減少等を記載すること。
10 期中減少と期末在庫との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。
11 期末において、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業

第一条　この省令は、核燃料物質等の使用等に関する規則第七条第一項、第八項又は第九項の規定により

15　いずれか一方の欄に当該ＭＢＡの符号を記載し，他方の欄には相手がある場合のみ相手先のＭＢＡの符号を記載すること。

16　次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ，それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

在庫増減	輸入	ＫＦ
	国内受入れ（国内の他のＭＢＡからの受入れ）	ＫＤ
	賃貸借受入れ（国内の製錬事業者の工場又は事業所からの受入れ）	ＲＳ
	容器生成	ＮＴ
	用途転換再適用（用途を理由として保障措置の免除されていたものの保障措置の再適用）	ＤＵ
	量的転換再適用（量を理由として保障措置の免除されていたものの保障措置の再適用）	ＤＱ
	保管業務用出（保管業務上の業務からの出庫）	ＦＷ
	事故増加（予期しない発見による核物質の増加）	ＧＡ
	輸出	ＳＦ
	国内払出し（国内の他のＭＢＡへの払出し）	ＳＤ
	賃貸借受入れ（国内の製錬事業者の工場又は事業所への受入れ）	ＳＳ
	容器廃棄	ＬＮ
	用途転換（用途を理由とする保障措置の免除）	ＥＵ
	量的転換（量を理由とする保障措置の免除）	ＥＱ
	適用終了（非軍事利用を目的が実行不可能となることを理由とする保障措置の終了）	ＴＵ
	保管業務（廃棄物のＭＢＡ内に保管される場合の廃棄）	ＴＷ
	測定検査（原子力利用には引き渡さないような方法で検査された検査上の損失）	ＬＤ
	事故損失	ＬＡ
受払間差異		ＤＩ
リバッチング（増加）		ＲＰ
リバッチング（減少）		ＲＭ

区分変更によるウラン量の変動	低濃縮ウラン（濃縮度が100分の20未満のウラン をいう。以下同じ。）から劣化ウランへの区分変更	ＥＤ
	天然ウランから低濃縮ウランへの区分変更	ＮＥ
	劣化ウランから低濃縮ウランへの区分変更	ＤＥ
	天然ウランから劣化ウランへの区分変更	ＮＤ
	低濃縮ウランから高濃縮ウラン（濃縮度が100分の90以上の濃縮ウランをいう。以下同じ。）への区分変更	ＥＨ
	高濃縮ウランから低濃縮ウランへの区分変更	ＨＥ
	天然ウランから高濃縮ウランへの区分変更	ＮＨ
	劣化ウランから高濃縮ウランへの区分変更	ＤＨ
	高濃縮ウランから劣化ウランへの区分変更	ＨＤ

17　計量管理規定で定めた主要測定点の符号を記載すること。

18　計量管理規定で定めた方法によりそれぞれのバッチの符号を記載すること。

19　バッチを構成している最小計量単位の個数を記載すること。なお，欠的生成，欠的損耗，受払間差異又は区分変更の場合は「０」と記載すること。

20　欠的核物質の組成，形状等を表すものとして計量管理規定で定めた略号により記載すること。

21　原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和53年条約第５号。以下「第３次日米協定」という。）発効日前に発生した事実に関して報告した組織報告書について修正の必要が生じた場合は，次の表の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

ＩＡＥＡ	ＩＡ
イギリス	Ｑ
カナダ	ＣＮ
オーストラリア	ＡＳ
アメリカ	Ｕ

フランス	Ｆ
日本	Ｊ
その他	Ｏ

22　次の表の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

劣化ウラン	Ｄ
天然ウラン	Ｎ
低濃縮ウラン	Ｅ
高濃縮ウラン	Ｈ
プルトニウム	Ｐ
ウラン２３３	Ａ
トリウム	Ｔ

23　バッチを構成する単位体の重量を欠的核物質の区分ごとにグラム単位で記載し，１グラム未満の端数は四捨五入すること。

24　「Ｇ」と記載すること。

25　トリウムにあっては空白とし，その他にあっては欠的核物質の重量をグラム単位で記載し，１グラム未満の端数は四捨五入すること。

26　次の表の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

劣化ウラン	Ｇ
天然ウラン	Ｇ
低濃縮ウラン	Ｇ
高濃縮ウラン	Ｇ
ウラン２３３	Ｋ

27　次の表の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

この報告書に係るＭＢＡにおける固定の結果に基づく数値であって以前に報告されていないものである場合	Ｍ
この報告書に係るＭＢＡにおける固定の結果に基づく数値であって既に報告されているものである場合	Ｔ
この報告書に係るＭＢＡ以外のＭＢＡにおける固定の結果に基づく数値であって以前に報告されていないものである場合	Ｎ
この報告書に係るＭＢＡ以外のＭＢＡにおける固定の結果に基づく数値であって既に報告されているものである場合	Ｌ

28　注記を付ける場合は「Ｘ」と記載すること。

29　既に提出した報告書について修正をする場合に当該修正に係る報告書の報告番号及びエントリー番号を記載すること。

備考１　この用紙は，日本産業規格Ａ４ヨコ寸法とすること。

２　ウランの区分変更を記載する場合にあっては，当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。

３　この報告書は，ＭＢＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第５（第７条関係）

別記様式第５（第７条関係）（平・昭55年４・改追、平13経産令６・平13経産令48・平18経産令１・平22文科令40・平25文科令42・平28文科令１・平30文科令４・平31文科令６・平31厚労令１・平31厚労令６・平31厚労令８・令２厚労令１・令３厚労令１・令３厚労令23・令５厚労令21・一部改正）

（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

核燃料物質定期実動等供給事業国別明細報告書(I)

原子力規制委員会　　殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第７条第５項（第10項又は第13項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先（注４）	名称	
	所在地			所在地	
職名		（注２）		連絡員の氏名	
核燃料物質計量管理区域の符号		（注３）		電話番号（　　）	

（その２）

核燃料物質定期実動等供給事業国別明細報告書(I)（OCR）

| | | | | |

欄に掲げる区分に応じ、それぞれお欄に掲げる符号により記載すること。

22　第３次日米協定の対象である核燃料物質を含む再処理燃料棒の中で使用された核燃料物質の場合、「U」と記載すること。

23　二国間原子力協定の対象である設備の中で使用された核燃料物質の場合、その設備について、供給当事国を出口の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれお欄に掲げる符号により記載すること。

24　二国間原子力協定の対象である減速材物質の中で使用された核燃料物質の場合、その減速材物質について、供給当事国を出口の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれお欄に掲げる符号により記載すること。

25　二国間原子力協定の対象である部品を用いた設備の中で使用された核燃料物質の場合、その部品について、供給当事国を出口の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれお欄に掲げる符号により記載すること。

26　二国間原子力協定の対象である情報又は設備（原子炉の設備以外の再処理の設備、濃縮の設備等）を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備等について、供給当事国を出口の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれお欄に掲げる符号により記載すること。

27　原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和53年条約第14号）の対象であり、第３次日米協定発効日（昭和58年７月17日）前に製造された核燃料物質又は生成されたプルトニウムの場合は「O」と記載すること。

28　第３次日米協定の対象であるプルトニウムを含む再処理燃料棒を装荷した原子炉で生産されたプルトニウムの場合は「N」と記載すること。

29　計量管理規定で定めた方法による供給当事国別管理区分ごとに重量の合計をグラム単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。

30　別記様式第４の出5の例により記載すること。

31　別記様式第４の出10の例により記載すること。

32　別記様式第４の出26の例により記載すること。

33　別記様式第４の出28の例により記載すること。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４の２つ引込み式とすること。

２　ウランの区分変更を記載する場合は、濃縮区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。

３　この報告書は、ＭＢＡごとに別表で作成すること。

別記様式第６（第７条関係）

別記様式第６（第７条関係）（平・高校中等・高専・平川高校中等・平川高校中高・平川工芸中高・平川文芸中等・平川修学館・中元寺小学・中元寺小学・中元寺高校・中元寺高校・一般施設）

（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(2)

原子力規制委員会　　殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第７条第５項（第６項又は第13項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事業上の者の名称等（注５）	名称	
	所在地			所在地	
施設名（注２）				連絡員の氏名	
核燃料物質計量管理区域の符号	（注３）				電話番号（　　）
報告対象の在庫変動等の期間	（注４）	年　月　日から　年　月　日まで			

（その２）

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(2)（DCR2）

| 区分 | 年月日 | 伝票番号 | 入出区分 | 品名 | 数量 | 単位 | 国内受入れ（施設内の他のＭＢＡからの受入れ） | 国内払出し（施設内の他のＭＢＡへの払出し） | 最終ロット | 最終ロット | 最終ロット

15　別記様式第４の注23の例により記載すること。
16　別記様式第５の注17の例により記載すること。
17　別記様式第５の注18の例により記載すること。
18　別記様式第５の注19の例により記載すること。
19　別記様式第５の注20の例により記載すること。
20　別記様式第５の注21の例により記載すること。
21　別記様式第５の注22の例により記載すること。
22　別記様式第５の注23の例により記載すること。
23　別記様式第５の注24の例により記載すること。
24　別記様式第５の注25の例により記載すること。
25　別記様式第５の注26の例により記載すること。
26　別記様式第５の注27の例により記載すること。
27　別記様式第５の注28の例により記載すること。
28　在庫変動等の原因又は事項及び供給施設の管理区分ごとに重量の合計をグラム単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。
29　別記様式第４の注25の例により記載すること。
30　別記様式第４の注26の例により記載すること。
31　別記様式第４の注28の例により記載すること。
32　別記様式第４の注29の例により記載すること。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
　　２　この報告書は、ＭＢＡごとに別葉で作成すること。

別記様式第７（第７条関係）

別記様式第７（第７条関係）（甲：原子炉等規制法・動燃、乙：国際原子力・甲：民間事業所・甲：国立研究所・甲：原子炉設置者・甲：使用者・甲：廃棄物埋設・甲：廃棄物埋設事業者・甲：原子炉設置・甲：原子炉以外・一般事業）

（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

特定燃料体挿入報告書

原子力規制委員会　　殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第７条第７項の規定により、次のとおり報告します。

事業所	名称		事務上の連絡先（注３）	名称	
	所在地			所在地	
原子炉	名			連絡員の氏名	
核燃料物質計量管理区域の符号		（注２）		電話番号（　　）	

（その２）

特定燃料体挿入報告書

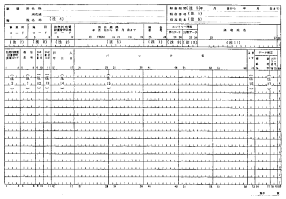

注１　国際規制物資の使用等に関する規則第７条第７項の規定に基づき通知する全ての報告書につき、ＭＢＡごとに「０００１」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
　２　別記様式第４の注３の例により記載すること。
　３　別記様式第３の注２の例により記載すること。
　４　原子炉名を記載すること。
　５　特定燃料体を原子炉内に挿入した日を会社月の始まりと終わりの年月日を記載すること。
　６　別記様式第４の注６の例により記載すること。
　７　別記様式第４の注７の例により記載すること。
　８　別記様式第４の注８の例により記載すること。
　９　別記様式第４の注９の例により記載すること。
　10　別記様式第４の注10の例により記載すること。
　11　別記様式第４の注11の例により記載すること。
　12　別記様式第４の注12の例により記載すること。
　13　既に報告したデータを削除する場合は「Ａ」と記載すること。
　14　特定燃料体を原子炉に挿入した年月日を記載すること。
　15　原子炉内に挿入した特定燃料体に対し、計量管理規定で定めた方法により付したバッチの番号を記載すること。
　16　別記様式第４の注28の例により記載すること。
　17　別記様式第４の注29の例により記載すること。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
　　２　この報告書は、原子炉ごとに別葉で作成すること。

別記様式第８（第７条関係）

（その２）

物質収支報告(MBR)
MATERIAL BALANCE REPORT

| | | |

別記様式第９（第７条関係）

別記様式第９（第７条関係）（甲：最終報告・追加、甲に編集中止・甲に廃棄中止・甲に文書中止・甲に文書追加・甲に修正依頼・甲に修正依頼・中止要求書・中止要求書に一部承認）

（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

核燃料物質実在量量報告書

原子力規制委員会　　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第７条第11項（第13項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先（注５）	名称	
	所在地			所在地	
施設名		（注２）			
核燃料物質計量管理区域の符号		（注３）		連絡員の氏名	電話番号（　　）
実在量の確認の実施の年月日		（注４）　年　月　日			

（その２）

実在量明細表（PIL）

PHYSICAL INVENTORY LISTING

| | | | | |

別記様式第１０（第７条関係）

別記様式第10（第7条関係）（甲ア総第9-1・総改・甲ア総第9-2・甲ア総第9-4・甲総第9-6・甲ア文第9-3・甲ア文第9-4・甲総第9-5・甲総第9-7・甲総第9-8・甲ア文第9-5・甲総第9-9・甲総第9-10・甲ア文第9-6・甲総第9-11・甲ア文第9-7・甲総第9-12・甲ア文第9-8・甲総第9-13・甲総第9-14・甲総第9-15・甲総第9-16・甲ア文第9-9・甲総第9-17・甲ア文第9-10・甲総第9-18・甲総第9-19・甲総第9-20・甲ア文第9-11・甲総第9-21・甲ア文第9-12・甲総第9-22・甲ア文第9-13・甲総第9-23・甲ア文第9-14・甲総第9-24・甲ア文第9-15・甲総第9-25・甲ア文第9-16・甲総第9-26・甲ア文第9-17・甲総第9-27・甲ア文第9-18・甲総第9-28・甲ア文第9-19・甲総第9-29・甲ア文第9-20・甲総第9-30・甲ア文第9-21・甲総第9-31・甲ア文第9-22・甲総第9-32・甲ア文第9-23・甲総第9-33・甲ア文第9-24・甲総第9-34・甲ア文第9-25・甲総第9-35・甲ア文第9-26・甲総第9-36・甲ア文第9-27・甲総第9-37・甲ア文第9-28・甲総第9-38・甲ア文第9-29・甲総第9-39・甲ア文第9-30・甲総第9-40・甲ア文第9-31・甲総第9-41・甲ア文第9-32・甲総第9-42・甲ア文第9-33・甲総第9-43・甲ア文第9-34・甲総第9-44・甲ア文第9-35・甲総第9-45・甲ア文第9-36・甲総第9-46・甲ア文第9-37・甲総第9-47・甲ア文第9-38・甲総第9-48・甲ア文第9-39・甲総第9-49・甲ア文第9-40・甲総第9-50・甲ア文第9-41・甲総第9-51・甲ア文第9-42・甲総第9-52・甲ア文第9-43・甲総第9-53・甲ア文第9-44・甲総第9-54・甲ア文第9-45・甲総第9-55・甲ア文第9-46・甲総第9-56・甲ア文第9-47・甲総第9-57・甲ア文第9-48・甲総第9-58・甲ア文第9-49・甲総第9-59・甲ア文第9-50・甲総第9-60・甲ア文第9-51・甲総第9-61・甲ア文第9-52・甲総第9-62・甲ア文第9-53・甲総第9-63・甲ア文第9-54・甲総第9-64・甲ア文第9-55・甲総第9-65・甲ア文第9-56・甲総第9-66・甲ア文第9-57・甲総第9-67・甲ア文第9-58・甲総第9-68・甲ア文第9-59・甲総第9-69・甲ア文第9-60・甲総第9-70・甲ア文第9-61・甲総第9-71・甲ア文第9-62・甲総第9-72・甲ア文第9-63・甲総第9-73・甲ア文第9-64・甲総第9-74・甲ア文第9-65・甲総第9-75・甲ア文第9-66・甲総第9-76・甲ア文第9-67・甲総第9-77・甲ア文第9-68・甲総第9-78・甲ア文第9-69・甲総第9-79・甲ア文第9-70・甲総第9-80・甲ア文第9-71・甲総第9-81・甲ア文第9-72・甲総第9-82・甲ア文第9-73・甲総第9-83・甲ア文第9-74・甲総第9-84・甲ア文第9-75・甲総第9-85・甲ア文第9-76・甲総第9-86・甲ア文第9-77・甲総第9-87・甲ア文第9-78・甲総第9-88・甲ア文第9-79・甲総第9-89・甲ア文第9-80・甲総第9-90・甲ア文第9-81・甲総第9-91・甲ア文第9-82・甲総第9-92・甲ア文第9-83・甲総第9-93・甲ア文第9-84・甲総第9-94・甲ア文第9-85・甲総第9-95・甲ア文第9-86・甲総第9-96・甲ア文第9-87・甲総第9-97・甲ア文第9-88・甲総第9-98・甲ア文第9-89・甲総第9-99・甲ア文第9-90・甲総第9-100・甲ア文第9-91・甲総第9-101・甲ア文第9-92・甲総第9-102・甲ア文第9-93・甲総第9-103・甲ア文第9-94・甲総第9-104・甲ア文第9-95・甲総第9-105・甲ア文第9-96・甲総第9-106・甲ア文第9-97・甲総第9-107・甲ア文第9-98・甲総第9-108・甲ア文第9-99・甲総第9-109・甲ア文第9-100・甲総第9-110・甲ア文第9-101・甲総第9-111・甲ア文第9-102・甲総第9-112・甲ア文第9-103・甲総第9-113・甲ア文第9-104・甲総第9-114・甲ア文第9-105・甲総第9-115・甲ア文第9-106・甲総第9-116・甲ア文第9-107・甲総第9-117・甲ア文第9-108・甲総第9-118・甲ア文第9-109・甲総第9-119・甲ア文第9-110・甲総第9-120・甲ア文第9-111・甲総第9-121・甲ア文第9-112・甲総第9-122・甲ア文第9-113・甲総第9-123・甲ア文第9-114・甲総第9-124・甲ア文第9-115・甲総第9-125・甲ア文第9-116・甲総第9-126・甲ア文第9-117・甲総第9-127・甲ア文第9-118・甲総第9-128・甲ア文第9-119・甲総第9-129・甲ア文第9-120・甲総第9-130・甲ア文第9-121・甲総第9-131・甲ア文第9-122・甲総第9-132・甲ア文第9-123・甲総第9-133・甲ア文第9-124・甲総第9-134・甲ア文第9-125・甲総第9-135・甲ア文第9-126・甲総第9-136・甲ア文第9-127・甲総第9-137・甲ア文第9-128・甲総第9-138・甲ア文第9-129・甲総第9-139・甲ア文第9-130・甲総第9-140・甲ア文第9-131・甲総第9-141・甲ア文第9-132・甲総第9-142・甲ア文第9-133・甲総第9-143・甲ア文第9-134・甲総第9-144・甲ア文第9-135・甲総第9-145・甲ア文第9-136・甲総第9-146・甲ア文第9-137・甲総第9-147・甲ア文第9-138・甲総第9-148・甲ア文第9-139・甲総第9-149・甲ア文第9-140・甲総第9-150・甲ア文第9-141・甲総第9-151・甲ア文第9-142・甲総第9-152・甲ア文第9-143・甲総第9-153・甲ア文第9-144・甲総第9-154・甲ア文第9-145・甲総第9-155・甲ア文第9-146・甲総第9-156・甲ア文第9-147・甲総第9-157・甲ア文第9-148・甲総第9-158・甲ア文第9-149・甲総第9-159・甲ア文第9-150・甲総第9-160・甲ア文第9-151・甲総第9-161・甲ア文第9-152・甲総第9-162・甲ア文第9-153・甲総第9-163・甲ア文第9-154・甲総第9-164・甲ア文第9-155・甲総第9-165・甲ア文第9-156・甲総第9-166・甲ア文第9-157・甲総第9-167・甲ア文第9-158・甲総第9-168・甲ア文第9-159・甲総第9-169・甲ア文第9-160・甲総第9-170・甲ア文第9-161・甲総第9-171・甲ア文第9-162・甲総第9-172・甲ア文第9-163・甲総第9-173・甲ア文第9-164・甲総第9-174・甲ア文第9-165・甲総第9-175・甲ア文第9-166・甲総第9-176・甲ア文第9-167・甲総第9-177・甲ア文第9-168・甲総第9-178・甲ア文第9-169・甲総第9-179・甲ア文第9-170・甲総第9-180・甲ア文第9-171・甲総第9-181・甲ア文第9-172・甲総第9-182・甲ア文第9-173・甲総第9-183・甲ア文第9-174・甲総第9-184・甲ア文第9-175・甲総第9-185・甲ア文第9-176・甲総第9-186・甲ア文第9-177・甲総第9-187・甲ア文第9-178・甲総第9-188・甲ア文第9-179・甲総第9-189・甲ア文第9-180・甲総第9-190・甲ア文第9-181・甲総第9-191・甲ア文第9-182・甲総第9-192・甲ア文第9-183・甲総第9-193・甲ア文第9-184・甲総第9-194・甲ア文第9-185・甲総第9-195・甲ア文第9-186・甲総第9-196・甲ア文第9-187・甲総第9-197・甲ア文第9-188・甲総第9-198・甲ア文第9-189・甲総第9-199・甲ア文第9-190・甲総第9-200・甲ア文第9-191・甲総第9-201・甲ア文第9-192・甲総第9-202・甲ア文第9-193・甲総第9-203・甲ア文第9-194・甲総第9-204・甲ア文第9-195・甲総第9-205・甲ア文第9-196・甲総第9-206・甲ア文第9-197・甲総第9-207・甲ア文第9-198・甲総第9-208・甲ア文第9-199・甲総第9-209・甲ア文第9-200・甲総第9-210・甲ア文第9-201・甲総第9-211・甲ア文第9-202・甲総第9-212・甲ア文第9-203・甲総第9-213・甲ア文第9-204・甲総第9-214・甲ア文第9-205・甲総第9-215・甲ア文第9-206・甲総第9-216・甲ア文第9-207・甲総第9-217・甲ア文第9-208・甲総第9-218・甲ア文第9-209・甲総第9-219・甲ア文第9-210・甲総第9-220・甲ア文第9-211・甲総第9-221・甲ア文第9-212・甲総第9-222・甲ア文第9-213・甲総第9-223・甲ア文第9-214・甲総第9-224・甲ア文第9-215・甲総第9-225・甲ア文第9-216・甲総第9-226・甲ア文第9-217・甲総第9-227・甲ア文第9-218・甲総第9-228・甲ア文第9-219・甲総第9-229・甲ア文第9-220・甲総第9-230・甲ア文第9-221・甲総第9-231・甲ア文第9-222・甲総第9-232・甲ア文第9-223・甲総第9-233・甲ア文第9-224・甲総第9-234・甲ア文第9-225・甲総第9-235・甲ア文第9-226・甲総第9-236・甲ア文第9-227・甲総第9-237・甲ア文第9-228・甲総第9-238・甲ア文第9-229・甲総第9-239・甲ア文第9-230・甲総第9-240・甲ア文第9-231・甲総第9-241・甲ア文第9-232・甲総第9-242・甲ア文第9-233・甲総第9-243・甲ア文第9-234・甲総第9-244・甲ア文第9-235・甲総第9-245・甲ア文第9-236・甲総第9-246・甲ア文第9-237・甲総第9-247・甲ア文第9-238・甲総第9-248・甲ア文第9-239・甲総第9-249・甲ア文第9-240・甲総第9-250・甲ア文第9-241・甲総第9-251・甲ア文第9-242・甲総第9-252・甲ア文第9-243・甲総第9-253・甲ア文第9-244・甲総第9-254・甲ア文第9-245・甲総第9-255・甲ア文第9-246・甲総第9-256・甲ア文第9-247・甲総第9-257・甲ア文第9-248・甲総第9-258・甲ア文第9-249・甲総第9-259・甲ア文第9-250・甲総第9-260・甲ア文第9-251・甲総第9-261・甲ア文第9-252・甲総第9-262・甲ア文第9-253・甲総第9-263・甲ア文第9-254・甲総第9-264・甲ア文第9-255・甲総第9-265・甲ア文第9-256・甲総第9-266・甲ア文第9-257・甲総第9-267・甲ア文第9-258・甲総第9-268・甲ア文第9-259・甲総第9-269・甲ア文第9-260・甲総第9-270・甲ア文第9-261・甲総第9-271・甲ア文第9-262・甲総第9-272・甲ア文第9-263・甲総第9-273・甲ア文第9-264・甲総第9-274・甲ア文第9-265・甲総第9-275・甲ア文第9-266・甲総第9-276・甲ア文第9-267・甲総第9-277・甲ア文第9-268・甲総第9-278・甲ア文第9-269・甲総第9-279・甲ア文第9-270・甲総第9-280・甲ア文第9-271・甲総第9-281・甲ア文第9-272・甲総第9-282・甲ア文第9-273・甲総第9-283・甲ア文第9-274・甲総第9-284・甲ア文第9-275・甲総第9-285・甲ア文第9-276・甲総第9-286・甲ア文第9-277・甲総第9-287・甲ア文第9-278・甲総第9-288・甲ア文第9-279・甲総第9-289・甲ア文第9-280・甲総第9-290・甲ア文第9-281・甲総第9-291・甲ア文第9-282・甲総第9-292・甲ア文第9-283・甲総第9-293・甲ア文第9-284・甲総第9-294・甲ア文第9-285・甲総第9-295・甲ア文第9-286・甲総第9-296・甲ア文第9-287・甲総第9-297・甲ア文第9-288・甲総第9-298・甲ア文第9-289・甲総第9-299・甲ア文第9-290・甲総第9-300・甲ア文第9-291・甲総第9-301・甲ア文第9-292・甲総第9-302・甲ア文第9-293・甲総第9-303・甲ア文第9-294・甲総第9-304・甲ア文第9-295・甲総第9-305・甲ア文第9-296・甲総第9-306・甲ア文第9-297・甲総第9-307・甲ア文第9-298・甲総第9-308・甲ア文第9-299・甲総第9-309・甲ア文第9-300・甲総第9-310・甲ア文第9-301・甲総第9-311・甲ア文第9-302・甲総第9-312・甲ア文第9-303・甲総第9-313・甲ア文第9-304・甲総第9-314・甲ア文第9-305・甲総第9-315・甲ア文第9-306・甲総第9-316・甲ア文第9-307・甲総第9-317・甲ア文第9-308・甲総第9-318・甲ア文第9-309・甲総第9-319・甲ア文第9-310・甲総第9-320・甲ア文第9-311・甲総第9-321・甲ア文第9-312・甲総第9-322・甲ア文第9-313・甲総第9-323・甲ア文第9-314・甲総第9-324・甲ア文第9-315・甲総第9-325・甲ア文第9-316・甲総第9-326・甲ア文第9-317・甲総第9-327・甲ア文第9-318・甲総第9-328・甲ア文第9-319・甲総第9-329・甲ア文第9-320・甲総第9-330・甲ア文第9-321・甲総第9-331・甲ア文第9-322・甲総第9-332・甲ア文第9-323・甲総第9-333・甲ア文第9-324・甲総第9-334・甲ア文第9-325・甲総第9-335・甲ア文第9-326・甲総第9-336・甲ア文第9-327・甲総第9-337・甲ア文第9-328・甲総第9-338・甲ア文第9-329・甲総第9-339・甲ア文第9-330・甲総第9-340・甲ア文第9-331・甲総第9-341・甲ア文第9-332・甲総第9-342・甲ア文第9-333・甲総第9-343・甲ア文第9-334・甲総第9-344・甲ア文第9-335・甲総第9-345・甲ア文第9-336・甲総第9-346・甲ア文第9-337・甲総第9-347・甲ア文第9-338・甲総第9-348・甲ア文第9-339・甲総第9-349・甲ア文第9-340・甲総第9-350・甲ア文第9-341・甲総第9-351・甲ア文第9-342・甲総第9-352・甲ア文第9-343・甲総第9-353・甲ア文第9-344・甲総第9-354・甲ア文第9-345・甲総第9-355・甲ア文第9-346・甲総第9-356・甲ア文第9-347・甲総第9-357・甲ア文第9-348・甲総第9-358・甲ア文第9-349・甲総第9-359・甲ア文第9-350・甲総第9-360・甲ア文第9-351・甲総第9-361・甲ア文第9-352・甲総第9-362・甲ア文第9-353・甲総第9-363・甲ア文第9-354・甲総第9-364・甲ア文第9-355・甲総第9-365・甲ア文第9-356・甲総第9-366・甲ア文第9-357・甲総第9-367・甲ア文第9-358・甲総第9-368・甲ア文第9-359・甲総第9-369・甲ア文第9-360・甲総第9-370・甲ア文第9-361・甲総第9-371・甲ア文第9-362・甲総第9-372・甲ア文第9-363・甲総第9-373・甲ア文第9-364・甲総第9-374・甲ア文第9-365・甲総第9-375・甲ア文第9-366・甲総第9-376・甲ア文第9-367・甲総第9-377・甲ア文第9-368・甲総第9-378・甲ア文第9-369・甲総第9-379・甲ア文第9-370・甲総第9-380・甲ア文第9-371・甲総第9-381・甲ア文第9-372・甲総第9-382・甲ア文第9-373・甲総第9-383・甲ア文第9-374・甲総第9-384・甲ア文第9-375・甲総第9-385・甲ア文第9-376・甲総第9-386・甲ア文第9-377・甲総第9-387・甲ア文第9-378・甲総第9-388・甲ア文第9-379・甲総第9-389・甲ア文第9-380・甲総第9-390・甲ア文第9-381・甲総第9-391・甲ア文第9-382・甲総第9-392・甲ア文第9-383・甲総第9-393・甲ア文第9-384・甲総第9-394・甲ア文第9-385・甲総第9-395・甲ア文第9-386・甲総第9-396・甲ア文第9-387・甲総第9-397・甲ア文第9-388・甲総第9-398・甲ア文第9-389・甲総第9-399・甲ア文第9-390・甲総第9-400・甲ア文第9-391・甲総第9-401・甲ア文第9-392・甲総第9-402・甲ア文第9-393・甲総第9-403・甲ア文第9-394・甲総第9-404・甲ア文第9-395・甲総第9-405・甲ア文第9-396・甲総第9-406・甲ア文第9-397・甲総第9-407・甲ア文第9-398・甲総第9-408・甲ア文第9-399・甲総第9-409・甲ア文第9-400・甲総第9-410・甲ア文第9-401・甲総第9-411・甲ア文第9-402・甲総第9-412・甲ア文第9-403・甲総第9-413・甲ア文第9-404・甲総第9-414・甲ア文第9-405・甲総第9-415・甲ア文第9-406・甲総第9-416・甲ア文第9-407・甲総第9-417・甲ア文第9-408・甲総第9-418・甲ア文第9-409・甲総第9-419・甲ア文第9-410・甲総第9-420・甲ア文第9-411・甲総第9-421・甲ア文第9-412・甲総第9-422・甲ア文第9-413・甲総第9-423・甲ア文第9-414・甲総第9-424・甲ア文第9-415・甲総第9-425・甲ア文第9-416・甲総第9-426・甲ア文第9-417・甲総第9-427・甲ア文第9-418・甲総第9-428・甲ア文第9-419・甲総第9-429・甲ア文第9-420・甲総第9-430・甲ア文第9-421・甲総第9-431・甲ア文第9-422・甲総第9-432・甲ア文第9-423・甲総第9-433・甲ア文第9-424・甲総第9-434・甲ア文第9-425・甲総第9-435・甲ア文第9-426・甲総第9-436・甲ア文第9-427・甲総第9-437・甲ア文第9-428・甲総第9-438・甲ア文第9-429・甲総第9-439・甲ア文第9-430・甲総第9-440・甲ア文第9-431・甲総第9-441・甲ア文第9-432・甲総第9-442・甲ア文第9-433・甲総第9-443・甲ア文第9-434・甲総第9-444・甲ア文第9-435・甲総第9-445・甲ア文第9-436・甲総第9-446・甲ア文第9-437・甲総第9-447・甲ア文第9-438・甲総第9-448・甲ア文第9-439・甲総第9-449・甲ア文第9-440・甲総第9-450・甲ア文第9-441・甲総第9-451・甲ア文第9-442・甲総第9-452・甲ア文第9-443・甲総第9-453・甲ア文第9-444・甲総第9-454・甲ア文第9-445・甲総第9-455・甲ア文第9-446・甲総第9-456・甲ア文第9-447・甲総第9-457・甲ア文第9-448・甲総第9-458・甲ア文第9-449・甲総第9-459・甲ア文第9-450・甲総第9-460・甲ア文第9-451・甲総第9-461・甲ア文第9-452・甲総第9-462・甲ア文第9-453・甲総第9-463・甲ア文第9-454・甲総第9-464・甲ア文第9-455・甲総第9-465・甲ア文第9-456・甲総第9-466・甲ア文第9-457・甲総第9-467・甲ア文第9-458・甲総第9-468・甲ア文第9-459・甲総第9-469・甲ア文第9-460・甲総第9-470・甲ア文第9-461・甲総第9-471・甲ア文第9-462・甲総第9-472・甲ア文第9-463・甲総第9-473・甲ア文第9-464・甲総第9-474・甲ア文第9-465・甲総第9-475・甲ア文第9-466・甲総第9-476・甲ア文第9-467・甲総第9-477・甲ア文第9-468・甲総第9-478・甲ア文第9-469・甲総第9-479・甲ア文第9-470・甲総第9-480・甲ア文第9-471・甲総第9-481・甲ア文第9-472・甲総第9-482・甲ア文第9-473・甲総第9-483・甲ア文第9-474・甲総第9-484・甲ア文第9-475・甲総第9-485・甲ア文第9-476・甲総第9-486・甲ア文第9-477・甲総第9-487・甲ア文第9-478・甲総第9-488・甲ア文第9-479・甲総第9-489・甲ア文第9-480・甲総第9-490・甲ア文第9-481・甲総第9-491・甲ア文第9-482・甲総第9-492・甲ア文第9-483・甲総第9-493・甲ア文第9-484・甲総第9-494・甲ア文第9-485・甲総第9-495・甲ア文第9-486・甲総第9-496・甲ア文第9-487・甲総第9-497・甲ア文第9-488・甲総第9-498・甲ア文第9-489・甲総第9-499・甲ア文第9-490・甲総第9-500・甲ア文第9-491・甲総第9-501・甲ア文第9-492・甲総第9-502・甲ア文第9-493・甲総第9-503・甲ア文第9-494・甲総第9-504・甲ア文第9-495・甲総第9-505・甲ア文第9-496・甲総第9-506・甲ア文第9-497・甲総第9-507・甲ア文第9-498・甲総第9-508・甲ア文第9-499・甲総第9-509・甲ア文第9-500・甲総第9-510・甲ア文第9-501・甲総第9-511・甲ア文第9-502・甲総第9-512・甲ア文第9-503・甲総第9-513・甲ア文第9-504・甲総第9-514・甲ア文第9-505・甲総第9-515・甲ア文第9-506・甲総第9-516・甲ア文第9-507・甲総第9-517・甲ア文第9-508・甲総第9-518・甲ア文第9-509・甲総第9-519・甲ア文第9-510・甲総第9-520・甲ア文第9-511・甲総第9-521・甲ア文第9-512・甲総第9-522・甲ア文第9-513・甲総第9-523・甲ア文第9-514・甲総第9-524・甲ア文第9-515・甲総第9-525・甲ア文第9-516・甲総第9-526・甲ア文第9-517・甲総第9-527・甲ア文第9-518・甲総第9-528・甲ア文第9-519・甲総第9-529・甲ア文第9-520・甲総第9-530・甲ア文第9-521・甲総第9-531・甲ア文第9-522・甲総第9-532・甲ア文第9-523・甲総第9-533・甲ア文第9-524・甲総第9-534・甲ア文第9-525・甲総第9-535・甲ア文第9-526・甲総第9-536・甲ア文第9-527・甲総第9-537・甲ア文第9-528・甲総第9-538・甲ア文第9-529・甲総第9-539・甲ア文第9-530・甲総第9-540・甲ア文第9-531・甲総第9-541・甲ア文第9-532・甲総第9-542・甲ア文第9-533・甲総第9-543・甲ア文第9-534・甲総第9-544・甲ア文第9-535・甲総第9-545・甲ア文第9-536・甲総第9-546・甲ア文第9-537・甲総第9-547・甲ア文第9-538・甲総第9-548・甲ア文第9-539・甲総第9-549・甲ア文第9-540・甲総第9-550・甲ア文第9-541・甲総第9-551・甲ア文第9-542・甲総第9-552・甲ア文第9-543・甲総第9-553・甲ア文第9-544・甲総第9-554・甲ア文第9-545・甲総第9-555・甲ア文第9-546・甲総第9-556・甲ア文第9-547・甲総第9-557・甲ア文第9-548・甲総第9-558・甲ア文第9-549・甲総第9-559・甲ア文第9-550・甲総第9-560・甲ア文第9-551・甲総第9-561・甲ア文第9-552・甲総第9-562・甲ア文第9-553・甲総第9-563・甲ア文第9-554・甲総第9-564・甲ア文第9-555・甲総第9-565・甲ア文第9-556・甲総第9-566・甲ア文第9-557・甲総第9-567・甲ア文第9-558・甲総第9-568・甲ア文第9-559・甲総第9-569・甲ア文第9-560・甲総第9-570・甲ア文第9-561・甲総第9-571・甲ア文第9-562・甲総第9-572・甲ア文第9-563・甲総第9-573・甲ア文第9-564・甲総第9-574・甲ア文第9-565・甲総第9-575・甲ア文第9-566・甲総第9-576・甲ア文第9-567・甲総第9-577・甲ア文第9-568・甲総第9-578・甲ア文第9-569・甲総第9-579・甲ア文第9-570・甲総第9-580・甲ア文第9-571・甲総第9-581・甲ア文第9-572・甲総第9-582・甲ア文第9-573・甲総第9-583・甲ア文第9-574・甲総第9-584・甲ア文第9-575・甲総第9-585・甲ア文第9-576・甲総第9-586・甲ア文第9-577・甲総第9-587・甲ア文第9-578・甲総第9-588・甲ア文第9-579・甲総第9-589・甲ア文第9-580・甲総第9-590・甲ア文第9-581・甲総第9-591・甲ア文第9-582・甲総第9-592・甲ア文第9-583・甲総第9-593・甲ア文第9-584・甲総第9-594・甲ア文第9-585・甲総第9-595・甲ア文第9-586・甲総第9-596・甲ア文第9-587・甲総第9-597・甲ア文第9-588・甲総第9-598・甲ア文第9-589・甲総第9-599・甲ア文第9-590・甲総第9-600・甲ア文第9-591・甲総第9-601・甲ア文第9-592・甲総第9-602・甲ア文第9-593・甲総第9-603・甲ア文第9-594・甲総第9-604・甲ア文第9-595・甲総第9-605・甲ア文第9-596・甲総第9-606・甲ア文第9-597・甲総第9-607・甲ア文第9-598・甲総第9-608・甲ア文第9-599・甲総第9-609・甲ア文第9-600・甲総第9-610・甲ア文第9-601・甲総第9-611・甲ア文第9-602・甲総第9-612・甲ア文第9-603・甲総第9-613・甲ア文第9-604・甲総第9-614・甲ア文第9-605・甲総第9-615・甲ア文第9-606・甲総第9-616・甲ア文第9-607・甲総第9-617・甲ア文第9-608・甲総第9-618・甲ア文第9-609・甲総第9-619・甲ア文第9-610・甲総第9-620・甲ア文第9-611・甲総第9-621・甲ア文第9-612・甲総第9-622・甲ア文第9-613・甲総第9-623・甲ア文第9-614・甲総第9-624・甲ア文第9-615・甲総第9-625・甲ア文第9-616・甲総第9-626・甲ア文第9-617・甲総第9-627・甲ア文第9-618・甲総第9-628・甲ア文第9-619・甲総第9-629・甲ア文第9-620・甲総第9-630・甲ア文第9-621・甲総第9-631・甲ア文第9-622・甲総第9-632・甲ア文第9-623・甲総第9-633・甲ア文第9-624・甲総第9-634・甲ア文第9-625・甲総第9-635・甲ア文第9-626・甲総第9-636・甲ア文第9-627・甲総第9-637・甲ア文第9-628・甲総第9-638・甲ア文第9-629・甲総第9-639・甲ア文第9-630・甲総第9-640・甲ア文第9-631・甲総第9-641・甲ア文第9-632・甲総第9-642・甲ア文第9-633・甲総第9-643・甲ア文第9-634・甲総第9-644・甲ア文第9-635・甲総第9-645・甲ア文第9-636・甲総第9-646・甲ア文第9-637・甲総第9-647・甲ア文第9-638・甲総第9-648・甲ア文第9-639・甲総第9-649・甲ア文第9-640・甲総第9-650・甲ア文第9-641・甲総第9-651・甲ア文第9-642・甲総第9-652・甲ア文第9-643・甲総第9-653・甲ア文第9-644・甲総第9-654・甲ア文第9-645・甲総第9-655・甲ア文第9-646・甲総第9-656・甲ア文第9-647・甲総第9-657・甲ア文第9-648・甲総第9-658・甲ア文第9-649・甲総第9-659・甲ア文第9-650・甲総第9-660・甲ア文第9-651・甲総第9-661・甲ア文第9-652・甲総第9-662・甲ア文第9-653・甲総第9-663・甲ア文第9-654・甲総第9-664・甲ア文第9-655・甲総第9-665・甲ア文第9-656・甲総第9-666・甲ア文第9-657・甲総第9-667・甲ア文第9-658・甲総第9-668・甲ア文第9-659・甲総第9-669・甲ア文第9-660・甲総第9-670・甲ア文第9-661・甲総第9-671・甲ア文第9-662・甲総第9-672・甲ア文第9-663・甲総第9-673・甲ア文第9-664・甲総第9-674・甲ア文第9-665・甲総第9-675・甲ア文第9-666・甲総第9-676・甲ア文第9-667・甲総第9-677・甲ア文第9-668・甲総第9-678・甲ア文第9-669・甲総第9-679・甲ア文第9-670・甲総第9-680・甲ア文第9-671・甲総第9-681・甲ア文第9-672・甲総第9-682・甲ア文第9-673・甲総第9-683・甲ア文第9-674・甲総第9-684・甲ア文第9-675・甲総第9-685・甲ア文第9-676・甲総第9-686・甲ア文第9-677・甲総第9-687・甲ア文第9-678・甲総第9-688・甲ア文第9-679・甲総第9-689・甲ア文第9-680・甲総第9-690・甲ア文第9-681・甲総第9-691・甲ア文第9-682・甲総第9-692・甲ア文第9-683・甲総第9-693・甲ア文第9-684・甲総第9-694・甲ア文第9-685・甲総第9-695・甲ア文第9-686・甲総第9-696・甲ア文第9-687・甲総第9-697・甲ア文第9-688・甲総第9-698・甲ア文第9-689・甲総第9-699・甲ア文第9-690・甲総第9-700・甲ア文第9-691・甲総第9-701・甲ア文第9-692・甲総第9-702・甲ア文第9-693・甲総第9-703・甲ア文第9-694・甲総第9-704・甲ア文第9-695・甲総第9-705・甲ア文第9-696・甲総第9-706・甲ア文第9-697・甲総第9-707・甲ア文第9-698・甲総第9-708・甲ア文第9-699・甲総第9-709・甲ア文第9-700・甲総第9-710・甲ア文第9-701・甲総第9-711・甲ア文第9-702・甲総第9-712・甲ア文第9-703・甲総第9-713・甲ア文第9-704・甲総第9-714・甲ア文第9-705・甲総第9-715・甲ア文第9-706・甲総第9-716・甲ア文第9-707・甲総第9-717・甲ア文第9-708・甲総第9-718・甲ア文第9-709・甲総第9-719・甲ア文第9-710・甲総第9-720・甲ア文第9-711・甲総第9-721・甲ア文第9-712・甲総第9-722・甲ア文第9-713・甲総第9-723・甲ア文第9-714・甲総第9-724・甲ア文第9-715・甲総第9-725・甲ア文第9-716・甲総第9-726・甲ア文第9-717・甲総第9-727・甲ア文第9-718・甲総第9-728・甲ア文第9-719・甲総第9-729・甲ア文第9-720・甲総第9-730・甲ア文第9-721・甲総第9-731・甲ア文第9-722・甲総第9-732・甲ア文第9-723・甲総第9-733・甲ア文第9-724・甲総第9-734・甲ア文第9-725・甲総第9-735・甲ア文第9-726・甲総第9-736・甲ア文第9-727・甲総第9-737・甲ア文第9-728・甲総第9-738・甲ア文第9-729・甲総第9-739・甲ア文第9-730・甲総第9-740・甲ア文第9-731・甲総第9-741・甲ア文第9-732・甲総第9-742・甲ア文第9-733・甲総第9-743・甲ア文第9-734・甲総第9-744・甲ア文第9-735・甲総第9-745・甲ア文第9-736・甲総第9-746・甲ア文第9-737・甲総第9-747・甲ア文第9-738・甲総第9-748・甲ア文第9-739・甲総第9-749・甲ア文第9-740・甲総第9-750・甲ア文第9-741・甲総第9-751・甲ア文第9-742・甲総第9-752・甲ア文第9-743・甲総第9-753・甲ア文第9-744・甲総第9-754・甲ア文第9-745・甲総第9-755・甲ア文第9-746・甲総第9-756・甲ア文第9-747・甲総第9-757・甲ア文第9-748・甲総第9-758・甲ア文第9-749・甲総第9-759・甲ア文第9-750・甲総第9-760・甲ア文第9-751・甲総第9-761・甲ア文第9-752・甲総第9-762・甲ア文第9-753・甲総第9-763・甲ア文第9-754・甲総第9-764・甲ア文第9-755・甲総第9-765・甲ア文第9-756・甲総第9-766・甲ア文第9-757・甲総第9-767・甲ア文第9-758・甲総第9-768・甲ア文第9-759・甲総第9-769・甲ア文第9-760・甲総第9-770・甲ア文第9-761・甲総第9-771・甲ア文第9-762・甲総第9-772・甲ア文第9-763・甲総第9-773・甲ア文第9-764・甲総第9-774・甲ア文第9-765・甲総第9-775・甲ア文第9-766・甲総第9-776・甲ア文第9-767・甲総第9-777・甲ア文第9-768・甲総第9-778・甲ア文第9-769・甲総第9-779・甲ア文第9-770・甲総第9-780・甲ア文第9-771・甲総第9-781・甲ア文第9-772・甲総第9-782・甲ア文第9-773・甲総第9-783・甲ア文第9-774・甲総第9-784・甲ア文第9-775・甲総第9-785・甲ア文第9-776・甲総第9-786・甲ア文第9-777・甲総第9-787・甲ア文第9-778・甲総第9-788・甲ア文第9-779・甲総第9-789・甲ア文第9-780・甲総第9-790・甲ア文第9-781・甲総第9-791・甲ア文第9-782・甲総第9-792・甲ア文第9-783・甲総第9-793・甲ア文第9-784・甲総第9-794・甲ア文第9-785・甲総第9-795・甲ア文第9-786・甲総第9-796・甲ア文第9-787・甲総第9-797・甲ア文第9-788・甲総第9-798・甲ア文第9-789・甲総第9-799・甲ア文第9-790・甲総第9-800・甲ア文第9-791・甲総第9-801・甲ア文第9-792・甲総第9-802・甲ア文第9-793・甲総第9-803・甲ア文第9-794・甲総第9-804・甲ア文第9-795・甲総第9-805・甲ア文第9-796・甲総第9-806・甲ア文第9-797・甲総第9-807・甲ア文第9-798・甲総第9-808・甲ア文第9-799・甲総第9-809・甲ア文第9-800・甲総第9-810・甲ア文第9-801・甲総第9-811・甲ア文第9-802・甲総第9-812・甲ア文第9-803・甲総第9-813・甲ア文第9-804・甲総第9-814・甲ア文第9-805・甲総第9-815・甲ア文第9-806・甲総第9-816・甲ア文第9-807・甲総第9-817・甲ア文第9-808・甲総第9-818・甲ア文第9-809・甲総第9-819・甲ア文第9-810・甲総第9-820・甲ア文第9-811・甲総第9-821・甲ア文第9-812・甲総第9-822・甲ア文第9-813・甲総第9-823・甲ア文第9-814・甲総第9-824・甲ア文第9-815・甲総第9-825・甲ア文第9-816・甲総第9-826・甲ア文第9-817・甲総第9-827・甲ア文第9-818・甲総第9-828・甲ア文第9-819・甲総第9-829・甲ア文第9-820・甲総第9-830・甲ア文第9-821・甲総第9-831・甲ア文第9-822・甲総第9-832・甲ア文第9-823・甲総第9-833・甲ア文第9-824・甲総第9-834・甲ア文第9-825・甲総第9-835・甲ア文第9-826・甲総第9-836・甲ア文第9-827・甲総第9-837・甲ア文第9-828・甲総第9-838・甲ア文第9-829・甲総第9-839・甲ア文第9-830・甲総第9-840・甲ア文第9-831・甲総第9-841・甲ア文第9-832・甲総第9-842・甲ア文第9-833・甲総第9-843・甲ア文第9-834・甲総第9-844・甲ア文第9-835・甲総第9-845・甲ア文第9-836・甲総第9-846・甲ア文第9-837・甲総第9-847・甲ア文第9-838・甲総第9-848・甲ア文第9-839・甲総第9-849・甲ア文第9-840・甲総第9-850・甲ア文第9-841・甲総第9-851・甲ア文第9-842・甲総第9-852・甲ア文第9-843・甲総第9-853・甲ア文第9-844・甲総第9-854・甲ア文第9-845・甲総第9-855・甲ア文第9-846・甲総第9-856・甲ア文第9-847・甲総第9-857・甲ア文第9-848・甲総第9-858・甲ア文第9-849・甲総第9-859・甲ア文第9-850・甲総第9-860・甲ア文第9-851・甲総第9-861・甲ア文第9-852・甲総第9-862・甲ア文第9-853・甲総第9-863・甲ア文第9-854・甲総第9-864・甲ア文第9-855・甲総第9-865・甲ア文第9-856・甲総第9-866・甲ア文第9-857・甲総第9-867・甲ア文第9-858・甲総第9-868・甲ア文第9-859・甲総第9-869・甲ア文第9-860・甲総第9-870・甲ア文第9-861・甲総第9-871・甲ア文第9-862・甲総第9-872・甲ア文第9-863・甲総第9-873・甲ア文第9-864・甲総第9-874・甲ア文第9-865・甲総第9-875・甲ア文第9-866・甲総第9-876・甲ア文第9-867・甲総第9-877・甲ア文第9-868・甲総第9-878・甲ア文第9-869・甲総第9-879・甲ア文第9-870・甲総第9-880・甲ア文第9-871・甲総第9-881・甲ア文第9-872・甲総第9-882・甲ア文第9-873・甲総第9-883・甲ア文第9-874・甲総第9-884・甲ア文第9-875・甲総第9-885・甲ア文第9-876・甲総第9-886・甲ア文第9-877・甲総第9-887・甲ア文第9-878・甲総第9-888・甲ア文第9-879・甲総第9-889・甲ア文第9-880・甲総第9-890・甲ア文第9-881・甲総第9-891・甲ア文第9-882・甲総第9-892・甲ア文第9-883・甲総第9-893・甲

別記様式第１１（第７条関係）

別記様式第１１（第７条関係）（甲：総括甲２・総括、甲：総括甲４・甲：総括甲６甲・甲：総括甲８甲・甲：総括甲９・甲：総括甲１０・甲：総括甲１１・甲：総括甲１２・甲：総括甲１３・甲：総括甲１４・甲：総括甲１５・甲：総括甲１６・甲：総括甲１７・甲：総括甲１８・甲：総括甲１９・甲：総括甲２０・甲：総括甲２１・甲：総括甲２２・甲：総括甲２３・甲：総括甲２４・甲：総括甲２５・甲：総括甲２６・甲：総括甲２７・甲：総括甲２８・甲：総括甲２９・甲：総括甲３０・甲：総括甲３１・甲：総括甲３２・甲：総括甲３３）

（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

核燃料物質等在庫量届出書（総括）

原子力規制委員会　　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則第７条第13項（第13項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先（注５）	名称	
	所在地			所在地	
施設名		（注２）			
核燃料物質計量管理区域の符号		（注３）		連絡員の氏名	電話番号（　　）
第在庫量の確認の実施の年月日		（注４）　年　月　日			

（その２）

核燃料物質等在庫量届出書（別明細報告書）（DC-R4）

| | | | | |

別記様式第１２（第７条関係）

別記様式第12（第7条関係）（特定原子炉施設・第3、特定原子炉施設・第4原子炉施設・第5原子炉施設・第6原子炉施設・一般施設）

年　期　施設検査計画届出書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第14項の規定により次のとおり届出します。

工場又は事業所	名　称	
	所 在 地	
サイトコード（注1）		
事業上の連絡先	名　称	
	所 在 地	
	連絡責の氏名	所属部課名（　　） 電話番号（　　）ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）

検査コード（注2）	月	1月（7月）	2月（8月）	3月（9月）	4月（10月）	5月（11月）	6月（12月）
		（注3）					

備　考　欄	（注4）

注1　サイトごとに国に登録する符号を記載すること。
　2　別記様式第4に定める例により記載すること。
　3　予定される検査の実施状態に応じて、次の表の左欄に掲げる状態の区分ごとに、記入欄を区切り、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

建設事前中	ＰＣ
建設中	ＵＣ
試験中	ＣＭ
運転中	ＯＰ
検査・保守作業、改造、運転停止中	ＭＭ
廃止措置中（核燃料物質が残っている場合）	ＸＳ
廃止措置中（核燃料物質が残っていない場合）	ＣＤ
廃止中	ＤＥ
その他	ＯＴ

　4　注3のうち「ＯＴ」を使用した場合は、備考欄にその詳細を記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。

別記様式第１３（第７条関係）

別記様式第13（第7条関係）（特定原子炉施設・第3、特定原子炉施設・第4原子炉施設・第5原子炉施設・第6原子炉施設・一般施設）

（その1）

使用前検査申請書

検査番号	（注1）

原子力規制委員会　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第13項の規定により、次のとおり申請します。

工場又は事業所	名　称		
	所 在 地		
検査対象施設（注2）	名　称	検査コード（注3）	
	型　式		
	容　量		
検査対象施設（注4）	検査対象の区分	使用前検査	
	適用基準		

（その2）

使用前検査申請書

| | | | | | | |

注1　記載様式第14の注1の例により記載すること。法第61条の3第1項の許可を受けた者にあっては、使用の場所を記載すること。

2　別記様式第14の注2の例により記載すること。法第61条の3第1項の許可を受けた者にあっては、計量管理規定で定めたＭＢＡの符号を記載すること。

3　輸入（輸出）実施予定の核燃料物質について、その単位体数を供給当事国ごとに記載すること。

4　化学的組成、物理的形状及び可能であれば同位体組成を記載すること。

5　別記様式第14の注3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる符号を記載すること。

6　別記様式第14の注3の例により記載すること。

7　別記様式第13の注3の例により記載すること。

8　別記様式第13の注4の例により記載すること。

9　天然ウラン、劣化ウラン、トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核分裂性物質の重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。

10　別記様式第13の注5の例により記載すること。

11　以下に示す場合にのゝ記載すること。

イ　輸出の場合であって、当該核燃料物質の計量管理規定で定めた方法によりサけしたバッチの符号が明らかな場合は、当該バッチの符号を記載すること。

ロ　輸入の場合であって、輸入相手国方において当該核燃料物質を同定するために個別に付された符号が明らかな場合は、当該符号を記載すること。

ハ　その他核燃料物質の同定に関する事項がある場合は、可能な限り詳細に記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第１４（第７条関係）

別記様式第14（第7条関係）（第7条第9項・第8条第1項・第11条第1項・第13条第1項・第15条第1項・第17条第1項・第19条第1項・第21条第1項・第23条第1項・第25条第1項・第27条第1項・第29条第1項・第31条第1項・第33条第1項・第35条第1項・第37条第1項・第39条第1項・第41条第1項・第43条第1項・第45条第1項・第47条第1項・第49条第1項・第51条第1項・第53条第1項・第55条第1項・第57条第1項・第59条第1項・第61条第1項・第63条第1項・第65条第1項・第67条第1項・第69条第1項・第71条第1項・第73条第1項・第75条第1項・第77条第1項・第79条第1項・第81条第1項・第83条第1項・第85条第1項・第87条第1項・第89条第1項・第91条第1項・第93条第1項・第95条第1項・第97条第1項・第99条第1項・第101条第1項・第103条第1項・第105条第1項・第107条第1項・第109条第1項・第111条第1項・第113条第1項・第115条第1項・第117条第1項・第119条第1項・第121条第1項・第123条第1項・第125条第1項・第127条第1項・第129条第1項・第131条第1項・第133条第1項・第135条第1項・第137条第1項・第139条第1項・第141条第1項・第143条第1項・第145条第1項・第147条第1項・第149条第1項・第151条第1項・第153条第1項・第155条第1項・第157条第1項・第159条第1項・第161条第1項・第163条第1項・第165条第1項・第167条第1項・第169条第1項・第171条第1項・第173条第1項・第175条第1項・第177条第1項・第179条第1項・第181条第1項・第183条第1項・第185条第1項・第187条第1項・第189条第1項・第191条第1項・第193条第1項・第195条第1項・第197条第1項・第199条第1項・第201条第1項・第203条第1項・第205条第1項・第207条第1項・第209条第1項・第211条第1項・第213条第1項・第215条第1項・第217条第1項・第219条第1項・第221条第1項・第223条第1項・第225条第1項・第227条第1項・第229条第1項・第231条第1項・第233条第1項・第235条第1項・第237条第1項・第239条第1項・第241条第1項・第243条第1項・第245条第1項・第247条第1項・第249条第1項・第251条第1項・第253条第1項・第255条第1項・第257条第1項・第259条第1項・第261条第1項・第263条第1項・第265条第1項・第267条第1項・第269条第1項・第271条第1項・第273条第1項・第275条第1項・第277条第1項・第279条第1項・第281条第1項・第283条第1項・第285条第1項・第287条第1項・第289条第1項・第291条第1項・第293条第1項・第295条第1項・第297条第1項・第299条第1項・第301条第1項・第303条第1項・第305条第1項・第307条第1項・第309条第1項・第311条第1項・第313条第1項・第315条第1項・第317条第1項・第319条第1項・第321条第1項・第323条第1項・第325条第1項・第327条第1項・第329条第1項・第331条第1項・第333条第1項・第335条第1項・第337条第1項・第339条第1項・第341条第1項・第343条第1項・第345条第1項・第347条第1項・第349条第1項・第351条第1項・第353条第1項・第355条第1項・第357条第1項・第359条第1項・第361条第1項・第363条第1項・第365条第1項・第367条第1項・第369条第1項・第371条第1項・第373条第1項・第375条第1項・第377条第1項・第379条第1項・第381条第1項・第383条第1項・第385条第1項・第387条第1項・第389条第1項・第391条第1項・第393条第1項・第395条第1項・第397条第1項・第399条第1項・第401条第1項・第403条第1項・第405条第1項・第407条第1項・第409条第1項・第411条第1項・第413条第1項・第415条第1項・第417条第1項・第419条第1項・第421条第1項・第423条第1項・第425条第1項・第427条第1項・第429条第1項・第431条第1項・第433条第1項・第435条第1項・第437条第1項・第439条第1項・第441条第1項・第443条第1項・第445条第1項・第447条第1項・第449条第1項・第451条第1項・第453条第1項・第455条第1項・第457条第1項・第459条第1項・第461条第1項・第463条第1項・第465条第1項・第467条第1項・第469条第1項・第471条第1項・第473条第1項・第475条第1項・第477条第1項・第479条第1項・第481条第1項・第483条第1項・第485条第1項・第487条第1項・第489条第1項・第491条第1項・第493条第1項・第495条第1項・第497条第1項・第499条第1項・第501条第1項・第503条第1項・第505条第1項・第507条第1項・第509条第1項・第511条第1項・第513条第1項・第515条第1項・第517条第1項・第519条第1項・第521条第1項・第523条第1項・第525条第1項・第527条第1項・第529条第1項・第531条第1項・第533条第1項・第535条第1項・第537条第1項・第539条第1項・第541条第1項・第543条第1項・第545条第1項・第547条第1項・第549条第1項・第551条第1項・第553条第1項・第555条第1項・第557条第1項・第559条第1項・第561条第1項・第563条第1項・第565条第1項・第567条第1項・第569条第1項・第571条第1項・第573条第1項・第575条第1項・第577条第1項・第579条第1項・第581条第1項・第583条第1項・第585条第1項・第587条第1項・第589条第1項・第591条第1項・第593条第1項・第595条第1項・第597条第1項・第599条第1項・第601条第1項・第603条第1項・第605条第1項・第607条第1項・第609条第1項・第611条第1項・第613条第1項・第615条第1項・第617条第1項・第619条第1項・第621条第1項・第623条第1項・第625条第1項・第627条第1項・第629条第1項・第631条第1項・第633条第1項・第635条第1項・第637条第1項・第639条第1項・第641条第1項・第643条第1項・第645条第1項・第647条第1項・第649条第1項・第651条第1項・第653条第1項・第655条第1項・第657条第1項・第659条第1項・第661条第1項・第663条第1項・第665条第1項・第667条第1項・第669条第1項・第671条第1項・第673条第1項・第675条第1項・第677条第1項・第679条第1項・第681条第1項・第683条第1項・第685条第1項・第687条第1項・第689条第1項・第691条第1項・第693条第1項・第695条第1項・第697条第1項・第699条第1項・第701条第1項・第703条第1項・第705条第1項・第707条第1項・第709条第1項・第711条第1項・第713条第1項・第715条第1項・第717条第1項・第719条第1項・第721条第1項・第723条第1項・第725条第1項・第727条第1項・第729条第1項・第731条第1項・第733条第1項・第735条第1項・第737条第1項・第739条第1項・第741条第1項・第743条第1項・第745条第1項・第747条第1項・第749条第1項・第751条第1項・第753条第1項・第755条第1項・第757条第1項・第759条第1項・第761条第1項・第763条第1項・第765条第1項・第767条第1項・第769条第1項・第771条第1項・第773条第1項・第775条第1項・第777条第1項・第779条第1項・第781条第1項・第783条第1項・第785条第1項・第787条第1項・第789条第1項・第791条第1項・第793条第1項・第795条第1項・第797条第1項・第799条第1項・第801条第1項・第803条第1項・第805条第1項・第807条第1項・第809条第1項・第811条第1項・第813条第1項・第815条第1項・第817条第1項・第819条第1項・第821条第1項・第823条第1項・第825条第1項・第827条第1項・第829条第1項・第831条第1項・第833条第1項・第835条第1項・第837条第1項・第839条第1項・第841条第1項・第843条第1項・第845条第1項・第847条第1項・第849条第1項・第851条第1項・第853条第1項・第855条第1項・第857条第1項・第859条第1項・第861条第1項・第863条第1項・第865条第1項・第867条第1項・第869条第1項・第871条第1項・第873条第1項・第875条第1項・第877条第1項・第879条第1項・第881条第1項・第883条第1項・第885条第1項・第887条第1項・第889条第1項・第891条第1項・第893条第1項・第895条第1項・第897条第1項・第899条第1項・第901条第1項・第903条第1項・第905条第1項・第907条第1項・第909条第1項・第911条第1項・第913条第1項・第915条第1項・第917条第1項・第919条第1項・第921条第1項・第923条第1項・第925条第1項・第927条第1項・第929条第1項・第931条第1項・第933条第1項・第935条第1項・第937条第1項・第939条第1項・第941条第1項・第943条第1項・第945条第1項・第947条第1項・第949条第1項・第951条第1項・第953条第1項・第955条第1項・第957条第1項・第959条第1項・第961条第1項・第963条第1項・第965条第1項・第967条第1項・第969条第1項・第971条第1項・第973条第1項・第975条第1項・第977条第1項・第979条第1項・第981条第1項・第983条第1項・第985条第1項・第987条第1項・第989条第1項・第991条第1項・第993条第1項・第995条第1項・第997条第1項・第999条第1項・第1001条第1項・第1003条第1項・第1005条第1項・第1007条第1項・第1009条第1項・第1011条第1項・第1013条第1項・第1015条第1項・第1017条第1項・第1019条第1項・第1021条第1項・第1023条第1項・第1025条第1項・第1027条第1項・第1029条第1項・第1031条第1項・第1033条第1項・第1035条第1項・第1037条第1項・第1039条第1項・第1041条第1項・第1043条第1項・第1045条第1項・第1047条第1項・第1049条第1項・第1051条第1項・第1053条第1項・第1055条第1項・第1057条第1項・第1059条第1項・第1061条第1項・第1063条第1項・第1065条第1項・第1067条第1項・第1069条第1項・第1071条第1項・第1073条第1項・第1075条第1項・第1077条第1項・第1079条第1項・第1081条第1項・第1083条第1項・第1085条第1項・第1087条第1項・第1089条第1項・第1091条第1項・第1093条第1項・第1095条第1項・第1097条第1項・第1099条第1項・第1101条第1項・第1103条第1項・第1105条第1項・第1107条第1項・第1109条第1項・第1111条第1項・第1113条第1項・第1115条第1項・第1117条第1項・第1119条第1項・第1121条第1項・第1123条第1項・第1125条第1項・第1127条第1項・第1129条第1項・第1131条第1項・第1133条第1項・第1135条第1項・第1137条第1項・第1139条第1項・第1141条第1項・第1143条第1項・第1145条第1項・第1147条第1項・第1149条第1項・第1151条第1項・第1153条第1項・第1155条第1項・第1157条第1項・第1159条第1項・第1161条第1項・第1163条第1項・第1165条第1項・第1167条第1項・第1169条第1項・第1171条第1項・第1173条第1項・第1175条第1項・第1177条第1項・第1179条第1項・第1181条第1項・第1183条第1項・第1185条第1項・第1187条第1項・第1189条第1項・第1191条第1項・第1193条第1項・第1195条第1項・第1197条第1項・第1199条第1項・第1201条第1項・第1203条第1項・第1205条第1項・第1207条第1項・第1209条第1項・第1211条第1項・第1213条第1項・第1215条第1項・第1217条第1項・第1219条第1項・第1221条第1項・第1223条第1項・第1225条第1項・第1227条第1項・第1229条第1項・第1231条第1項・第1233条第1項・第1235条第1項・第1237条第1項・第1239条第1項・第1241条第1項・第1243条第1項・第1245条第1項・第1247条第1項・第1249条第1項・第1251条第1項・第1253条第1項・第1255条第1項・第1257条第1項・第1259条第1項・第1261条第1項・第1263条第1項・第1265条第1項・第1267条第1項・第1269条第1項・第1271条第1項・第1273条第1項・第1275条第1項・第1277条第1項・第1279条第1項・第1281条第1項・第1283条第1項・第1285条第1項・第1287条第1項・第1289条第1項・第1291条第1項・第1293条第1項・第1295条第1項・第1297条第1項・第1299条第1項・第1301条第1項・第1303条第1項・第1305条第1項・第1307条第1項・第1309条第1項・第1311条第1項・第1313条第1項・第1315条第1項・第1317条第1項・第1319条第1項・第1321条第1項・第1323条第1項・第1325条第1項・第1327条第1項・第1329条第1項・第1331条第1項・第1333条第1項・第1335条第1項・第1337条第1項・第1339条第1項・第1341条第1項・第1343条第1項・第1345条第1項・第1347条第1項・第1349条第1項・第1351条第1項・第1353条第1項・第1355条第1項・第1357条第1項・第1359条第1項・第1361条第1項・第1363条第1項・第1365条第1項・第1367条第1項・第1369条第1項・第1371条第1項・第1373条第1項・第1375条第1項・第1377条第1項・第1379条第1項・第1381条第1項・第1383条第1項・第1385条第1項・第1387条第1項・第1389条第1項・第1391条第1項・第1393条第1項・第1395条第1項・第1397条第1項・第1399条第1項・第1401条第1項・第1403条第1項・第1405条第1項・第1407条第1項・第1409条第1項・第1411条第1項・第1413条第1項・第1415条第1項・第1417条第1項・第1419条第1項・第1421条第1項・第1423条第1項・第1425条第1項・第1427条第1項・第1429条第1項・第1431条第1項・第1433条第1項・第1435条第1項・第1437条第1項・第1439条第1項・第1441条第1項・第1443条第1項・第1445条第1項・第1447条第1項・第1449条第1項・第1451条第1項・第1453条第1項・第1455条第1項・第1457条第1項・第1459条第1項・第1461条第1項・第1463条第1項・第1465条第1項・第1467条第1項・第1469条第1項・第1471条第1項・第1473条第1項・第1475条第1項・第1477条第1項・第1479条第1項・第1481条第1項・第1483条第1項・第1485条第1項・第1487条第1項・第1489条第1項・第1491条第1項・第1493条第1項・第1495条第1項・第1497条第1項・第1499条第1項・第1501条第1項・第1503条第1項・第1505条第1項・第1507条第1項・第1509条第1項・第1511条第1項・第1513条第1項・第1515条第1項・第1517条第1項・第1519条第1項・第1521条第1項・第1523条第1項・第1525条第1項・第1527条第1項・第1529条第1項・第1531条第1項・第1533条第1項・第1535条第1項・第1537条第1項・第1539条第1項・第1541条第1項・第1543条第1項・第1545条第1項・第1547条第1項・第1549条第1項・第1551条第1項・第1553条第1項・第1555条第1項・第1557条第1項・第1559条第1項・第1561条第1項・第1563条第1項・第1565条第1項・第1567条第1項・第1569条第1項・第1571条第1項・第1573条第1項・第1575条第1項・第1577条第1項・第1579条第1項・第1581条第1項・第1583条第1項・第1585条第1項・第1587条第1項・第1589条第1項・第1591条第1項・第1593条第1項・第1595条第1項・第1597条第1項・第1599条第1項・第1601条第1項・第1603条第1項・第1605条第1項・第1607条第1項・第1609条第1項・第1611条第1項・第1613条第1項・第1615条第1項・第1617条第1項・第1619条第1項・第1621条第1項・第1623条第1項・第1625条第1項・第1627条第1項・第1629条第1項・第1631条第1項・第1633条第1項・第1635条第1項・第1637条第1項・第1639条第1項・第1641条第1項・第1643条第1項・第1645条第1項・第1647条第1項・第1649条第1項・第1651条第1項・第1653条第1項・第1655条第1項・第1657条第1項・第1659条第1項・第1661条第1項・第1663条第1項・第1665条第1項・第1667条第1項・第1669条第1項・第1671条第1項・第1673条第1項・第1675条第1項・第1677条第1項・第1679条第1項・第1681条第1項・第1683条第1項・第1685条第1項・第1687条第1項・第1689条第1項・第1691条第1項・第1693条第1項・第1695条第1項・第1697条第1項・第1699条第1項・第1701条第1項・第1703条第1項・第1705条第1項・第1707条第1項・第1709条第1項・第1711条第1項・第1713条第1項・第1715条第1項・第1717条第1項・第1719条第1項・第1721条第1項・第1723条第1項・第1725条第1項・第1727条第1項・第1729条第1項・第1731条第1項・第1733条第1項・第1735条第1項・第1737条第1項・第1739条第1項・第1741条第1項・第1743条第1項・第1745条第1項・第1747条第1項・第1749条第1項・第1751条第1項・第1753条第1項・第1755条第1項・第1757条第1項・第1759条第1項・第1761条第1項・第1763条第1項・第1765条第1項・第1767条第1項・第1769条第1項・第1771条第1項・第1773条第1項・第1775条第1項・第1777条第1項・第1779条第1項・第1781条第1項・第1783条第1項・第1785条第1項・第1787条第1項・第1789条第1項・第1791条第1項・第1793条第1項・第1795条第1項・第1797条第1項・第1799条第1項・第1801条第1項・第1803条第1項・第1805条第1項・第1807条第1項・第1809条第1項・第1811条第1項・第1813条第1項・第1815条第1項・第1817条第1項・第1819条第1項・第1821条第1項・第1823条第1項・第1825条第1項・第1827条第1項・第1829条第1項・第1831条第1項・第1833条第1項・第1835条第1項・第1837条第1項・第1839条第1項・第1841条第1項・第1843条第1項・第1845条第1項・第1847条第1項・第1849条第1項・第1851条第1項・第1853条第1項・第1855条第1項・第1857条第1項・第1859条第1項・第1861条第1項・第1863条第1項・第1865条第1項・第1867条第1項・第1869条第1項・第1871条第1項・第1873条第1項・第1875条第1項・第1877条第1項・第1879条第1項・第1881条第1項・第1883条第1項・第1885条第1項・第1887条第1項・第1889条第1項・第1891条第1項・第1893条第1項・第1895条第1項・第1897条第1項・第1899条第1項・第1901条第1項・第1903条第1項・第1905条第1項・第1907条第1項・第1909条第1項・第1911条第1項・第1913条第1項・第1915条第1項・第1917条第1項・第1919条第1項・第1921条第1項・第1923条第1項・第1925条第1項・第1927条第1項・第1929条第1項・第1931条第1項・第1933条第1項・第1935条第1項・第1937条第1項・第1939条第1項・第1941条第1項・第1943条第1項・第1945条第1項・第1947条第1項・第1949条第1項・第1951条第1項・第1953条第1項・第1955条第1項・第1957条第1項・第1959条第1項・第1961条第1項・第1963条第1項・第1965条第1項・第1967条第1項・第1969条第1項・第1971条第1項・第1973条第1項・第1975条第1項・第1977条第1項・第1979条第1項・第1981条第1項・第1983条第1項・第1985条第1項・第1987条第1項・第1989条第1項・第1991条第1項・第1993条第1項・第1995条第1項・第1997条第1項・第1999条第1項・第2001条第1項・第2003条第1項・第2005条第1項・第2007条第1項・第2009条第1項・第2011条第1項・第2013条第1項・第2015条第1項・第2017条第1項・第2019条第1項・第2021条第1項・第2023条第1項・第2025条第1項・第2027条第1項・第2029条第1項・第2031条第1項・第2033条第1項・第2035条第1項・第2037条第1項・第2039条第1項・第2041条第1項・第2043条第1項・第2045条第1項・第2047条第1項・第2049条第1項・第2051条第1項・第2053条第1項・第2055条第1項・第2057条第1項・第2059条第1項・第2061条第1項・第2063条第1項・第2065条第1項・第2067条第1項・第2069条第1項・第2071条第1項・第2073条第1項・第2075条第1項・第2077条第1項・第2079条第1項・第2081条第1項・第2083条第1項・第2085条第1項・第2087条第1項・第2089条第1項・第2091条第1項・第2093条第1項・第2095条第1項・第2097条第1項・第2099条第1項・第2101条第1項・第2103条第1項・第2105条第1項・第2107条第1項・第2109条第1項・第2111条第1項・第2113条第1項・第2115条第1項・第2117条第1項・第2119条第1項・第2121条第1項・第2123条第1項・第2125条第1項・第2127条第1項・第2129条第1項・第2131条第1項・第2133条第1項・第2135条第1項・第2137条第1項・第2139条第1項・第2141条第1項・第2143条第1項・第2145条第1項・第2147条第1項・第2149条第1項・第2151条第1項・第2153条第1項・第2155条第1項・第2157条第1項・第2159条第1項・第2161条第1項・第2163条第1項・第2165条第1項・第2167条第1項・第2169条第1項・第2171条第1項・第2173条第1項・第2175条第1項・第2177条第1項・第2179条第1項・第2181条第1項・第2183条第1項・第2185条第1項・第2187条第1項・第2189条第1項・第2191条第1項・第2193条第1項・第2195条第1項・第2197条第1項・第2199条第1項・第2201条第1項・第2203条第1項・第2205条第1項・第2207条第1項・第2209条第1項・第2211条第1項・第2213条第1項・第2215条第1項・第2217条第1項・第2219条第1項・第2221条第1項・第2223条第1項・第2225条第1項・第2227条第1項・第2229条第1項・第2231条第1項・第2233条第1項・第2235条第1項・第2237条第1項・第2239条第1項・第2241条第1項・第2243条第1項・第2245条第1項・第2247条第1項・第2249条第1項・第2251条第1項・第2253条第1項・第2255条第1項・第2257条第1項・第2259条第1項・第2261条第1項・第2263条第1項・第2265条第1項・第2267条第1項・第2269条第1項・第2271条第1項・第2273条第1項・第2275条第1項・第2277条第1項・第2279条第1項・第2281条第1項・第2283条第1項・第2285条第1項・第2287条第1項・第2289条第1項・第2291条第1項・第2293条第1項・第2295条第1項・第2297条第1項・第2299条第1項・第2301条第1項・第2303条第1項・第2305条第1項・第2307条第1項・第2309条第1項・第2311条第1項・第2313条第1項・第2315条第1項・第2317条第1項・第2319条第1項・第2321条第1項・第2323条第1項・第2325条第1項・第2327条第1項・第2329条第1項・第2331条第1項・第2333条第1項・第2335条第1項・第2337条第1項・第2339条第1項・第2341条第1項・第2343条第1項・第2345条第1項・第2347条第1項・第2349条第1項・第2351条第1項・第2353条第1項・第2355条第1項・第2357条第1項・第2359条第1項・第2361条第1項・第2363条第1項・第2365条第1項・第2367条第1項・第2369条第1項・第2371条第1項・第2373条第1項・第2375条第1項・第2377条第1項・第2379条第1項・第2381条第1項・第2383条第1項・第2385条第1項・第2387条第1項・第2389条第1項・第2391条第1項・第2393条第1項・第2395条第1項・第2397条第1項・第2399条第1項・第2401条第1項・第2403条第1項・第2405条第1項・第2407条第1項・第2409条第1項・第2411条第1項・第2413条第1項・第2415条第1項・第2417条第1項・第2419条第1項・第2421条第1項・第2423条第1項・第2425条第1項・第2427条第1項・第2429条第1項・第2431条第1項・第2433条第1項・第2435条第1項・第2437条第1項・第2439条第1項・第2441条第1項・第2443条第1項・第2445条第1項・第2447条第1項・第2449条第1項・第2451条第1項・第2453条第1項・第2455条第1項・第2457条第1項・第2459条第1項・第2461条第1項・第2463条第1項・第2465条第1項・第2467条第1項・第2469条第1項・第2471条第1項・第2473条第1項・第2475条第1項・第2477条第1項・第2479条第1項・第2481条第1項・第2483条第1項・第2485条第1項・第2487条第1項・第2489条第1項・第2491条第1項・第2493条第1項・第2495条第1項・第2497条第1項・第2499条第1項・第2501条第1項・第2503条第1項・第2505条第1項・第2507条第1項・第2509条第1項・第2511条第1項・第2513条第1項・第2515条第1項・第2517条第1項・第2519条第1項・第2521条第1項・第2523条第1項・第2525条第1項・第2527条第1項・第2529条第1項・第2531条第1項・第2533条第1項・第2535条第1項・第2537条第1項・第2539条第1項・第2541条第1項・第2543条第1項・第2545条第1項・第2547条第1項・第2549条第1項・第2551条第1項・第2553条第1項・第2555条第1項・第2557条第1項・第2559条第1項・第2561条第1項・第2563条第1項・第2565条第1項・第2567条第1項・第2569条第1項・第2571条第1項・第2573条第1項・第2575条第1項・第2577条第1項・第2579条第1項・第2581条第1項・第2583条第1項・第2585条第1項・第2587条第1項・第2589条第1項・第2591条第1項・第2593条第1項・第2595条第1項・第2597条第1項・第2599条第1項・第2601条第1項・第2603条第1項・第2605条第1項・第2607条第1項・第2609条第1項・第2611条第1項・第2613条第1項・第2615条第1項・第2617条第1項・第2619条第1項・第2621条第1項・第2623条第1項・第2625条第1項・第2627条第1項・第2629条第1項・第2631条第1項・第2633条第1項・第2635条第1項・第2637条第1項・第2639条第1項・第2641条第1項・第2643条第1項・第2645条第1項・第2647条第1項・第2649条第1項・第2651条第1項・第2653条第1項・第2655条第1項・第2657条第1項・第2659条第1項・第2661条第1項・第2663条第1項・第2665条第1項・第2667条第1項・第2669条第1項・第2671条第1項・第2673条第1項・第2675条第1項・第2677条第1項・第2679条第1項・第2681条第1項・第2683条第1項・第2685条第1項・第2687条第1項・第2689条第1項・第2691条第1項・第2693条第1項・第2695条第1項・第2697条第1項・第2699条第1項・第2701条第1項・第2703条第1項・第2705条第1項・第2707条第1項・第2709条第1項・第2711条第1項・第2713条第1項・第2715条第1項・第2717条第1項・第2719条第1項・第2721条第1項・第2723条第1項・第2725条第1項・第2727条第1項・第2729条第1項・第2731条第1項・第2733条第1項・第2735条第1項・第2737条第1項・第2739条第1項・第2741条第1項・第2743条第1項・第2745条第1項・第2747条第1項・第2749条第1項・第2751条第1項・第2753条第1項・第2755条第1項・第2757条第1項・第2759条第1項・第2761条第1項・第2763条第1項・第2765条第1項・第2767条第1項・第2769条第1項・第2771条第1項・第2773条第1項・第2775条第1項・第2777条第1項・第2779条第1項・第2781条第1項・第2783条第1項・第2785条第1項・第2787条第1項・第2789条第1項・第2791条第1項・第2793条第1項・第2795条第1項・第2797条第1項・第2799条第1項・第2801条第1項・第2803条第1項・第2805条第1項・第2807条第1項・第2809条第1項・第2811条第1項・第2813条第1項・第2815条第1項・第2817条第1項・第2819条第1項・第2821条第1項・第2823条第1項・第2825条第1項・第2827条第1項・第2829条第1項・第2831条第1項・第2833条第1項・第2835条第1項・第2837条第1項・第2839条第1項・第2841条第1項・第2843条第1項・第2845条第1項・第2847条第1項・第2849条第1項・第2851条第1項・第2853条第1項・第2855条第1項・第2857条第1項・第2859条第1項・第2861条第1項・第2863条第1項・第2865条第1項・第2867条第1項・第2869条第1項・第2871条第1項・第2873条第1項・第2875条第1項・第2877条第1項・第2879条第1項・第2881条第1項・第2883条第1項・第2885条第1項・第2887条第1項・第2889条第1項・第2891条第1項・第2893条第1項・第2895条第1項・第2897条第1項・第2899条第1項・第2901条第1項・第2903条第1項・第2905条第1項・第2907条第1項・第2909条第1項・第2911条第1項・第2913条第1項・第2915条第1項・第2917条第1項・第2919条第1項・第2921条第1項・第2923条第1項・第2925条第1項・第2927条第1項・第2929条第1項・第2931条第1項・第2933条第1項・第2935条第1項・第2937条第1項・第2939条第1項・第2941条第1項・第2943条第1項・第2945条第1項・第2947条第1項・第2949条第1項・第2951条第1項・第2953条第1項・第2955条第1項・第2957条第1項・第2959条第1項・第2961条第1項・第2963条第1項・第2965条第1項・第2967条第1項・第2969条第1項・第2971条第1項・第2973条第1項・第2975条第1項・第2977条第1項・第2979条第1項・第2981条第1項・第2983条第1項・第2985条第1項・第2987条第1項・第2989条第1項・第2991条第1項・第2993条第1項・第2995条第1項・第2997条第1項・第2999条第1項・第3001条第1項・第3003条第1項・第3005条第1項・第3007条第1項・第3009条第1項・第3011条第1項・第3013条第1項・第3015条第1項・第3017条第1項・第3019条第1項・第3021条第1項・第3023条第1項・第3025条第1項・第3027条第1項・第3029条第1項・第3031条第1項・第3033条第1項・第3035条第1項・第3037条第1項・第3039条第1項・第3041条第1項・第3043条第1項・第3045条第1項・第3047条第1項・第3049条第1項・第3051条第1項・第3053条第1項・第3055条第1項・第3057条第1項・第3059条第1項・第3061条第1項・第3063条第1項・第3065条第1項・第3067条第1項・第3069条第1項・第3071条第1項・第3073条第1項・第3075条第1項・第3077条第1項・第3079条第1項・第3081条第1項・第3083条第1項・第3085条第1項・第3087条第1項・第3089条第1項・第3091条第1項・第3093条第1項・第3095条第1項・第3097条第1項・第3099条第1項・第3101条第1項・第3103条第1項・第3105条第1項・第3107条第1項・第3109条第1項・第3111条第1項・第3113条第1項・第3115条第1項・第3117条第1項・第3119条第1項・第3121条第1項・第3123条第1項・第3125条第1項・第3127条第1項・第3129条第1項・第3131条第1項・第3133条第1項・第3135条第1項・第3137条第1項・第3139条第1項・第3141条第1項・第3143条第1項・第3145条第1項・第3147条第1項・第3149条第1項・第3151条第1項・第3153条第1項・第3155条第1項・第3157条第1項・第3159条第1項・第3161条第1項・第3163条第1項・第3165条第1項・第3167条第1項・第3169条第1項・第3171条第1項・第3173条第1項・第3175条第1項・第3177条第1項・第3179条第1項・第3181条第1項・第3183条第1項・第3185条第1項・第3187条第1項・第3189条第1項・第3191条第1項・第3193条第1項・第3195条第1項・第3197条第1項・第3199条第1項・第3201条第1項・第3203条第1項・第3205条第1項・第3207条第1項・第3209条第1項・第3211条第1項・第3213条第1項・第3215条第1項・第3217条第1項・第3219条第1項・第3221条第1項・第3223条第1項・第3225条第1項・第3227条第1項・第3229条第1項・第3231条第1項・第3233条第1項・第3235条第1項・第3237条第1項・第3239条第1項・第3241条第1項・第3243条第1項・第3245条第1項・第3247条第1項・第3249条第1項・第3251条第1項・第3253条第1項・第3255条第1項・第3257条第1項・第3259条第1項・第3261条第1項・第3263条第1項・第3265条第1項・第3267条第1項・第3269条第1項・第3271条第1項・第3273条第1項・第3275条第1項・第3277条第1項・第3279条第1項・第3281条第1項・第3283条第1項・第3285条第1項・第3287条第1項・第3289条第1項・第3291条第1項・第3293条第1項・第3295条第1項・第3297条第1項・第3299条第1項・第3301条第1項・第3303条第1項・第3305条第1項・第3307条第1項・第3309条第1項・第3311条第1項・第3313条第1項・第3315条第1項・第3317条第1項・第3319条第1項・第3321条第1項・第3323条第1項・第3325条第1項・第3327条第1項・第3329条第1項・第3331条第1項・第3333条第1項・第3335条第1項・第3337条第1項・第3339条第1項・第3341条第1項・第3343条第1項・第3345条第1項・第3347条第1項・第3349条第1項・第3351条第1項・第3353条第1項・第3355条第1項・第3357条第1項・第3359条第1項・第3361条第1項・第3363条第1項・第3365条第1項・第3367条第1項・第3369条第1項・第3371条第1項・第3373条第1項・第3375条第1項・第3377条第1項・第3379条第1項・第3381条第1項・第3383条第1項・第3385条第1項・第3387条第1項・第3389条第1項・第3391条第1項・第3393条第1項・第3395条第1項・第3397条第1項・第3399条第1項・第3401条第1項・第3403条第1項・第3405条第1項・第3407条第1項・第3409条第1項・第3411条第1項・第3413条第1項・第3415条第1項・第3417条第1項・第3419条第1項・第3421条第1項・第3423条第1項・第3425条第1項・第3427条第1項・第3429条第1項・第3431条第1項・第3433条第1項・第3435条第1項・第3437条第1項・第3439条第1項・第3441条第1項・第3443条第1項・第3445条第1項・第3447条第1項・第3449条第1項・第3451条第1項・第3453条第1項・第3455条第1項・第3457条第1項・第3459条第1項・第3461条第1項・第3463条第1項・第3465条第1項・第3467条第1項・第3469条第1項・第3471条第1項・第3473条第1項・第3475条第1項・第3477条第1項・第3479条第1項・第3481条第1項・第3483条第1項・第3485条第1項・第3487条第1項・第3489条第1項・第3491条第1項・第3493条第1項・第3495条第1項・第3497条第1項・第3499条第1項・第3501条第1項・第3503条第1項・第3505条第1項・第3507条第1項・第3509条第1項・第3511条第1項・第3513条第1項・第3515条第1項・第3517条第1項・第3519条第1項・第3521条第1項・第3523条第1項・第3525条第1項・第3527条第1項・第3529条第1項・第3531条第1項・第3533条第1項・第3535条第1項・第3537条第1項・第3539条第1項・第3541条第1項・第3543条第1項・第3545条第1項・第3547条第1項・第3549条第1項・第3551条第1項・第3553条第1項・第3555条第1項・第3557条第1項・第3559条第1項・第3561条第1項・第3563条第1項・第3565条第1項・第3567条第1項・第3569条第1項・第3571条第1項・第3573条第1項・第3575条第1項・第3577条第1項・第3579条第1項・第3581条第1項・第3583条第1項・第3585条第1項・第3587条第1項・第3589条第1項・第3591条第1項・第3593条第1項・第3595条第1項・第3597条第1項・第3599条第1項・第3601条第1項・第3603条第1項・第3605条第1項・第3607条第1項・第3609条第1項・第3611条第1項・第3613条第1項・第3615条第1項・第3617条第1項・第3619条第1項・第3621条第1項・第3623条第1項・第3625条第1項・第3627条第1項・第3629条第1項・第3631条第1項・第3633条第1項・第3635条第1項・第3637条第1項・第3639条第1項・第3641条第1項・第3643条第1項・第3645条第1項・第3647条第1項・第3649条第1項・第3651条第1項・第3653条第1項・第3655条第1項・第3657条第1項・第3659条第1項・第3661条第1項・第3663条第1項・第3665条第1項・第3667条第1項・第3669条第1項・第3671条第1項・第3673条第1項・第3675条第1項・第3677条第1項・第3679条第1項・第3681条第1項・第3683条第1項・第3685条第1項・第3687条第1項・第3689条第1項・第3691条第1項・第3693条第1項・第3695条第1項・第3697条第1項・第3699条第1項・第3701条第1項・第3703条第1項・第3705条第1項・第3707条第1項・第3709条第1項・第3711条第1項・第3713条第1項・第3715条第1項・第3717条第1項・第3719条第1項・第3721条第1項・第3723条第1項・第3725条第1項・第3727条第1項・第3729条第1項・第3731条第1項・第3733条第1項・第3735条第1項・第3737条第1項・第3739条第1項・第3741条第1項・第3743条第1項・第3745条第1項・第3747条第1項・第3749条第1項・第3751条第1項・第3753条第1項・第3755条第1項・第3757条第1項・第3759条第1項・第3761条第1項・第3763条第1項・第3765条第1項・第3767条第1項・第3769条第1項・第3771条第1項・第3773条第1項・第3775条第1項・第3777条第1項・第3779条第1項・第3781条第1項・第3783条第1項・第3785条第1項・第3787条第1項・第3789条第1項・第3791条第1項・第3793条第1項・第3795条第1項・第3797条第1項・第3799条第1項・第3801条第1項・第3803条第1項・第3805条第1項・第3807条第1項・第3809条第1項・第3811条第1項・第3813条第1項・第3815条第1項・第3817条第1項・第3819条第1項・第3821条第1項・第3823条第1項・第3825条第1項・第3827条第1項・第3829条第1項・第3831条第1項・第3833条第1項・第3835条第1項・第3837条第1項・第3839条第1項・第3841条第1項・第3843条第1項・第3845条第1項・第3847条第1項・第3849条第1項・第3851条第1項・第3853条第1項・第3855条第1項・第3857条第1項・第3859条第1項・第3861条第1項・第3863条第1項・第3865条第1項・第3867条第1項・第3869条第1項・第3871条第1項・第3873条第1項・第3875条第1項・第3877条第1項・第3879条第1項・第3881条第1項・第3883条第1項・第3885条第1項・第3887条第1項・第3889条第1項・第3891条第1項・第3893条第1項・第3895条第1項・第3897条第1項・第3899条第1項・第3901条第1項・第3903条第1項・第3905条第1項・第3907条第1項・第3909条第1項・第3911条第1項・第3913条第1項・第3915条第1項・第3917条第1項・第3919条第1項・第3921条第1項・第3923条第1項・第3925条第1項・第3927条第1項・第3929条第1項・第3931条第1項・第3933条第1項・第3935条第1項・第3937条第1項・第3939条第1項・第3941条第1項・第3943条第1項・第3945条第1項・第3947条第1項・第3949条第1項・第3951条第1項・第3953条第1項・第3955条第1項・第3957条第1項・第3959条第1項・第3961条第

別記様式第１５（第７条関係）

別記様式第15（第7条関係）　核燃料物質・金属、学校教育法第1・第3・第8条第1・第2項第1・第3項第1・第4・第11項第1号・第12項第1号・第13項第1号・第17項第1号・第18項第1号・第19項第1号・第20項第1号・第21項第1号・第22項第1号・第23項第1号・第24項第1号・第25項第1号・第26項第1号・第27項第1号・第28項第1号・第29項第1号・第30項第1号・第31項第1号・第32項第1号・第33項第1号・第34項第1号・第35項第1号・第36項第1号・第37項第1号・第38項第1号・第39項第1号・第40項第1号・第41項第1号・第42項第1号・第43項第1号・第44項第1号・第45項第1号・第46項第1号・第47項第1号・第48項第1号・第49項第1号・第50項第1号・第51項第1号・第52項第1号・第53項第1号・第54項第1号・第55項第1号・第56項第1号・第57項第1号・第58項第1号・第59項第1号・第60項第1号・第61項第1号・第62項第1号・第63項第1号・第64項第1号・第65項第1号・第66項第1号・第67項第1号・第68項第1号・第69項第1号・第70項第1号・第71項第1号・第72項第1号・第73項第1号・第74項第1号・第75項第1号・第76項第1号・第77項第1号・第78項第1号・第79項第1号・第80項第1号・第81項第1号・第82項第1号・第83項第1号・第84項第1号・第85項第1号・第86項第1号・第87項第1号・第88項第1号・第89項第1号・第90項第1号・第91項第1号・第92項第1号・第93項第1号・第94項第1号・第95項第1号・第96項第1号・第97項第1号・第98項第1号・第99項第1号・第100項第1号・第101項第1号・第102項第1号・第103項第1号・第104項第1号・第105項第1号・第106項第1号・第107項第1号・第108項第1号・第109項第1号・第110項第1号・第111項第1号・第112項第1号・第113項第1号・第114項第1号・第115項第1号・第116項第1号・第117項第1号・第118項第1号・第119項第1号・第120項第1号・第121項第1号・第122項第1号・第123項第1号・第124項第1号・第125項第1号・第126項第1号・第127項第1号・第128項第1号・第129項第1号・第130項第1号・第131項第1号・第132項第1号・第133項第1号・第134項第1号・第135項第1号・第136項第1号・第137項第1号・第138項第1号・第139項第1号・第140項第1号・第141項第1号・第142項第1号・第143項第1号・第144項第1号・第145項第1号・第146項第1号・第147項第1号・第148項第1号・第149項第1号・第150項第1号・第151項第1号・第152項第1号・第153項第1号・第154項第1号・第155項第1号・第156項第1号・第157項第1号・第158項第1号・第159項第1号・第160項第1号・第161項第1号・第162項第1号・第163項第1号・第164項第1号・第165項第1号・第166項第1号・第167項第1号・第168項第1号・第169項第1号・第170項第1号・第171項第1号・第172項第1号・第173項第1号・第174項第1号・第175項第1号・第176項第1号・第177項第1号・第178項第1号・第179項第1号・第180項第1号・第181項第1号・第182項第1号・第183項第1号・第184項第1号・第185項第1号・第186項第1号・第187項第1号・第188項第1号・第189項第1号・第190項第1号・第191項第1号・第192項第1号・第193項第1号・第194項第1号・第195項第1号・第196項第1号・第197項第1号・第198項第1号・第199項第1号・第200項第1号・第201項第1号・第202項第1号・第203項第1号・第204項第1号・第205項第1号・第206項第1号・第207項第1号・第208項第1号・第209項第1号・第210項第1号・第211項第1号・第212項第1号・第213項第1号・第214項第1号・第215項第1号・第216項第1号・第217項第1号・第218項第1号・第219項第1号・第220項第1号・第221項第1号・第222項第1号・第223項第1号・第224項第1号・第225項第1号・第226項第1号・第227項第1号・第228項第1号・第229項第1号・第230項第1号・第231項第1号・第232項第1号・第233項第1号・第234項第1号・第235項第1号・第236項第1号・第237項第1号・第238項第1号・第239項第1号・第240項第1号・第241項第1号・第242項第1号・第243項第1号・第244項第1号・第245項第1号・第246項第1号・第247項第1号・第248項第1号・第249項第1号・第250項第1号・第251項第1号・第252項第1号・第253項第1号・第254項第1号・第255項第1号・第256項第1号・第257項第1号・第258項第1号・第259項第1号・第260項第1号・第261項第1号・第262項第1号・第263項第1号・第264項第1号・第265項第1号・第266項第1号・第267項第1号・第268項第1号・第269項第1号・第270項第1号・第271項第1号・第272項第1号・第273項第1号・第274項第1号・第275項第1号・第276項第1号・第277項第1号・第278項第1号・第279項第1号・第280項第1号・第281項第1号・第282項第1号・第283項第1号・第284項第1号・第285項第1号・第286項第1号・第287項第1号・第288項第1号・第289項第1号・第290項第1号・第291項第1号・第292項第1号・第293項第1号・第294項第1号・第295項第1号・第296項第1号・第297項第1号・第298項第1号・第299項第1号・第300項第1号・第301項第1号・第302項第1号・第303項第1号・第304項第1号・第305項第1号・第306項第1号・第307項第1号・第308項第1号・第309項第1号・第310項第1号・第311項第1号・第312項第1号・第313項第1号・第314項第1号・第315項第1号・第316項第1号・第317項第1号・第318項第1号・第319項第1号・第320項第1号・第321項第1号・第322項第1号・第323項第1号・第324項第1号・第325項第1号・第326項第1号・第327項第1号・第328項第1号・第329項第1号・第330項第1号・第331項第1号・第332項第1号・第333項第1号・第334項第1号・第335項第1号・第336項第1号・第337項第1号・第338項第1号・第339項第1号・第340項第1号・第341項第1号・第342項第1号・第343項第1号・第344項第1号・第345項第1号・第346項第1号・第347項第1号・第348項第1号・第349項第1号・第350項第1号・第351項第1号・第352項第1号・第353項第1号・第354項第1号・第355項第1号・第356項第1号・第357項第1号・第358項第1号・第359項第1号・第360項第1号・第361項第1号・第362項第1号・第363項第1号・第364項第1号・第365項第1号・第366項第1号・第367項第1号・第368項第1号・第369項第1号・第370項第1号・第371項第1号・第372項第1号・第373項第1号・第374項第1号・第375項第1号・第376項第1号・第377項第1号・第378項第1号・第379項第1号・第380項第1号・第381項第1号・第382項第1号・第383項第1号・第384項第1号・第385項第1号・第386項第1号・第387項第1号・第388項第1号・第389項第1号・第390項第1号・第391項第1号・第392項第1号・第393項第1号・第394項第1号・第395項第1号・第396項第1号・第397項第1号・第398項第1号・第399項第1号・第400項第1号・第401項第1号・第402項第1号・第403項第1号・第404項第1号・第405項第1号・第406項第1号・第407項第1号・第408項第1号・第409項第1号・第410項第1号・第411項第1号・第412項第1号・第413項第1号・第414項第1号・第415項第1号・第416項第1号・第417項第1号・第418項第1号・第419項第1号・第420項第1号・第421項第1号・第422項第1号・第423項第1号・第424項第1号・第425項第1号・第426項第1号・第427項第1号・第428項第1号・第429項第1号・第430項第1号・第431項第1号・第432項第1号・第433項第1号・第434項第1号・第435項第1号・第436項第1号・第437項第1号・第438項第1号・第439項第1号・第440項第1号・第441項第1号・第442項第1号・第443項第1号・第444項第1号・第445項第1号・第446項第1号・第447項第1号・第448項第1号・第449項第1号・第450項第1号・第451項第1号・第452項第1号・第453項第1号・第454項第1号・第455項第1号・第456項第1号・第457項第1号・第458項第1号・第459項第1号・第460項第1号・第461項第1号・第462項第1号・第463項第1号・第464項第1号・第465項第1号・第466項第1号・第467項第1号・第468項第1号・第469項第1号・第470項第1号・第471項第1号・第472項第1号・第473項第1号・第474項第1号・第475項第1号・第476項第1号・第477項第1号・第478項第1号・第479項第1号・第480項第1号・第481項第1号・第482項第1号・第483項第1号・第484項第1号・第485項第1号・第486項第1号・第487項第1号・第488項第1号・第489項第1号・第490項第1号・第491項第1号・第492項第1号・第493項第1号・第494項第1号・第495項第1号・第496項第1号・第497項第1号・第498項第1号・第499項第1号・第500項第1号・第501項第1号・第502項第1号・第503項第1号・第504項第1号・第505項第1号・第506項第1号・第507項第1号・第508項第1号・第509項第1号・第510項第1号・第511項第1号・第512項第1号・第513項第1号・第514項第1号・第515項第1号・第516項第1号・第517項第1号・第518項第1号・第519項第1号・第520項第1号・第521項第1号・第522項第1号・第523項第1号・第524項第1号・第525項第1号・第526項第1号・第527項第1号・第528項第1号・第529項第1号・第530項第1号・第531項第1号・第532項第1号・第533項第1号・第534項第1号・第535項第1号・第536項第1号・第537項第1号・第538項第1号・第539項第1号・第540項第1号・第541項第1号・第542項第1号・第543項第1号・第544項第1号・第545項第1号・第546項第1号・第547項第1号・第548項第1号・第549項第1号・第550項第1号・第551項第1号・第552項第1号・第553項第1号・第554項第1号・第555項第1号・第556項第1号・第557項第1号・第558項第1号・第559項第1号・第560項第1号・第561項第1号・第562項第1号・第563項第1号・第564項第1号・第565項第1号・第566項第1号・第567項第1号・第568項第1号・第569項第1号・第570項第1号・第571項第1号・第572項第1号・第573項第1号・第574項第1号・第575項第1号・第576項第1号・第577項第1号・第578項第1号・第579項第1号・第580項第1号・第581項第1号・第582項第1号・第583項第1号・第584項第1号・第585項第1号・第586項第1号・第587項第1号・第588項第1号・第589項第1号・第590項第1号・第591項第1号・第592項第1号・第593項第1号・第594項第1号・第595項第1号・第596項第1号・第597項第1号・第598項第1号・第599項第1号・第600項第1号・第601項第1号・第602項第1号・第603項第1号・第604項第1号・第605項第1号・第606項第1号・第607項第1号・第608項第1号・第609項第1号・第610項第1号・第611項第1号・第612項第1号・第613項第1号・第614項第1号・第615項第1号・第616項第1号・第617項第1号・第618項第1号・第619項第1号・第620項第1号・第621項第1号・第622項第1号・第623項第1号・第624項第1号・第625項第1号・第626項第1号・第627項第1号・第628項第1号・第629項第1号・第630項第1号・第631項第1号・第632項第1号・第633項第1号・第634項第1号・第635項第1号・第636項第1号・第637項第1号・第638項第1号・第639項第1号・第640項第1号・第641項第1号・第642項第1号・第643項第1号・第644項第1号・第645項第1号・第646項第1号・第647項第1号・第648項第1号・第649項第1号・第650項第1号・第651項第1号・第652項第1号・第653項第1号・第654項第1号・第655項第1号・第656項第1号・第657項第1号・第658項第1号・第659項第1号・第660項第1号・第661項第1号・第662項第1号・第663項第1号・第664項第1号・第665項第1号・第666項第1号・第667項第1号・第668項第1号・第669項第1号・第670項第1号・第671項第1号・第672項第1号・第673項第1号・第674項第1号・第675項第1号・第676項第1号・第677項第1号・第678項第1号・第679項第1号・第680項第1号・第681項第1号・第682項第1号・第683項第1号・第684項第1号・第685項第1号・第686項第1号・第687項第1号・第688項第1号・第689項第1号・第690項第1号・第691項第1号・第692項第1号・第693項第1号・第694項第1号・第695項第1号・第696項第1号・第697項第1号・第698項第1号・第699項第1号・第700項第1号・第701項第1号・第702項第1号・第703項第1号・第704項第1号・第705項第1号・第706項第1号・第707項第1号・第708項第1号・第709項第1号・第710項第1号・第711項第1号・第712項第1号・第713項第1号・第714項第1号・第715項第1号・第716項第1号・第717項第1号・第718項第1号・第719項第1号・第720項第1号・第721項第1号・第722項第1号・第723項第1号・第724項第1号・第725項第1号・第726項第1号・第727項第1号・第728項第1号・第729項第1号・第730項第1号・第731項第1号・第732項第1号・第733項第1号・第734項第1号・第735項第1号・第736項第1号・第737項第1号・第738項第1号・第739項第1号・第740項第1号・第741項第1号・第742項第1号・第743項第1号・第744項第1号・第745項第1号・第746項第1号・第747項第1号・第748項第1号・第749項第1号・第750項第1号・第751項第1号・第752項第1号・第753項第1号・第754項第1号・第755項第1号・第756項第1号・第757項第1号・第758項第1号・第759項第1号・第760項第1号・第761項第1号・第762項第1号・第763項第1号・第764項第1号・第765項第1号・第766項第1号・第767項第1号・第768項第1号・第769項第1号・第770項第1号・第771項第1号・第772項第1号・第773項第1号・第774項第1号・第775項第1号・第776項第1号・第777項第1号・第778項第1号・第779項第1号・第780項第1号・第781項第1号・第782項第1号・第783項第1号・第784項第1号・第785項第1号・第786項第1号・第787項第1号・第788項第1号・第789項第1号・第790項第1号・第791項第1号・第792項第1号・第793項第1号・第794項第1号・第795項第1号・第796項第1号・第797項第1号・第798項第1号・第799項第1号・第800項第1号・第801項第1号・第802項第1号・第803項第1号・第804項第1号・第805項第1号・第806項第1号・第807項第1号・第808項第1号・第809項第1号・第810項第1号・第811項第1号・第812項第1号・第813項第1号・第814項第1号・第815項第1号・第816項第1号・第817項第1号・第818項第1号・第819項第1号・第820項第1号・第821項第1号・第822項第1号・第823項第1号・第824項第1号・第825項第1号・第826項第1号・第827項第1号・第828項第1号・第829項第1号・第830項第1号・第831項第1号・第832項第1号・第833項第1号・第834項第1号・第835項第1号・第836項第1号・第837項第1号・第838項第1号・第839項第1号・第840項第1号・第841項第1号・第842項第1号・第843項第1号・第844項第1号・第845項第1号・第846項第1号・第847項第1号・第848項第1号・第849項第1号・第850項第1号・第851項第1号・第852項第1号・第853項第1号・第854項第1号・第855項第1号・第856項第1号・第857項第1号・第858項第1号・第859項第1号・第860項第1号・第861項第1号・第862項第1号・第863項第1号・第864項第1号・第865項第1号・第866項第1号・第867項第1号・第868項第1号・第869項第1号・第870項第1号・第871項第1号・第872項第1号・第873項第1号・第874項第1号・第875項第1号・第876項第1号・第877項第1号・第878項第1号・第879項第1号・第880項第1号・第881項第1号・第882項第1号・第883項第1号・第884項第1号・第885項第1号・第886項第1号・第887項第1号・第888項第1号・第889項第1号・第890項第1号・第891項第1号・第892項第1号・第893項第1号・第894項第1号・第895項第1号・第896項第1号・第897項第1号・第898項第1号・第899項第1号・第900項第1号・第901項第1号・第902項第1号・第903項第1号・第904項第1号・第905項第1号・第906項第1号・第907項第1号・第908項第1号・第909項第1号・第910項第1号・第911項第1号・第912項第1号・第913項第1号・第914項第1号・第915項第1号・第916項第1号・第917項第1号・第918項第1号・第919項第1号・第920項第1号・第921項第1号・第922項第1号・第923項第1号・第924項第1号・第925項第1号・第926項第1号・第927項第1号・第928項第1号・第929項第1号・第930項第1号・第931項第1号・第932項第1号・第933項第1号・第934項第1号・第935項第1号・第936項第1号・第937項第1号・第938項第1号・第939項第1号・第940項第1号・第941項第1号・第942項第1号・第943項第1号・第944項第1号・第945項第1号・第946項第1号・第947項第1号・第948項第1号・第949項第1号・第950項第1号・第951項第1号・第952項第1号・第953項第1号・第954項第1号・第955項第1号・第956項第1号・第957項第1号・第958項第1号・第959項第1号・第960項第1号・第961項第1号・第962項第1号・第963項第1号・第964項第1号・第965項第1号・第966項第1号・第967項第1号・第968項第1号・第969項第1号・第970項第1号・第971項第1号・第972項第1号・第973項第1号・第974項第1号・第975項第1号・第976項第1号・第977項第1号・第978項第1号・第979項第1号・第980項第1号・第981項第1号・第982項第1号・第983項第1号・第984項第1号・第985項第1号・第986項第1号・第987項第1号・第988項第1号・第989項第1号・第990項第1号・第991項第1号・第992項第1号・第993項第1号・第994項第1号・第995項第1号・第996項第1号・第997項第1号・第998項第1号・第999項第1号・第1000項第1号・第1001項第1号・第1002項第1号・第1003項第1号・第1004項第1号・第1005項第1号・第1006項第1号・第1007項第1号・第1008項第1号・第1009項第1号・第1010項第1号・第1011項第1号・第1012項第1号・第1013項第1号・第1014項第1号・第1015項第1号・第1016項第1号・第1017項第1号・第1018項第1号・第1019項第1号・第1020項第1号・第1021項第1号・第1022項第1号・第1023項第1号・第1024項第1号・第1025項第1号・第1026項第1号・第1027項第1号・第1028項第1号・第1029項第1号・第1030項第1号・第1031項第1号・第1032項第1号・第1033項第1号・第1034項第1号・第1035項第1号・第1036項第1号・第1037項第1号・第1038項第1号・第1039項第1号・第1040項第1号・第1041項第1号・第1042項第1号・第1043項第1号・第1044項第1号・第1045項第1号・第1046項第1号・第1047項第1号・第1048項第1号・第1049項第1号・第1050項第1号・第1051項第1号・第1052項第1号・第1053項第1号・第1054項第1号・第1055項第1号・第1056項第1号・第1057項第1号・第1058項第1号・第1059項第1号・第1060項第1号・第1061項第1号・第1062項第1号・第1063項第1号・第1064項第1号・第1065項第1号・第1066項第1号・第1067項第1号・第1068項第1号・第1069項第1号・第1070項第1号・第1071項第1号・第1072項第1号・第1073項第1号・第1074項第1号・第1075項第1号・第1076項第1号・第1077項第1号・第1078項第1号・第1079項第1号・第1080項第1号・第1081項第1号・第1082項第1号・第1083項第1号・第1084項第1号・第1085項第1号・第1086項第1号・第1087項第1号・第1088項第1号・第1089項第1号・第1090項第1号・第1091項第1号・第1092項第1号・第1093項第1号・第1094項第1号・第1095項第1号・第1096項第1号・第1097項第1号・第1098項第1号・第1099項第1号・第1100項第1号・第1101項第1号・第1102項第1号・第1103項第1号・第1104項第1号・第1105項第1号・第1106項第1号・第1107項第1号・第1108項第1号・第1109項第1号・第1110項第1号・第1111項第1号・第1112項第1号・第1113項第1号・第1114項第1号・第1115項第1号・第1116項第1号・第1117項第1号・第1118項第1号・第1119項第1号・第1120項第1号・第1121項第1号・第1122項第1号・第1123項第1号・第1124項第1号・第1125項第1号・第1126項第1号・第1127項第1号・第1128項第1号・第1129項第1号・第1130項第1号・第1131項第1号・第1132項第1号・第1133項第1号・第1134項第1号・第1135項第1号・第1136項第1号・第1137項第1号・第1138項第1号・第1139項第1号・第1140項第1号・第1141項第1号・第1142項第1号・第1143項第1号・第1144項第1号・第1145項第1号・第1146項第1号・第1147項第1号・第1148項第1号・第1149項第1号・第1150項第1号・第1151項第1号・第1152項第1号・第1153項第1号・第1154項第1号・第1155項第1号・第1156項第1号・第1157項第1号・第1158項第1号・第1159項第1号・第1160項第1号・第1161項第1号・第1162項第1号・第1163項第1号・第1164項第1号・第1165項第1号・第1166項第1号・第1167項第1号・第1168項第1号・第1169項第1号・第1170項第1号・第1171項第1号・第1172項第1号・第1173項第1号・第1174項第1号・第1175項第1号・第1176項第1号・第1177項第1号・第1178項第1号・第1179項第1号・第1180項第1号・第1181項第1号・第1182項第1号・第1183項第1号・第1184項第1号・第1185項第1号・第1186項第1号・第1187項第1号・第1188項第1号・第1189項第1号・第1190項第1号・第1191項第1号・第1192項第1号・第1193項第1号・第1194項第1号・第1195項第1号・第1196項第1号・第1197項第1号・第1198項第1号・第1199項第1号・第1200項第1号・第1201項第1号・第1202項第1号・第1203項第1号・第1204項第1号・第1205項第1号・第1206項第1号・第1207項第1号・第1208項第1号・第1209項第1号・第1210項第1号・第1211項第1号・第1212項第1号・第1213項第1号・第1214項第1号・第1215項第1号・第1216項第1号・第1217項第1号・第1218項第1号・第1219項第1号・第1220項第1号・第1221項第1号・第1222項第1号・第1223項第1号・第1224項第1号・第1225項第1号・第1226項第1号・第1227項第1号・第1228項第1号・第1229項第1号・第1230項第1号・第1231項第1号・第1232項第1号・第1233項第1号・第1234項第1号・第1235項第1号・第1236項第1号・第1237項第1号・第1238項第1号・第1239項第1号・第1240項第1号・第1241項第1号・第1242項第1号・第1243項第1号・第1244項第1号・第1245項第1号・第1246項第1号・第1247項第1号・第1248項第1号・第1249項第1号・第1250項第1号・第1251項第1号・第1252項第1号・第1253項第1号・第1254項第1号・第1255項第1号・第1256項第1号・第1257項第1号・第1258項第1号・第1259項第1号・第1260項第1号・第1261項第1号・第1262項第1号・第1263項第1号・第1264項第1号・第1265項第1号・第1266項第1号・第1267項第1号・第1268項第1号・第1269項第1号・第1270項第1号・第1271項第1号・第1272項第1号・第1273項第1号・第1274項第1号・第1275項第1号・第1276項第1号・第1277項第1号・第1278項第1号・第1279項第1号・第1280項第1号・第1281項第1号・第1282項第1号・第1283項第1号・第1284項第1号・第1285項第1号・第1286項第1号・第1287項第1号・第1288項第1号・第1289項第1号・第1290項第1号・第1291項第1号・第1292項第1号・第1293項第1号・第1294項第1号・第1295項第1号・第1296項第1号・第1297項第1号・第1298項第1号・第1299項第1号・第1300項第1号・第1301項第1号・第1302項第1号・第1303項第1号・第1304項第1号・第1305項第1号・第1306項第1号・第1307項第1号・第1308項第1号・第1309項第1号・第1310項第1号・第1311項第1号・第1312項第1号・第1313項第1号・第1314項第1号・第1315項第1号・第1316項第1号・第1317項第1号・第1318項第1号・第1319項第1号・第1320項第1号・第1321項第1号・第1322項第1号・第1323項第1号・第1324項第1号・第1325項第1号・第1326項第1号・第1327項第1号・第1328項第1号・第1329項第1号・第1330項第1号・第1331項第1号・第1332項第1号・第1333項第1号・第1334項第1号・第1335項第1号・第1336項第1号・第1337項第1号・第1338項第1号・第1339項第1号・第1340項第1号・第1341項第1号・第1342項第1号・第1343項第1号・第1344項第1号・第1345項第1号・第1346項第1号・第1347項第1号・第1348項第1号・第1349項第1号・第1350項第1号・第1351項第1号・第1352項第1号・第1353項第1号・第1354項第1号・第1355項第1号・第1356項第1号・第1357項第1号・第1358項第1号・第1359項第1号・第1360項第1号・第1361項第1号・第1362項第1号・第1363項第1号・第1364項第1号・第1365項第1号・第1366項第1号・第1367項第1号・第1368項第1号・第1369項第1号・第1370項第1号・第1371項第1号・第1372項第1号・第1373項第1号・第1374項第1号・第1375項第1号・第1376項第1号・第1377項第1号・第1378項第1号・第1379項第1号・第1380項第1号・第1381項第1号・第1382項第1号・第1383項第1号・第1384項第1号・第1385項第1号・第1386項第1号・第1387項第1号・第1388項第1号・第1389項第1号・第1390項第1号・第1391項第1号・第1392項第1号・第1393項第1号・第1394項第1号・第1395項第1号・第1396項第1号・第1397項第1号・第1398項第1号・第1399項第1号・第1400項第1号・第1401項第1号・第1402項第1号・第1403項第1号・第1404項第1号・第1405項第1号・第1406項第1号・第1407項第1号・第1408項第1号・第1409項第1号・第1410項第1号・第1411項第1号・第1412項第1号・第1413項第1号・第1414項第1号・第1415項第1号・第1416項第1号・第1417項第1号・第1418項第1号・第1419項第1号・第1420項第1号・第1421項第1号・第1422項第1号・第1423項第1号・第1424項第1号・第1425項第1号・第1426項第1号・第1427項第1号・第1428項第1号・第1429項第1号・第1430項第1号・第1431項第1号・第1432項第1号・第1433項第1号・第1434項第1号・第1435項第1号・第1436項第1号・第1437項第1号・第1438項第1号・第1439項第1号・第1440項第1号・第1441項第1号・第1442項第1号・第1443項第1号・第1444項第1号・第1445項第1号・第1446項第1号・第1447項第1号・第1448項第1号・第1449項第1号・第1450項第1号・第1451項第1号・第1452項第1号・第1453項第1号・第1454項第1号・第1455項第1号・第1456項第1号・第1457項第1号・第1458項第1号・第1459項第1号・第1460項第1号・第1461項第1号・第1462項第1号・第1463項第1号・第1464項第1号・第1465項第1号・第1466項第1号・第1467項第1号・第1468項第1号・第1469項第1号・第1470項第1号・第1471項第1号・第1472項第1号・第1473項第1号・第1474項第1号・第1475項第1号・第1476項第1号・第1477項第1号・第1478項第1号・第1479項第1号・第1480項第1号・第1481項第1号・第1482項第1号・第1483項第1号・第1484項第1号・第1485項第1号・第1486項第1号・第1487項第1号・第1488項第1号・第1489項第1号・第1490項第1号・第1491項第1号・第1492項第1号・第1493項第1号・第1494項第1号・第1495項第1号・第1496項第1号・第1497項第1号・第1498項第1号・第1499項第1号・第1500項第1号・第1501項第1号・第1502項第1号・第1503項第1号・第1504項第1号・第1505項第1号・第1506項第1号・第1507項第1号・第1508項第1号・第1509項第1号・第1510項第1号・第1511項第1号・第1512項第1号・第1513項第1号・第1514項第1号・第1515項第1号・第1516項第1号・第1517項第1号・第1518項第1号・第1519項第1号・第1520項第1号・第1521項第1号・第1522項第1号・第1523項第1号・第1524項第1号・第1525項第1号・第1526項第1号・第1527項第1号・第1528項第1号・第1529項第1号・第1530項第1号・第1531項第1号・第1532項第1号・第1533項第1号・第1534項第1号・第1535項第1号・第1536項第1号・第1537項第1号・第1538項第1号・第1539項第1号・第1540項第1号・第1541項第1号・第1542項第1号・第1543項第1号・第1544項第1号・第1545項第1号・第1546項第1号・第1547項第1号・第1548項第1号・第1549項第1号・第1550項第1号・第1551項第1号・第1552項第1号・第1553項第1号・第1554項第1号・第1555項第1号・第1556項第1号・第1557項第1号・第1558項第1号・第1559項第1号・第1560項第1号・第1561項第1号・第1562項第1号・第1563項第1号・第1564項第1号・第1565項第1号・第1566項第1号・第1567項第1号・第1568項第1号・第1569項第1号・第1570項第1号・第1571項第1号・第1572項第1号・第1573項第1号・第1574項第1号・第1575項第1号・第1576項第1号・第1577項第1号・第1578項第1号・第1579項第1号・第1580項第1号・第1581項第1号・第1582項第1号・第1583項第1号・第1584項第1号・第1585項第1号・第1586項第1号・第1587項第1号・第1588項第1号・第1589項第1号・第1590項第1号・第1591項第1号・第1592項第1号・第1593項第1号・第1594項第1号・第1595項第1号・第1596項第1号・第1597項第1号・第1598項第1号・第1599項第1号・第1600項第1号・第1601項第1号・第1602項第1号・第1603項第1号・第1604項第1号・第1605項第1号・第1606項第1号・第1607項第1号・第1608項第1号・第1609項第1号・第1610項第1号・第1611項第1号・第1612項第1号・第1613項第1号・第1614項第1号・第1615項第1号・第1616項第1号・第1617項第1号・第1618項第1号・第1619項第1号・第1620項第1号・第1621項第1号・第1622項第1号・第1623項第1号・第1624項第1号・第1625項第1号・第1626項第1号・第1627項第1号・第1628項第1号・第1629項第1号・第1630項第1号・第1631項第1号・第1632項第1号・第1633項第1号・第1634項第1号・第1635項第1号・第1636項第1号・第1637項第1号・第1638項第1号・第1639項第1号・第1640項第1号・第1641項第1号・第1642項第1号・第1643項第1号・第1644項第1号・第1645項第1号・第1646項第1号・第1647項第1号・第1648項第1号・第1649項第1号・第1650項第1号・第1651項第1号・第1652項第1号・第1653項第1号・第1654項第1号・第1655項第1号・第1656項第1号・第1657項第1号・第1658項第1号・第1659項第1号・第1660項第1号・第1661項第1号・第1662項第1号・第1663項第1号・第1664項第1号・第1665項第1号・第1666項第1号・第1667項第1号・第1668項第1号・第1669項第1号・第1670項第1号・第1671項第1号・第1672項第1号・第1673項第1号・第1674項第1号・第1675項第1号・第1676項第1号・第1677項第1号・第1678項第1号・第1679項第1号・第1680項第1号・第1681項第1号・第1682項第1号・第1683項第1号・第1684項第1号・第1685項第1号・第1686項第1号・第1687項第1号・第1688項第1号・第1689項第1号・第1690項第1号・第1691項第1号・第1692項第1号・第1693項第1号・第1694項第1号・第1695項第1号・第1696項第1号・第1697項第1号・第1698項第1号・第1699項第1号・第1700項第1号・第1701項第1号・第1702項第1号・第1703項第1号・第1704項第1号・第1705項第1号・第1706項第1号・第1707項第1号・第1708項第1号・第1709項第1号・第1710項第1号・第1711項第1号・第1712項第1号・第1713項第1号・第1714項第1号・第1715項第1号・第1716項第1号・第1717項第1号・第1718項第1号・第1719項第1号・第1720項第1号・第1721項第1号・第1722項第1号・第1723項第1号・第1724項第1号・第1725項第1号・第1726項第1号・第1727項第1号・第1728項第1号・第1729項第1号・第1730項第1号・第1731項第1号・第1732項第1号・第1733項第1号・第1734項第1号・第1735項第1号・第1736項第1号・第1737項第1号・第1738項第1号・第1739項第1号・第1740項第1号・第1741項第1号・第1742項第1号・第1743項第1号・第1744項第1号・第1745項第1号・第1746項第1号・第1747項第1号・第1748項第1号・第1749項第1号・第1750項第1号・第1751項第1号・第1752項第1号・第1753項第1号・第1754項第1号・第1755項第1号・第1756項第1号・第1757項第1号・第1758項第1号・第1759項第1号・第1760項第1号・第1761項第1号・第1762項第1号・第1763項第1号・第1764項第1号・第1765項第1号・第1766項第1号・第1767項第1号・第1768項第1号・第1769項第1号・第1770項第1号・第1771項第1号・第1772項第1号・第1773項第1号・第1774項第1号・第1775項第1号・第1776項第1号・第1777項第1号・第1778項第1号・第1779項第1号・第1780項第1号・第1781項第1号・第1782項第1号・第1783項第1号・第1784項第1号・第1785項第1号・第1786項第1号・第1787項第1号・第1788項第1号・第1789項第1号・第1790項第1号・第1791項第1号・第1792項第1号・第1793項第1号・第1794項第1号・第1795項第1号・第1796項第1号・第1797項第1号・第1798項第1号・第1799項第1号・第1800項第1号・第1801項第1号・第1802項第1号・第1803項第1号・第1804項第1号・第1805項第1号・第1806項第1号・第1807項第1号・第1808項第1号・第1809項第1号・第1810項第1号・第1811項第1号・第1812項第1号・第1813項第1号・第1814項第1号・第1815項第1号・第1816項第1号・第1817項第1号・第1818項第1号・第1819項第1号・第1820項第1号・第1821項第1号・第1822項第1号・第1823項第1号・第1824項第1号・第1825項第1号・第1826項第1号・第1827項第1号・第1828項第1号・第1829項第1号・第1830項第1号・第1831項第1号・第1832項第1号・第1833項第1号・第1834項第1号・第1835項第1号・第1836項第1号・第1837項第1号・第1838項第1号・第1839項第1号・第1840項第1号・第1841項第1号・第1842項第1号・第1843項第1号・第1844項第1号・第1845項第1号・第1846項第1号・第1847項第1号・第1848項第1号・第1849項第1号・第1850項第1号・第1851項第1号・第1852項第1号・第1853項第1号・第1854項第1号・第1855項第1号・第1856項第1号・第1857項第1号・第1858項第1号・第1859項第1号・第1860項第1号・第1861項第1号・第1862項第1号・第1863項第1号・第1864項第1号・第1865項第1号・第1866項第1号・第1867項第1号・第1868項第1号・第1869項第1号・第1870項第1号・第1871項第1号・第1872項第1号・第1873項第1号・第1874項第1号・第1875項第1号・第1876項第1号・第1877項第1号・第1878項第1号・第1879項第1号・第1880項第1号・第1881項第1号・第1882項第1号・第1883項第1号・第1884項第1号・第1885項第1号・第1886項第1号・第1887項第1号・第1888項第1号・第1889項第1号・第1890項第1号・第1891項第1号・第1892項第1号・第1893項第1号・第1894項第1号・第1895項第1号・第1896項第1号・第1897項第1号・第1898項第1号・第1899項第1号・第1900項第1号・第1901項第1号・第1902項第1号・第1903項第1号・第1904項第1号・第1905項第1号・第1906項第1号・第1907項第1号・第1908項第1号・第1909項第1号・第1910項第1号・第1911項第1号・第1912項第1号・第1913項第1号・第1914項第1号・第1915項第1号・第1916項第1号・第1917項第1号・第1918項第1号・第1919項第1号・第1920項第1号・第1921項第1号・第1922項第1号・第1923項第1号・第1924項第1号・第1925項第1号・第1926項第1号・第1927項第1号・第1928項第1号・第1929項第1号・第1930項第1号・第1931項第1号・第1932項第1号・第1933項第1号・第1934項第1号・第1935項第1号・第1936項第1号・第1937項第1号・第1938項第1号・第1939項第1号・第1940項第1号・第1941項第1号・第1942項第1号・第1943項第1号・第1944項第1号・第1945項第1号・第1946項第1号・第1947項第1号・第1948項第1号・第1949項第1号・第1950項第1号・第1951項第1号・第1952項第1号・第1953項第1号・第1954項第1号・第1955項第1号・第1956項第1号・第1957項第1号・第1958項第1号・第1959項第1号・第1960項第1号・第1961項第1号・第1962項第1号・第1963項第1号・第1964項第1号・第1965項第1号・第1966項第1号・第1967項第1号・第1968項第1号・第1969項第1号・第1970項第1号・第1971項第1号・第1972項第1号・第1973項第1号・第1974項第1号・第1975項第1号・第1976項第1号・第1977項第1号・第1978項第1号・第1979項第1号・第1980項第1号・第1981項第1号・第1982項第1号・第1983項第1号・第1984項第1号・第1985項第1号・第1986項第1号・第1987項第1号・第1988項第1号・第1989項第1号・第1990項第1号・第1991項第1号・第1992項第1号・第1993項第1号・第1994項第1号・第1995項第1号・第1996項第1号・第1997項第1号・第1998項第1号・第1999項第1号・第2000項第1号・第2001項第1号・第2002項第1号・第2003項第1号・第2004項第1号・第2005項第1号・第2006項第1号・第2007項第1号・第2008項第1号・第2009項第1号・第2010項第1号・第2011項第1号・第2012項第1号・第2013項第1号・第2014項第1号・第2015項第1号・第2016項第1号・第2017項第1号・第2018項第1号・第2019項第1号・第2020項第1号・第2021項第1号・第2022項第1号・第2023項第1号・第2024項第1号・第2025項第1号・第2026項第1号・第2027項第1号・第2028項第1号・第2029項第1号・第2030項第1号・第2031項第1号・第2032項第1号・第2033項第1号・第2034項第1号・第2035項第1号・第2036項第1号・第2037項第1号・第2038項第1号・第2039項第1号・第2040項第1号・第2041項第1号・第2042項第1号・第2043項第1号・第2044項第1号・第2045項第1号・第2046項第1号・第2047項第1号・第2048項第1号・第2049項第1号・第2050項第1号・第2051項第1号・第2052項第1号・第2053項第1号・第2054項第1号・第2055項第1号・第2056項第1号・第2057項第1号・第2058項第1号・第2059項第1号・第2060項第1号・第2061項第1号・第2062項第1号・第2063項第1号・第2064項第1号・第2065項第1号・第2066項第1号・第2067項第1号・第2068項第1号・第2069項第1号・第2070項第1号・第2071項第1号・第2072項第1号・第2073項第1号・第2074項第1号・第2075項第1号・第2076項第1号・第2077項第1号・第2078項第1号・第2079項第1号・第2080項第1号・第2081項第1号・第2082項第1号・第2083項第1号・第2084項第1号・第2085項第1号・第2086項第1号・第2087項第1号・第2088項第1号・第2089項第1号・第2090項第1号・第2091項第1号・第2092項第1号・第2093項第1号・第2094項第1号・第2095項第1号・第2096項第1号・第2097項第1号・第2098項第1号・第2099項第1号・第2100項第1号・第2101項第1号・第2102項第1号・第2103項第1号・第2104項第1号・第2105項第1号・第2106項第1号・第2107項第1号・第2108項第1号・第2109項第1号・第2110項第1号・第2111項第1号・第2112項第1号・第2113項第1号・第2114項第1号・第2115項第1号・第2116項第1号・第2117項第1号・第2118項第1号・第2119項第1号・第2120項第1号・第2121項第1号・第2122項第1号・第2123項第1

別記様式第１７（第７条関係）

別記様式第17（第7条関係）（第7条第1項・第8条第1項・第10条第1項・第12条第1項・第13条第1項・第14条第1項・第15条第1項・第16条第1項・第19条第1項・第20条第1項・第21条第1項・第22条第1項・第23条第1項・第24条第1項・一般用法）

（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

減速材物質在庫状況定期報告書

原子力規制委員会　　殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第3項（第24条）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先（注３）	名称	
	所在地			所在地	
国際規制物資計量管理区域の符号		（注２）		連絡先の担当者	電話番号（　　）

（その２）

減速材物質在庫状況定期報告書（MCR1）

| | | | | |

別記様式第１８（第７条関係）

別記様式第19（第7条関係）（甲ア・乙ア・丙ア・丙イ・丙ウ・丙エ・丙オ・丙カ・丙キ・丙ク・丙ケ・丙コ・丙サ・丙シ・丙ス・丙セ・丙ソ・丙タ・丙チ・丙ツ・丙テ・丙ト・丙ナ・丙ニ・丙ヌ・丙ネ・丙ノ・丙ハ・丙ヒ・丙フ・丙ヘ・丙ホ・丙マ・丙ミ・丙ム・丙メ・丙モ・丙ヤ・丙ユ・丙ヨ・丙ラ・丙リ・丙ル・丙レ・丙ロ・丙ワ・丙ヲ・丙ン

別記様式第１９（第７条関係）

別記様式第19（第7条関係）（甲：輸出令第4・5条用、甲：輸出令第6・7条用、甲：輸出令第11・甲：文政令第6・甲：文政令第4・・・輸出用、甲：輸入令第2・3・甲：輸出令第1・2・輸入令第1・2・・・輸入用）

（その１）

報告年月日	
報告番号	（注１）

設備在庫状況変動報告書

原子力規制委員会　　殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第36項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称	
	所在地			所在地	
国際規制物資計量管理区域の符号	（注３）		（注３）	連絡員の氏名	電話番号（　　）

（その２）

設備在庫状況変動報告書（ECR1）

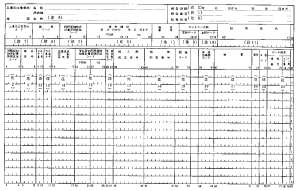

注１　国際規制物資の使用等に関する規則第7条第36項又は第37項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、ＡＣＡごとに「０００１」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
2　別記様式第2の注2の例により記載すること。
3　別記様式第3の注2の例により記載すること。
4　別記様式第4の注2の例により記載すること。
5　別記様式第5の注3の例により記載すること。
6　別記様式第4の注6の例により記載すること。
7　別記様式第4の注7の例により記載すること。
8　別記様式第4の注8の例により記載すること。
9　別記様式第4の注9の例により記載すること。
10　別記様式第4の注10の例により記載すること。
11　別記様式第4の注11の例により記載すること。
12　別記様式第4の注12の例により記載すること。
13　既に報告したデータを削除する場合は「Ａ」と記載すること。
14　別記様式第17の注14の例により記載すること。
15　別記様式第17の注15の例により記載すること。
16　次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

輸	輸入	ＫＦ
増	国内受入れ（国内の他のＡＣＡからの受入れ）	ＫＤ
加	その他の増加	ＯＩ
又	輸出	ＳＦ
減	国内払出し（国内の他のＡＣＡへの払出し）	ＳＤ
減	廃棄	ＷＡ

別記様式第２０（第７条関係）

別記様式第19（第7条関係）

| | | | | |

少	事故損失 その他の減少	LA OD
加工事業者等（廃棄事業者を除く。）のみに係る事項	使用の状況への修行	IU
	保管の状況への修行	OU

17　計量管理規定で定めた設備を一括して同定する方法によりなした符号を記載すること。
18　計量管理規定で定めた設備を個別に同定する方法により付した符号を記載すること。
19　次の表の左欄に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

原子炉	RE
原子炉圧力容器	PV
原子炉内構造	RI
原子炉燃料交換機	FM
原子炉制御棒	CR
原子炉圧力管	PT
ジルコニウム管	ZT
一次冷却材ポンプ	CP
制御用燃料要素駆動機	CM
臨界安全タンク	ST
燃料要素の処理／制御設備	PC
放射線に関する設備	SE
燃料要素のその他の設備	OF
同位体分離のための設備	SI
重水生産工場設備	PH
その他の設備（部品）	OE

20　別記様式第５の注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
21　設備の個数を記載すること。
22　「N」と記載すること。
23　別記様式第４の注20の例により記載すること。
24　別記様式第４の注20の例により記載すること。

備考１　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込み式とすること。
２　この報告書は、ＡＣＡごとに別表で作成すること。

別記様式第２１（第７条関係）

別記様式第21（原子炉等規制法・核燃料物質・核原料物質・核燃料物質・核原料物質・核燃料物質・核燃料物質・核燃

注1　別記様式第1の注3の例により記載すること。
2　別記様式第1の注4の例により記載すること。
3　別記様式第1の注5の例により記載すること。
4　別記様式第1の注6の例により記載すること。
5　別記様式第1の注7の例により記載すること。
6　別記様式第1の注8の例により記載すること。
7　別記様式第1の注9の例により記載すること。
8　別記様式第1の注10の例により記載すること。
9　別記様式第1の注11の例により記載すること。
10　別記様式第1の注12の例により記載すること。
11　別記様式第1の注13の例により記載すること。
12　別記様式第1の注14の例により記載すること。
13　別記様式第1の注15の例により記載すること。
14　別記様式第1の注16の例により記載すること。
15　別記様式第1の注17の例により記載すること。
16　別記様式第1の注18の例により記載すること。
17　別記様式第1の注19の例により記載すること。
18　別記様式第1の注20の例により記載すること。
19　別記様式第1の注21の例により記載すること。

使用済燃料からのプルトニウムを含まないもの	有	無

20　別記様式第1の注22の例により記載すること。
21　別記様式第1の注23の例により記載すること。
22　別記様式第1の注24の例により記載すること。
23　別記様式第1の注25の例により記載すること。
24　（1）の指定書番号に「ACA」の文字を含むものにあっては、ACAの文字を含まないこと。

別記様式第22（第7条関係）（平成2年4月1日、平成3年4月1日一部改正、平成6年3月31日・10月1日一部改正、平成8年3月31日・4月1日一部改正）

核燃料物質等使用変更許可申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第1条第3項の規定により、次のとおり申請します。

氏名又は名称		
法人にあっては代表者の氏名		
住所		
工場又は事業所	名称	
	所在地	
使用の場所	名称	
	所在地	
核燃料物質計量管理区域の符号（注1）		
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	連絡員の氏名	所属部課名（　　） 電話番号（　　） FAX番号（　　） メールアドレス（　　）
事業開始年月日（注2）		
核燃料物質の区分（注3）		
供給国等（注4）		
元素重量（注5）		
化合物又は混合物重量（注6）		
物質の形状（注7）		
化合物又は混合物の名称（注8）		
容器の種類（注9）		
物質の品質（注10）		

注1　別記様式第4の注3の例により記載すること。
2　事業開始に係る国際規制物質の使用の許可、変更に係る使用を開始する日又は許可期限内の場合は事業開始が生じた日のいずれかを記載すること。
3　別記様式第1の注1の例により記載すること。
4　別記様式第1の注2の例により記載すること。
5　国際規制物質の種類ごとに、別記様式第1の注3の例により記載すること。元素重量は、化合物の分子量におけるウラン又はトリウムの分子量から算出すること。
6　化合物又は混合物の重量グラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
7　粉末、分析用小試料、分析用小試料溶液しくはその他固体（混合物は除く）又は溶液のいずれかを記載すること。
8　酸化ウラニル、酸化ウラニル重硫、硝酸ウラニル（六水塩・四水塩）、塩化ウラニル、二酸化ウラン、三酸化ウラン、八酸化三ウラン、金属ウラン、硝酸トリウム（六水塩・四水塩）、酸化トリウム、金属トリウム又はその他のいずれかを記載すること。その他については、化合物名も括弧書きで追記すること。
9　容器とは、500ミリリットル未満の小さな容器、500ミリリットル以上1リットル未満の容器又は未分取のいずれかを記載すること。その他については、容器の種類も括弧書きで追記すること。
10　金属等の固形物、精製された粉末の物質、高純度仕様に合致する物質、未分取物質（スクラップ屑）又は金属結晶の物（照射スクラップ又は廃棄物）のいずれかを記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第２２（第７条関係）

別記様式第２３（第７条関係）

別記様式第23（第7条関係）（平13財務・経産・文科・厚労・農水・国土交通・環境令1・一部改正）

核燃料物質輸入（輸出）報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第5項（第5号第一号に係る部分に限る。）の規定により、次のとおり報告します。

氏名又は名称			
法人にあっては代表者の氏名			
住所			
工場又は事業所	名称		
	所在地		
使用の場所	名称		
	所在地		
核燃料物質計量管理区域の符号（注1）			
事務上の連絡先	名称		
	所在地		
	連絡員の氏名		所属部課名 電話番号 ＦＡＸ番号 メールアドレス
輸入（輸出）年月日			
輸入（輸出）相手機関の	氏名		
	住所		
	ＭＢＡ符号		
報告番号（注2）		修正報告番号（注3）	

輸入（輸出）した核燃料物質等の内容	バッチ名又は番号（注4）	
	バッチ単位体数（注5）	
	核燃料物質の区分（注6）	
	供給国事業国（注7）	
	元素重量（注8）	
	化合物又は混合物重量（注9）	
	核分裂性物質重量（注10）	
	組成（別表等（注11））	物質の形状
		化合物又は混合物の名称
		容器の種類
		物質の品質
備考		

注1　別記様式第4の注3の例により記載すること。
2　国際規制物資の使用等に関する規則第7条第5項の規定に基づき提出するなどの報告書及び同条第3項の規定に基づき当初に提出した報告書を修正するために提出する全ての報告書に第一番、ＭＢＡごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
3　既に提出した報告書について修正をする場合に当該修正に係る報告書の報告番号を記載すること。
4　輸出の場合は、ラテン文字、数字並びにコンマ、スラッシュ及びハイフンなどの記号を組み合わせたＡ文字以内の符号を記載し、輸入の場合は、相手機関の定めた符号を記載すること。
5　別記様式第4の注19の例により記載すること。
6　別記様式第1の注1の例により記載すること。
7　別記様式第1の注3の例により記載すること。

8　国際規制物資の種類ごとに、別記様式第1の注3の例により記載すること。元素重量は、化合物の分子量に占めるウラン又はトリウムの分子量から算出すること。
9　化合物又は混合物の重量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
10　別記様式第4の注25の例により記載すること。
11　輸入の場合は、相手機関から通知される組成、形状等の情報又は物質記述コードを記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第２４（第７条関係）

別記様式第24（第7条関係）（平13財務・経産・文科・厚労・農水・国土交通・環境令1・一部改正、平21文科・経産・厚労・農水・国土交通・環境令1・一部改正、平26厚労・経産・文科・農水・国土交通・環境令1・一部改正、平28厚労・経産・文科・農水・国土交通・環境令1・一部改正、令元厚労・経産・文科・農水・国土交通・環境令1・一部改正）

製錬の事業の実施状況に関する報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第5項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名　称	
	所　在　地	
核原料物質（核燃料物質）の区分（注1）		
生　産　数　量（注2）		
予　定　生　産　数　量（注3）		
生　産　能　力（注4）		
事務上の連絡先（注5）	名　称	
	所　在　地	電話番号（　　）
	連絡員の氏名	所属部課名（　　）

注1　ウラン又はトリウムの区分により記載すること。
2　1年間に製錬した核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。
3　報告を行う日を含む1年間に製錬する予定の核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。
4　1年間に製錬することができる核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

5　東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を，東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。

２　この報告書は，核燃料物質又は核燃料物質の区分ごとに作成すること。

別記様式第２５（第７条関係）

別記様式第25（第7条関係）（平12原子力令第4条第1項，平12原子令第5・平17文科令第6号・一部改正，平20文科令第・3項第2号・一部改正，平24規令第3・5項第2項・一部改正，平26規令第3・5項第2項・一部改正，平29規令第3・5項第2項・一部改正，令元原子令第1・令3原子令第1・一部改正）

サイト内建物報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあっては，その名称及び代表者の氏名）

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条第1項及び国際核燃料物質の使用等に関する規則第7条第3項の規定により，次のとおり報告します。

サイト	名称		
	所在地		
	サイトコード（注1）		
	通常勤務時間帯（注2）	自　時　分 至　時　分	
	休日（注3）		
確認年月日（注4）			
事務上の連絡先（注5）	名称		
	所在地	電話番号（　）	
	連絡員の氏名	所属部課名（　）	
建物一覧（注6）	行番号（注7）	建物コード（注8）	施設コード（注9）	建物の説明（注10）
建物の配置	別図資料のとおり（注11）			

注１　別記様式第3の注１の例により記載すること。

２　サイトの職員の勤務開始の時刻及び勤務終了の時刻を記載すること。

３　日曜日，土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の休日がある場合にあっては当該休日の年月日を記載し，これらの日以外の休日がない場合にあっては空白とすること。

４　サイト内の建物の状況及び配置を確認した日を記載すること。

５　東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を，東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。

６　前記提出した報告書記載事項に変更がない建物にあっては記載しないこととし，報告書記載事項に変更がある建物にあって は最初に付した行番号と同一のものを用いて記載すること。

７　サイトごとに「001」から欠番，重複のない一連の番号を記載すること。

８　建物ごとに国に登録する符号を記載すること。

９　核燃料物質を取り扱う施設にあっては別記様式第４の注８の例により記載し，その他にあっては空白とすること。

10　階数，床面積，用途，使用状況その他建物の状況及び追加議定書第７条に規定する管理されたアクセスによる可能性がある場所について記載し，用途を変更した場合にあっては変更前の用途を併せて記載すること。また，建物を廃止した場合にあっては「廃止」と記載すること。

11　建物ごとに建物コードを記載し，当該建物が施設である場合にあっては施設コードを併せて記載すること。

備考１　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。

２　この報告書は，サイトごとに別表で作成すること。

別記様式第２６（第７条関係）

別記様式第26（第7条関係）（平12原子令第4条第1項，平17文科令第6号・一部改正，平20文科令第・3項第2号・一部改正，平24規令第3・5項第2項・一部改正，平26規令第3・5項第2項・一部改正，平29規令第3・5項第2項・一部改正，令元原子令第1・令3原子令第1・一部改正）

国際核燃料物質における生産数量に関する報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあっては，その名称及び代表者の氏名）

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条第1項及び国際核燃料物質の使用等に関する規則第7条第3項の規定により，次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
国際核燃料物質の種類（注1）		
生産数量（注2）		
事務上の連絡先（注3）	名称	
	所在地	電話番号（　）
	連絡員の氏名	所属部課名（　）

注１　追加議定書附属書Ⅰに掲げる核種のうち，該当するものを記入すること。

２　１年間に生産した核材料又は原料（追加議定書附属書Ⅰ（ｂｖｉ）に規定するホットセルを含む。）について，当該核材料又は原料ごとの数量を記載すること。

３　東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を，東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。

備考１　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。

２　この報告書は，国際核燃料物質の種類ごとに作成すること。

別記様式第２７（第７条関係）

別記様式第27（第7条関係）（平12政令令4・追加、平13政令令10・一部改正、平17文科令6・一部改正、平18文科令3・一部改正、平20文科令3・平21文科令40・一部改正、平22文科令4・平26文科令3・平28文科令4・平29文科令4・一部改正、平30原子令2・一部改正、平31原子令2・令2原子令2・令3原子令2・令4原子令2・一部改正）

ウラン鉱山に関する報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条第1項及び国際原子力機関の保障措置に関する協定第7条第3項の規定により、次のとおり報告します。

鉱山	名称	
	所在地	
実施状況（注1）		
生産数量（注2）		
予定生産数量（注3）		
生産能力（注4）		
事務上の連絡先（注5）	名称	
	所在地	電話番号（　　）
	連絡員の氏名	所属部課名（　　）

注1　探鉱、採鉱又は選鉱の区分ごとに、実施、休止又は廃止の区分により記載すること。探鉱、採鉱又は選鉱のうち、実施したことのないものについては記載しないこと。

2　1年間に生産したウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、切捨て入すること。

3　報告を行うときから1年間に生産する予定のウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、切捨て入すること。

4　1年間に生産することができるウランの量について、キログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、切捨て入すること。

5　東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合はウラン鉱山における連絡先を記載すること。

備考1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　この報告書は、ウラン鉱山ごとに作成すること。

別記様式第２８（第８条関係）

別記様式第28（第8条関係）（平12政令令4・追加、平13政令令10・一部改正、平17文科令6・一部改正、平18文科令3・一部改正、平20文科令3・平21文科令40・一部改正、平22文科令4・平26文科令3・平28文科令4・平29文科令4・一部改正、平30原子令2・平31原子令2・令2原子令2・令3原子令2・令4原子令2・一部改正）

（表　面）

番　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の8の2第3項又は同法第69条第5項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写真

（裏　面）

年　月　日生

年　月　日交付

原子力規制委員会　印

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A6とすること。

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第61条の8の2　国際査察物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の適用に必要な範囲内において原子力規制委員会が定めるところにより、国際査察物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

2　前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たつては、原子力規制委員会の指定する設置職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類その他必要な物件の検査

三　核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

四　国際査察物資の移動を監視するための必要な対印又は標識の取り付け

3　前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5　（略）

第65条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際査察物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際査察施設者を含む。）に応じこの法律の規定、軍道産業公安委員会にあつては第64条第4項の規定）の施行に必要な限度において、当該職員（軍道産業公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際査察物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際査察施設者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2・3　（略）

4　原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査の日から、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に通知を行い、又は第1項の規定による立入検査の実施を猶予するために必要な限度において、当該職員に、国際査察物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5　前項の規定による当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6　第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7～14　（略）

第66条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第65条第1項（核原料物質使用者、国際査察物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際査察施設者に係る部分に限る。）、第2項から第4項までの規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

別記様式第２９（第８条関係）

別記様式第３０（第１０条関係）

別記様式第30(第10条関係)

電磁的記録媒体提出書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第　項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第　項の規定による報告書を記載した電磁的記録媒体を次のとおり提出いたします。

本書に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1　電磁的記録媒体に記録された事項

2　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

(備考)　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。

3　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本書に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

5　該当事項のない欄は、省略すること。